

◎優生保護法の一部を改正する法律

(昭三五・四・二二法五五)(参)

一、提案理由(三月二十九日)

○谷口弥三郎君 たいだいま議題となりました優生保護法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

まず第一点といたしまして、現行優生保護法におきましては、都道府県優生保護審査会の決定に基づく優生手術に関する費用につきまして直接国庫が支出することとなっておりますが、優生手術の実施及びその支払い事務等が円滑に行なわれるようにするため、この費用を都道府県が支弁することとし、国庫はその費用を負担することといたしました。

改正第二点といたしましては、都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行なう者は、受胎調節のための医薬品で厚生大臣の指定するものを販売することができることとなっておりますが、この販売できる期間が昭和三十五年七月三十一日をもって切れることとなっております。そこで、この期間を受胎調節の実地指導の実情にかんがみましてさらに五カ年間延長することといたしました。以上がこの法律案提案の理由及び概要であります。何とぞ慎重に御審議の上、御賛同あらんことをお願い申し上げます。

二、参議院社会労働委員長報告(三月三十日)

(失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律(昭三五一法一八)の委員長報告と一括して掲載)

三、衆議院社会労働委員長報告(四月十五日)

○永山忠則君 たいだいま議題となりました優生保護法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の内容は、都道府県優生保護審査会の決定に基づく優生手術に関する費用については、現在は直接国庫が支出することになってゐるのを、都道府県の支弁とし、国庫はその費用を負担することに改めて、優生手術の実施及びその支払い事務等の円滑をはかることが第一であり、都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行なう者が受胎調節のための医薬品の販売をすることができる期間を五カ年間延長し、昭和四十年七月三十一日までとすることが第二でございます。

本案は、三月三十日本委員会に付託され、四月五日提案者の参議院議員谷口弥三郎君より提案理由の説明を聴取した後、同月十三日、質疑を終了し、直ちに採決を行ないましたところ、本案は全会一致をもって原案の通り可決すべきものと議決いたしました次第であります。以上、御報告申し上げます。

◎地方税法の一部を改正する法律

(昭三五・四・二二法五六)

一、提案理由(二月十二日)

○石原国務大臣 たいだいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案につきましてその提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

この法律案は、国民負担の軽減をはかるために、昨年行なわれまして所得税の減税に対応して、昭和三十五年以降において住民税の減税を行なうことを主眼とし、その他、所得税法及び法人税法の改正に伴い必要な規定の整備を行なうとするものであります。以下その内容の概略について御説明申し上げます。

第一は、所得税の減税に伴う住民税の減税についてであります。所得税におきましては、昭和三十四年度から扶養控除の引き上げ及び最低税率の適用範囲の最高限度額の引き上げによる減税が行なわれたのでありますが、住民税所得割についてもこれに照応して昭和三十五年度から減税を行なうこととし、一、これがため道府県民税の所得割の課税総額算定の基礎となる標準率及び市町村民税の所得割のうち所得税額を課税標準とするものの標準税率は、これを据え置くこととし、二、課税総所得金額を課税標準とするもの(第二課税方式)の準拠税率については、二%の税率適用範囲の最高限度額

について現行五万円を十万円に引き上げ、三、課税総所得金額から所得税額を控除した額を課税標準とするもの(第三課税方式)の準拠税率については、税率適用範囲の最高限度額について従来三万円まで二%であったものを五万円まで引き上げ、また、従来八万円まで三%であったものを十万円に引き上げることとしたのであります。

以上のほか、第二課税方式及び第三課税方式のただし書きを採用する市町村については、条例によって扶養親族の数に依する税額控除額を引き上げるように指導する所存であります。この結果、昭和三十五年度において約百二十二億円、平年度において百三十八億円の減税となる見込みであります。なお、この減税に伴う地方団体の財政状況にかんがみ、その財政の健全化に資するため、別途御審議をいただきます臨時地方特別交付金に関する法律によって、所要の措置を講ずる所存であります。

第二は、被災たなおろし資産の損失の繰り越し控除の制度についてであります。青色申告書を提出している個人の事業税におきましては、従来とも三年間に限り損失を繰り越して控除することが認められて参ったのでありますが、昨年所得税法の一部が改正され、いわゆる白色申告書を提出している個人につきましても、震災、風水害、火災その他の災害による商品、原材料等のなおろし資産の損失の金額については、三年間に限りこれを繰り越して控除することが認められましたので、事業税につきましても同様の措置をとることといたしましたのであります。

第三は、法人税法上の還付を受けた法人が納付すべき道府県民税及び市町村民税の法人税割の課税標準である法人税額の計算についてであります。青色申告書を提出している法人が、法人税法の規定により欠損の繰り戻しによる法人税額の還付を受けた場合には、その法人が納付すべき道府県民税及び市町村民税の法人税割の課税標準である法人税額から、当額還付を受けた法人税額を繰り越し控除することによりまして、法人税とこれを課税標準とする道府県民税及び市町村民税の法人税割との間の調整をはかつて参つたのであります。昨年の法人税法の改正に伴い、右の方法に調整を加える必要が生じたので、政令で調整をはかることができるよう規定の整備をはかつております。

以上のほか、「不具者」を「障害者」に、「めくら」を「失明者」に改める等所得税法及び法人税法の改正に伴い若干の規定の整備をはかることにいたしました。

以上が今回提出いたしました地方税法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次は、奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案につきまして提案の理由並びにその内容の概要を御説明申し上げます。

奄美群島の復興事業は、奄美群島復興計画に基づき、逐次推進を見つつあるのですが、群島経済がはなだ脆弱であるため産業資金の融通は円滑を欠き、これが復興の大きな隘路となつておりました。かねてからこれに対する対策の樹立が痛感されておつたの

であります。これがため、さきに奄美群島復興信用保証協会を奄美群島復興信用基金に改組し、従来の保証業務のほかに、群島内の中規模の事業者に対して小口の事業資金の貸付をもあわせて行なうこととし、昭和三十四年度に一億円の政府出資を見たのであります。しかしながら、その運営の実態を見ますに、この資金量をもちましては、到底熾烈な資金需要に應ずることができない状況でありますので、昭和三十五年においてさらに政府出資を八千万円追加し、融資業務に充て、産業振興の促進をはかるとともに、あわせてこの際、基金の債権保全のための抵当権設定に関する免税規定を整備しようとするものであります。

以上この法律案の提案理由並びにその内容の概要について御説明いたしましたのでありますが、何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次は、臨時地方特別交付金に関する法律案の提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

昨年行なわれました所得税の減税に対応し、明年度以降道府県民税及び市町村民税についても減税を行なうため、別途地方税法の一部を改正する法律案を提案いたしているものであります。この減税の実施によりまして、地方税収入に百二十二億円の減収が生ずるものと見込まれております。明年度におきましては、経済界の好況の持続の見通しのもとに、本年度の当初地方財政計画に比し、地方税及び地方交付税にかなりの増収が見込まれるのであります。地方給与改訂をはじめとする給与関係経費、治山治水事業の実施に

伴う地方負担等義務的支出に要する増加経費も多額に上るのであります。その他地方財政はなお幾多の不健全な要素をかかえておるのであります。現に地方制度調査会または税制調査会において、地方財源の問題についても種々検討が加えられているのであります。このような地方公共団体の財政の状況にかんがみ、その健全化を促進するために、減税によって生ずる地方財源の減少に対して、政府は、国税三税の百分の〇・三相当額を臨時地方特別交付金として、当分の間、地方団体に交付することとしたのであります。

次に、この法律案の内容の要旨について御説明いたします。

第一は、臨時地方特別交付金の総額に関する事項であります。臨時地方特別交付金の総額は、所得税、法人税及び酒税の収入額のそれぞれ百分の〇・三といたしております。臨時地方特別交付金は、減税によって生ずる地方財源の減少に対し、地方財源を増額することによって、これを総体として補てんし、地方財政の健全化に資することを旨とするものでありますから、その総額は、地方交付税制度に準じ、国税三税の一定割合とすることとしたのであります。従つてまた、国税三税に自然増減があつたことにより、予算計上額との間に増減差額が生じた場合においては、翌年度以降の臨時地方特別交付金に加算し、またはこれから減額するものとしてあるのであります。なお、明年度の臨時地方特別交付金の総額は、二十九億八千四百万円と見込んでおります。

第二は、臨時地方特別交付金の交付に関する事項であります。すでに御説明いたしましたような臨時地方特別交付金の創設の趣旨に

かんがみ、交付についても、地方交付税制度にならうことを適當と考え、その特別交付税の交付の例によることといたしております。なお、各地方団体に對する交付額につきましては、減税の実施に伴う影響その他地方団体の財政状況を総合的に勘案して算定することとしたいと考えております。

以上が臨時地方特別交付金に関する法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議のうえ、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院地方行政委員長報告(三月二十九日)

○濱地文平君 たいだいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

本案は、国民負担の軽減をはかるために昨年行われました所得税の減税に対応して、昭和三十五年以降において住民税の減税を行なうことを主眼とし、その他、所得税法及び法人税法の改正に伴い、必要な規定の整備を行なうとするものであります。

本案施行の結果、昭和三十五年におきまして約百二十二億円、平年度において百三十八億円の減税となる見込みであります。この減税に伴う地方財源の減少に対しましては、別途提出されております臨時地方特別交付金に関する法律によって所要の措置を講ずることとしております。

本案は、二月十一日本委員会に付託され、翌十二日石原閣務大臣

より提案理由の説明を聴取し、自來、地方財政関係法案及び地方財政計画とも関連せしめて審査を行なうとともに、地方税法の一部を改正する法律案等審査小委員会を設けまして、本案はもとより、地方財政制度全般にわたる根本問題にも触れて検討を加えるなど、審査に慎重を期したのでありますが、これら詳細については会議録によって御承知願いたいと思ひます。

去る三月二十五日、本案について、小委員長より、小委員会における審査の経過及び結果について報告がありました後、本案に対する質疑を終了し、直ちに討論に入りましたところ、委員太田一夫君は、日本社会党を代表して反対、委員渡海元三郎君は、自由民主党を代表して賛成の意を表されました。

採決の結果、本案は賛成多数をもって原案の通り可決すべきものと決しました。

右、御報告申し上げます。

三、参議院地方行政委員長報告(四月二十日)

○新谷寅三郎君 たいだいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案及び消防法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、地方税法の一部を改正する法律案について申し上げます。政府の提案理由の説明によりますと、本法律案は、昨年行なわれました所得税の減税に対応して、昭和三十五年以降において住民税の減税を行なうことを主眼とし、その他、所得税法及び法人税法

の改正に伴い必要な規定の整備を行なうとするものでありまして、その改正の要点は、

第一に、昭和三十五年より住民税所得割についても減税を行なうこととし、すなわち、市町村民税について課税総所得金額を課税標準とするいわゆる第二課税方式の準拠税率については、二%及び三%の税率適用範囲の最高限度額をそれぞれ引き上げ、また、課税総所得金額から所得税額を控除した額を課税標準とするいわゆる第三課税方式の準拠税率については、二%、三%及び四%の税率適用範囲の最高限度額をそれぞれ引き上げることとし、

第二に、所得税法及び法人税法の改正に伴い、被災たなおろし資産の損失がある個人の事業税の課税標準たる所得の算定について、所得税の申告書を青色で提出しない場合においても、三年間に限りその損失の繰り越し控除を認めることとし、

第三に、法人の道府県民税及び市町村民税の法人税割について、法人税の還付を受けた場合に法人税割の課税標準である法人税額の調整を行なう旨の規定を、現行の欠損の繰り戻しによる還付の場合に準じて政令で定めることができるものとすること等であります。

地方行政委員会におきましては、二月十六日、石原国務大臣より提案理由の説明を聞きまして、当局との間に質疑応答を重ねて慎重審査を行ないましたが、その詳細については会議録によって御了承を願ひたいと存じます。ただ、その間、最も論議のありました問題の一、二を御紹介申し上げますと、昭和三十五年地方財政計画によれば、地方税において八百億円の増収が見込まれているのに政

府は本年度において減税を行なわず、ただわずかに既定計画に基づく住民税の減税だけにとどめた理由いかんとの質問に對しましては、石原国務大臣より、昨年の伊勢湾台風の大災害のあとを受け、災害の復旧、国土の保全を施策の重点としたため、一般的減税の余裕がなかったが、一方において税外負担の軽減等につき努力した旨の答弁があり、また、先年来の懸案である大衆飲食等にかかる遊興飲食税の軽減の問題が、当委員会累次の附帯決議にもかかわらず、今回の地方税法の改正案において全然考慮せられていないのはいかなる理由によるかとの質問に對しましては、石原国務大臣より、この問題は附帯決議の趣旨に沿うべく鋭意検討を重ねたのであるが、伊勢湾台風の災害復旧等のために今回は遺憾ながら見送らざるを得なかったもので、昭和三十六年度においては最優先的にこれが実現をはかるべく努力する旨の答弁がありました。

かくて四月十四日質疑を終了し、討論に入りましたところ、占部委員は日本社会党を代表して、本法案は大衆飲食にかかる遊興飲食税を初め大衆課税的性格の強い各種地方税について減税を行なうべしとの世論を無視して減税を怠っている点において反対である旨を述べられ、大竹委員は、本法案に賛成であるが、この際、電気ガス税、大衆飲食にかかる遊興飲食税等の減税を含めて地方税制の根本的再検討を政府に要望する旨を述べられました。かくて、討論を終局し、採決の結果、本法案は多数をもって原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

次に、消防法の一部を改正する法律案について申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律

本法案は、火災の防止の徹底を期するため、従来の防火責任者の制度を改め、一定の防火対象物に防火管理者を設けしめて、これに関する規定の整備をはかり、また、火災の拡大の危険の著しい物品の貯蔵または取り扱ひの技術上の基準を市町村条例で定めることとし、消防の用に供する設備等に関し技術上の基準を政令で定め、地方的実情に應じて市町村条例で政令基準以上のものを付加することができるようにすること等をその内容とするものであります。

地方行政委員会におきましては、三月二日石原国務大臣より提案理由の説明を聞きまして、当局との間に、市町村の消防施設に對する政府の助成策、消防施設税の創設、国家消防本部のあり方と自治省への統合等の諸問題につきまして質疑応答を重ね、慎重審査を行ないましたが、その詳細につきましては会議録によって御了承を願ひたいと存じます。

四月十九日質疑を終了し、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上御報告いたします。

◎公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律

(昭三五・四・二六法五七)(衆)

一、提案理由(三月十五日)

○大平正芳君 たいいま議題になりました公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由とその内容を御説明申し上げます。

本案は衆議院文教委員会提案の法律案でございます。その趣旨とするところは、従来公立学校の学校医だけに適用されていた公務災害補償を、学校歯科医、学校薬剤師にもこれを適用しようとするものであります。

去る第二十六回国会において、公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律が制定せられ、公立学校の学校医が公務上の災害を受けた場合には公費負担による適切な補償の道が講ぜられることになったのであります。その後、第二十八回国会におきまして学校保健法が制定せられ、同法第十六条には、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の三者が、学校の保健管理に関する専門的技術及び指導に従事する者として同等に規定されるようになりました。しかるに、右三者のうち、公立学校の学校医だけが公務災害補償の恩恵を受け、学校歯科医及び学校薬剤師が本法より漏れていることは、まことに片

手落ちというべきでありまして、学校における保健管理の重要性にかんがみ、学校歯科医及び学校薬剤師を新たに補償の対象に加える必要を認め、今回の改正案を提出するに至ったものであります。なお、附則において、本案の施行日は、準備の都合を考慮に入れて、公布の日から起算して三カ月をこえない範囲内において政令で定める日からということにいたしました。

以上が本案の提案理由及び内容でございます。

文教委員会におきましては、本案の起草に際し、慎重討議の上、政府の意見を徴しましたところ、公立学校の学校歯科医並びに薬剤師の公務災害については、そうした災害が予想しかねるので、過去の事例等をよく調査して、その上で検討したいと思っているから、今直ちに立法措置を講ずることは賛成いたしかねる旨の意見が文部大臣から述べられました。文教委員会としては、本案が適切妥当な措置であると認めまして、全会一致をもって委員会提案として発議した次第でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願いいたします。

次に、盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審議の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

御承知のように、現行法では、盲、ろう学校及び養護学校への就学の普及奨励をはかるために、これらの学校に就学する児童、生徒にかかる教科用図書購入費、学校給食費等の全部または一部を国

及び都道府県が支弁することを規定いたしておりますが、今回、さらにこれらの学校の小、中学部の児童、生徒にかかるものについては修学旅行費を、専攻科を除いた高等部の生徒にかかるものについては学校付設の寄宿舎居住に伴う経費をそれぞれ新たに加え、それらの経費の全部または一部を国及び都道府県において支弁すべきことを規定するものであります。

本案は、去る二月三日当委員会に付託され、以来、慎重に審議されて参りました。特に、盲、ろう学校等への就学状況、修学旅行の実態と、これに対する父兄負担の実情、就学者中、寄宿及び通学の比率、並びに寄宿舎居住に要する経費について、また、専攻科を対象とする国庫補助の拡充、職業教育の実情、なかんずく、全盲者のための職業指導の強化、さらにまた、盲人のために新たにその職業分野を保護する施策いかなる等に関し熱心に検討されましたが、これらの詳細につきましては会議録によって御承知を願いたいと存じます。

かくて、三月十一日に至り、本案に対する質疑を終了し、討論を省略して採決の結果、起立総員をもって本案は原案の通り可決されました。

次いで、自由民主党臼井莊一君から、本案に対し、盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関しては、その適用範囲を高等部(専攻科を含む)拡大するとともに、食費、通学用品費、見学旅行費等の費用にもできるだけ配慮するよう要望する。

公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律

との附帯決議案が提出されました。これに対し、日本社会党の山崎始男君、民主社会党の小牧次生君から、それぞれ賛成の意見が述べられ、採決の結果、起立総員をもってこれまた可決すべきものと決しました。

右、御報告申し上げます。

二、参議院文教委員長報告(三月二十八日)

○清澤俊英君 たいいま議題となりました公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案について、委員会における審議の経過及び結果を御報告いたします。

本案は、衆議院文教委員会の提案にかかるものでありまして、従来公立学校の学校医だけに適用されていた公務災害補償を、学校歯科医、学校薬剤師にもこれを適用しようとする趣旨のものであります。

昭和三十二年に公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律が制定され、公立学校の学校医が公務上の災害を受けた場合には、公費負担による適切な補償措置が講ぜられることにより、学校医が安心してその職務に精励できるようになりましたが、その後、学校保健法が制定され、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の三者が、学校の保健管理に関する専門的技術及び指導に従事する者として同等に規定されました。しかるに、右三者のうち、公立学校の学校医だけが公務災害補償の恩恵に浴し、学校歯科医及び学校薬剤師が、いまだ本法の適用を受けていないことは、片手落ちというべきであり

ますから、この両者を新たに補償の対象として加える必要を認めるというのが本改正案の提案理由であります。

委員会におきましては、この法律施行以来の学校医の公務災害補償の実情、学校薬剤師の職務の内容及び現在の設置状況、昭和三十六年四月一日以後必置すべき学校薬剤師に関する予算措置等について、各委員から熱心な質疑が行なわれましたが、これらの質疑及びこれに対する政府の答弁の詳細については、会議録に譲ることといたします。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、特に発言もなく、直ちに採決の結果、本案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

右御報告いたします。

(註) 衆議院においては委員会の審査は省略された。

◎下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

(昭三五・四・二六法五八)

一、提案理由(四月五日)

○国務大臣(井野碩哉君) 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を説明いたします。

この法律案は、土地の状況、市町村の廃置分合等により、簡易裁判所の名称、所在地及び管轄区域を変更する等、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律に所要の改正を行なおうとするものであります。以下簡単に今回の改正の要点を申し上げます。

第一は、簡易裁判所の名称及び所在地の変更であります。すなわち、大阪地方裁判所管内古市簡易裁判所の所在地である大阪府南河内郡南大阪町について、同町を南大阪市とする処分及び南大阪市の名称を羽曳野市に変更する処分が行なわれたのに伴い、同簡易裁判所の名称を羽曳野簡易裁判所に改め、また、土地の状況等にかんがみ、広島地方裁判所管内上下簡易裁判所の所在地を広島県甲奴郡上下町から同県府中市に変更するとともに、その名称を府中簡易裁判所に改めようとするものであります。

第二は、簡易裁判所の管轄区域の変更であります。すなわち、土

地の状況、交通の利便等にかんがみ、京都簡易裁判所の管轄に属する京都市南区久世川原町ほか八カ町の区域を、向日町簡易裁判所の管轄区域とするほか、五簡易裁判所の管轄区域を変更しようとするものであります。

第三は、市町村の廃置分合、名称変更等に伴い、別表第四表及び第五表について当然必要とされる整理を行なおうとするものであります。

以上が、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますよう、お願いいたします。

二、参議院法務委員長報告(四月六日)

○大川光三君 ただいま議題となりました下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案につき、法務委員会における審議の経過並びに結果について御報告いたします。

本改正案の趣旨は、土地の状況、市町村の廃置分合等により、簡易裁判所の名称、所在地及び管轄を変更する等、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律に所要の改正を行なおうとするものであります。そのおもなる点は、

第一に、市の名称変更及び土地の状況等により、大阪地方裁判所管内の古市簡易裁判所を羽曳野簡易裁判所に、広島地方裁判所管内の上下簡易裁判所を府中簡易裁判所に、それぞれ改めること。

第二に、土地の状況、交通の利便等にかんがみ、京都簡易裁判所ほか六カ所の簡易裁判所の管轄区域を変更すること。

第三に、市町村の廃置分合等に伴い、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の別表について所要の整理を行うこと等でありま

す。委員会は、提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、各委員から、本改正案と職員の適正配置との関係等につき質疑が行なわれたほか、別に問題もなく、討論を省略し、採決に入りましたところ、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

三、衆議院法務委員長報告(四月十五日)

○小島徹三君 たいだいま議題となりました下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案外二法案につきまして、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案の改正趣旨は、最近における市町村の廃置分合、名称の変更、土地の状況並びに交通の利便等にかんがみまして、簡易裁判所の名称、所在地及び管轄区域を変更しようとするものであります。すなわち、改正点の第一は、古市簡易裁判所の名称並びに上下簡易裁判所の名称及び所在地を変更すること、第二は、京都簡易裁

判所外六簡易裁判所の管轄区域を変更すること、第三は、本法の別表について所要の整理を行なうこと等でありま

す。次に、裁判官の災害補償に関する法律案について申し上げます。現在、裁判官の公務上の災害に対する補償につきましては、他の特別職の職員と同様に、労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律の規定によっているものであります。国会に、政府は、国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案において、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正し、同法に掲げる特別職の職員の公務上の災害補償については一般職の職員の例によることとしようとしておるのであります。よって、これに対応して、裁判官の公務上の災害に対する補償についても一般職の職員の例によるものとして、その災害補償制度を整備しようとするのであります。

さて、法務委員会におきましては、両案について、四月十二日、質疑を終了し、討論することなく、両案を一括して採決いたしましたところ、右両案はそれぞれ多数をもって政府原案通り可決いたしました。

次に、裁判所法の一部を改正する法律案について申し上げます。御承知のように、近時、裁判所に係属する事件の増加に伴い、訴訟が遅延する傾向にあり、その解消が目下の急務となっておるのであります。

本案は、審判の適正、迅速化をはかり、人権保障の実をあげる一方策として、裁判所書記官をして、従来の職務に付随して、新たに

裁判官の命を受けて裁判官の行なう法令及び判例の調査その他必要な事項の調査を補助させようとするものであります。

本案は、三月二十一日当委員会に付託せられ、本改正案により書記官は一般的に裁判官の補助機関となるのではないか等の質疑があり、また、本案に関連して、別途裁判所が実施せんとする書記官の勤務時間の延長及び給与調整額の引き上げ等の問題について熱心な質疑が行なわれました。それらの詳細については会議録に譲ることといたします。

かくて、四月十二日質疑を終了し、次いで、四月十四日、本案に対し、日本社会党及び民主社会党共同提案にかかる修正案が提出されました。すなわち、書記官は、裁判所の事件に関する法令及び判例の調査をつかさどる、という趣旨に改めようとするものであります。

この修正案に関し質疑を行なった後、討論に入りましたところ、自由民主党を代表して高橋禎一委員から、修正案に反対、政府原案に賛成、また、日本社会党及び民主社会党を代表して井伊誠一委員から、日本共産党を代表して志賀義雄委員から、それぞれ修正案に賛成、政府原案に反対の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、修正案は少数をもって否決せられ、本案は多数をもって政府原案通り可決することとした次第であります。

以上、御報告申し上げます。

◎水産庁設置法の一部を改正する法律

(昭三五・四・二七法五九)

しております。

以上、この法律案の提案の理由を御説明申し上げますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願い申し上げます。

二、衆議院内閣委員長報告(三月十五日)

(総理府設置法の一部を改正する法律(昭三五―法二五)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院内閣委員長報告(四月六日)

○中野文門君 たいだいま議題となりました水産庁設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本法律案の内容を申し上げますと、水産庁の付属機関である十和田湖孵化場を本年八月一日に廃止しようとするものであります。

政府が十和田湖孵化場を廃止する理由として述べるところによりますと、十和田湖孵化場は、ヒメマス資源の重要性にかんがみ、国営により、その人工孵化放流事業を実施するため、昭和二十七年に設置されたのであるが、近年同じく国営である北海道サケ・マス孵化場の支笏湖事業場におけるヒメマスの種卵の生産が著しく増加し、全国の移殖用の種卵の需要量を十分確保し得る見通しがつくに至ったので、十和田湖における増殖事業は、単にその地方の需要を

一、提案理由(二月十六日)
○小枝政府委員 水産庁設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。
この法案は、水産庁の付属機関である十和田湖孵化場を本年八月一日に廃止しようとするものであります。

十和田湖孵化場は、ヒメマス資源の重要性にかんがみ、国営によりその人工孵化放流事業を実施するため、昭和二十七年に設置されたのであります。近年同じく国営であります北海道サケ・マス孵化場の支笏湖事業場におけるヒメマスの種卵の生産が著しく増加し、全国の移殖用の種卵の需要量を十分確保し得る見通しがつくに至りましたので、十和田湖における増殖事業は単にその地方の需要を満たせば足りることとなり、国営によりこれを行なう必要がなくなつた次第であります。

従いまして今回十和田湖孵化場を本年七月三十一日限りで廃止することといたし、青森、秋田両県の県営に移管することとするものであります。なおこれに伴い昭和三十五年度におきまして、青森、秋田両県が十和田湖においてヒメマスの孵化放流事業を行なうのに必要な施設の設置に要する経費の全額を補助するための予算を計上する必要が計上されております。

内閣委員会は、前後四回委員会を開き、この間、福田農林大臣その他関係政府委員の出席を求めまして、慎重に本法律案を審議いたしました。その審議において、政府が本孵化場を今回廃止するに決した理由、本孵化場廃止後の措置、本孵化場廃止後の本孵化場職員の出遇、水産試験所研究機関の機構改革、内水面の漁業振興に関する政府の方針、工場汚水と漁業との関係、特に水俣漁業問題に対する政府の今後の対策等の諸点につきまして、農林省当局との間に質疑応答が重ねられました。特に本孵化場廃止後の本孵化場職員の処遇の点につきましては、水産庁長官より、本人の希望を十分尊重して善処する旨の言明がありました。

去る三月三十一日の委員会におきまして質疑を終わり、討論もなく、よって直ちに本法律案を採決いたしましたところ、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

◎公営住宅法の一部を改正する法律

(昭三五・四・二七法六〇)

一、提案理由(三月二日)

○村上国務大臣 ただいま議題となりました公営住宅法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

公営住宅法第八条の規定によれば、国は、地震、暴風雨等の異常な天然現象により滅失した住宅に居住していた低額所得者に貸貸するたため事業主体が第二種公営住宅の建設をするときは、災害により滅失した住宅の戸数の三割に相当する戸数の範囲内で、その建設に要する費用の三分の二を補助しなければならぬことになっておりますが、この場合の国の補助は、災害により滅失した住宅の戸数が被災地全域で五百戸以上または一市町村の区域内の住宅戸数の一割以上であるときに限られております。

しかしながら、この基準によるときは、滅失した住宅の戸数が被災地全域で五百戸以上に達する場合は別として、たとえば集中豪雨が発生し、その被害が一市町村の区域内の住宅戸数の一割には満たないけれども、その滅失戸数が相当の戸数に達する場合は予想されるのであります。一方、災害のうちでも、火災の場合には、滅失した住宅の戸数が被災地全域で二百戸以上あるときは、国の補助の対象内には限られております。

委員会の審議におきましては、災害としての取り扱いをする異常な天然現象の範囲、地盤沈下による被害の取り扱い、不燃化促進の現況と対策等について質疑が行なわれました。討論なく、採決の結果、本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に住宅地区改良法案について申し上げます。

わが国における不良住宅密集地区の改善事業につきましては、昭和二年不良住宅地区改良法の制定とともに着手されて以来、昭和十七年までに約四千戸近い不良住宅が改良されてきたのであります。戦後におきましては、昭和二十七年から公営住宅法に基づく第二種公営住宅の建設によって建てかえがはかられてきたのであります。現在不良住宅と見られるものは全国で約二十万戸に上るのであります。現行不良住宅地区改良法は実情に適合しない点もありませんので、今回同法を廃止し、新たに住宅地区改良法として法の整備をはかりたいと存じます。

法案のおもなる内容について申し上げますと、

第一に、不良住宅改良事業は、地方公共団体からの申し出に基づいて、建設大臣が指定した一団地の区域について、市町村が実施することとなっております。なお、この地区の指定を行なう際、都市

公営住宅法の一部を改正する法律

象としていたのであります。これとの均衡をも考慮し、地震、暴風雨等の異常な天然現象により滅失した住宅の戸数が一市町村の区域内で二百戸以上である場合を新たに災害の基準を加え、この基準に該当するときは国の補助の対象とすることとした次第であります。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決下さるようお願いいたします。

二、衆議院建設委員長報告(三月十八日)

(住宅地区改良法(昭和三五―法八四)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院建設委員長報告(四月二十日)

○岩沢忠恭君 ただいま議題となりました公営住宅法の一部を改正する法律案、住宅地区改良法案、及び四国地方開発促進法案について、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず公営住宅法の一部を改正する法律案について申し上げます。同法の規定によりますと、地震、暴風雨等の災害により滅失した住宅に住んでいた低額所得者のために、第二種公営住宅を地方公共団体が建設するときは、国は、滅失住宅戸数の三割の範囲内で、費用の三分の二を補助することになっております。この場合、補助は、災害滅失戸数が被災地全域で五百戸以上、または一市町村の区

計画地域内の土地については、建設大臣は都市計画審議会の議を経なければならぬこととしております。

第二、事業計画には、改良住宅の建設戸数、資金計画等の実施計画と地区内の土地利用の基本計画を定め、建設大臣の認可を受けることになっております。

第三に、施行者は、改良地区内の不良住宅をすべて除却した後、耐火構造または簡易耐火構造の改良住宅を建設し、地区内の従前の居住者を入居させなければならないことになっておりますが、入居後の管理については公営住宅法の規定を準用してあります。

第四に、費用については、国は、改良住宅の建設については三分の二以内、不良住宅の除却に要する費用等についてはその二分の一以上の補助を行なうこととしております。

以上のほか、事業施行のため必要がある場合の土地等の収用または使用、建築行為等の制限、一時収容施設の設置等について規定してあります。

本法案は去る三月十八日に付託されましたが、委員会におきましては、従来公営住宅法の規定によって行なわれてきた不良住宅の改良の実情について詳細な資料の提出を求め、精細な調査を行なう等、慎重な審議を続けて参ったのであります。質疑のおもなる点は、改良地区と都市計画、改良事業と市街地再開発との関連、不良住宅の判定並びに地区指定の基準、改良住宅の家賃と入居者の収入との均衡等に関するものであります。詳細は会議録によってご覧をいただきたいと存じます。

質疑を終了、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して永岡委員から、改良地区の指定にあたっては、都市計画との関連を十分に考慮して行なうべきであること、また改良住宅への入居者に対しては家賃が過重な負担とならぬよう適切な行政措置を講ずることにも、将来、事業に対する国の補助率の引き上げ、予算ワクの拡大等により、改良住宅の新築を増大し、すみやかに不良住宅の解消をはかるよう希望して原案に賛成するとの意見が述べられ、次いで民主社会党を代表して田上委員からはほぼ同様の発言がありました。かくて討論を終結、採決の結果、本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、四国地方開発促進法案について申し上げます。

本法案は、四国地方における資源の総合的開発を促進し、国民経済の発展に寄与しようとするものであります。

その要旨を申し上げますと、内閣総理大臣は、この法律に基づき設置される四国地方開発審議会の議を経て四国地方開発促進計画を作成し、その計画に基づいて国及び地方公共団体その他のものが事業を実施することといたしております。一方、開発促進計画を実施するため、政府は必要な資金の確保をはかり、かつ、国の財政の許す範囲内でその実施の促進に努めなければならない旨規定するほか、この計画に基づく重要な事業の費用について、国の負担または補助の割合の特別措置を必要とする場合には、別に法律で定めることといたしております。

本案の審議においては、国土総合開発法に基づく諸計画の実情並

びに同法と本法案との関連、本案で対象とする事業の国の負担率または補助率等について質疑がありました。詳細は会議録に譲るといたしました。

かくて質疑を終了、討論なく、採決の結果、本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。以上御報告申し上げます。

◎漁業協同組合整備促進法

(昭三五・四・二七法六一)

一、提案理由(三月一日)

(漁船損害補償法の一部を改正する法律(昭三五―法一五)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院農林水産委員長報告(四月七日)

○吉川久衛君 たいだいま議題になりました、内閣提出にかかる二法案について、農林水産委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

まず、漁業協同組合整備促進法案について申し上げます。現在、漁業協同組合は、その総数四千三百余に達し、これらのうち、特に沿海の地区出資漁協約三千組合は、沿岸漁業振興のにない手として重要な地位にあることは、御承知のところであり、しかしながら、これらの地区出資漁協のうちには、漁況の変化等、外的条件の変動あるいは内部体制の不良等の原因により、欠損金が累積し、または多額の固定債務をかかえ、経営の不振に悩む赤字組合が相当数に上っている実態を、遺憾ながら認めざるを得ない現状であるのであります。そこで、この際、これらの不振組合につきその整備をはかり、もって漁業協同組合の健全な発展に資するため、

漁業協同組合整備促進法

不振組合の整備の目標、手続、都道府県知事の援助あるいは弱小組合の合併奨励措置等を規定するとともに、整備組合に対する指導及び助成を行なうための組織として漁業協同組合整備基金の設置、業務等を定めようとして、本案が提出せられたのであります。

農林水産委員会においては、三月一日提案理由の説明を聞き、四月五日質疑に入り、この間、参考人の意見を聴取する等、真剣な審査を行ない、本日、質疑を終了し、引き続き、各派共同提案により、都道府県からの利子補給等の規定を設けるための修正案が提出されましたので、直ちにこの修正案及び修正部分を除く原案を採決に付しましたところ、両案ともそれぞれ全会一致で可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対しては、基金の資金の拡充、整備計画樹立期間の短縮等、五項目の附帯決議が付されました。

また、この際申し添えますが、昨年三月七日、赤路友藏君外十七名提案にかかる漁業協同組合整備特別措置法案は、提案者の申し出により、撤回を許可することといたしました。次に、中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案について申し上げます。

中小漁業融資保証法制定以来、現在三十九の漁業信用基金協会が設立され、中小漁業者のため、その債務保証事業を行なっており、その保証累計額は、現在三百六十億円に達し、漁業金融の円滑化に大きな役割を果たしておるのであります。一面においては、このように債務保証額が増加するにつれ、債務者のための代位弁済額も

次第に累積して参りましたので、これが回収の円滑化をはかるため、求償権の管理及び行使方式を改め、いわゆる納付金制度を採用することとし、本制度のより健全な発展を期することとしたが、本案の提案理由並びにその要旨であります。

農林水産委員会においては、漁業協同組合整備促進法案と並行して審査を進め、本日、質疑を終了し、討論を省略して採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって政府原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告を終わります。

三、参議院農林水産委員長報告(四月二十日)

○堀本宜実君 たいま議題となりました漁業関係の法律案二件について、農林水産委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

まず、漁業協同組合整備促進法案について申し上げますと、昭和二十四年二月現行の水産業協同組合法が施行され、漁業協同組合の組織化が進み、今日に至っておりますが、これらの組合の中には、経営不振なものが少なくなく、これら不振組合の整備を促進し、漁業に関する協同組織の健全な発展に資するため、この法律案が提案されたのであります。これが内容の骨子とするところは、不振組合の整備方式と、漁業協同組合整備基金の設置とであります。

第一の不振組合の整備方式につきましては、政府原案では、不振

組合がこの法律によって整備を行なおうとする場合には、政令で定める日までに、都道府県知事が指定する日現在で、所定の方法によって貸借対照表を作成し、これに基づいて所定の内容を盛った整備計画を立て、都道府県知事の認定を受けることとし、整備の目標は、五年間に固定債務と欠損金の全部を整理補てんしなければならぬことになっており、これら整備計画の樹立及び実施等に関して、都道府県知事の助言またはあっせんが受けられ、また、組合の過去における欠損金の補てんの便に資するため、法人税法の特例を設け、さらに整備の一環として弱小組合の合併促進の措置を規定し、なお、整備を側面から援助するため、信用漁業協同組合連合会が整備組合の組合員に対して直接貸しを行なうことのできる道を開いた等であります。

しかして、かかる政府の原案に対して、衆議院において、都道府県が整備計画による利息の減免及び組合の合併に対し補助金及び奨励金を交付することができることを明文化した修正が加えられたのであります。

第二の漁業協同組合整備基金については、基金は、漁業協同組合の整備に関して指導及び助成を行なうことを目的とする法人で、その資本金は、漁業協同組合連合会、漁業信用基金協会及び農林中央金庫の出資をもってし、国は基金に対して無利息の資金を貸し付け、しかして、基金は、出資者の出資金と国からの貸付金の運用益をもって、組合の整備に関し、利子補給、合併奨励金の交付及び促進指導等の業務を行なうこととし、その他、基金の設立、役員、運

営、財務会計及び監督等について規定し、なお、登録税法その他の税法上の特例を設けております。

次は、中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案であります。昭和二十七年十二月、中小漁業融資保証法が施行され、漁業信用基金協会によって中小漁業者のためにその債務の保証を行なってきたのであります。求償権の回収を円滑にする措置を講ずるためこの法律案が提出されたのであります。その内容の第一は、政府の求償権の代位を取りやめたこと、現行制度によりますと、政府が漁業信用基金協会とその保証について保険契約を結んで、保険金を支払った場合には、協会の被保証人に対する求償権について、協会に代位してその一部を取得することになっておりますが、かかる政府の代位を取りやめ、協会が求償権の管理及び行使に当たり、政府から支払いを受けた保険金とそれに対する利息との合計に相当する額を政府に納付することとし、第二は、協会が政府に対して保険金の支払いを請求できる期間を短縮したこと、現在は保険事故の発生の日から三カ月を経過しなければならぬことになっておりますが、これを一カ月としたのであります。以上のほか、政府が所有する求償権を協会に譲り渡して、その管理及び行使の一元化をはかるとともに、中小漁業融資保証保険特別会計法に所要の改正を加えた等であります。

委員会におきましては、これらの両法律案を一括して審査を行ない、まず、政府当局から提案理由その他について説明を聞き、質疑に入り、沿岸漁業振興対策、漁業協同組合の不振の原因とその対

策、不振組合の整備計画とその実行方法、組合の現況とその合併方針、基金の性格、規模及び運営方針、中小漁業融資保証事業の現況と今回の改正の得失、不振組合の整備と基金協会の代位弁済にかかる債務の取り扱い等の問題に関して、諸般の事項にわたって政府の見解がただされたのであります。これらの詳細は会議録に譲ることを御了承いただきたいのであります。

かくして質疑を終わり、両法律案それぞれについて討論に入り、別に発言もなく、採決の結果、これらの法律案は、いずれも全会一致をもって衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、漁業協同組合整備促進法案について、沿岸漁業の振興、基金の資金の拡充、整備組合の中小漁業融資保証事業による代位弁済の債務の整理、超不振組合の対策について、政府の善処を求める内容の附帯決議を決定し、これに対して大野農林政務次官から、その趣旨を尊重して善処したい旨、政府の方針が述べられましたことを申し添えて、報告を終わります。

◎中小漁業融資保証法の一部を改正する

法律 (昭三五・四・二七法六一)

一、提案理由(三月一日)

(漁船損害補償法の一部を改正する法律(昭三五―法一五)の提案理由を一括して掲載)

二、衆議院農林水産委員長報告(四月七日)

(漁業協同組合整備促進法(昭三五―法六一)の委員長報告を一括して掲載)

三、参議院農林水産委員長報告(四月二十日)

(漁業協同組合整備促進法(昭三五―法六一)の委員長報告を一括して掲載)

◎四国地方開発促進法

(昭三五・四・二八法六三)(衆)

一、提案理由(三月三十日)

○前尾議員 ただいま上程せられました四国地方開発促進法案について、私は自由民主党、日本社会党、民主社会党を代表して、その提案理由を御説明申し上げます。

四国地方の開発促進につきましては、去る昭和三十四年第三十一国会におきまして四国地方総合開発促進に関する決議が満場一致をもって可決されたのでありますが、この決議の趣旨等からも明らかでありますように、今日、この地方は国土総合開発の重要な一環として、地域的开发を必要とする多くの問題をかかえているのであります。すなわち、この地方住民の生活程度はきわめて低く、地方財政は弱体であり、台風等の災害も加わり、ために交通運輸の諸施設の整備改善、治山治水等公共諸事業も進まず、相当の包蔵量を有するといわれる各種資源の開発も思うにまかせず、住民の所得は伸び悩みを来たし、後進地域特有の経済の悪循環を繰り返しているのがあります。例を地方財政にとりましても、昭和三十四年度の基準財政需要に対する基準財政収入の比率は二九%で、東北地方とほぼ同じく、全国平均の約半分にすぎず、他のいかなる地域よりも低い数字を示し、本地方の財政の貧弱さを如実に物語っておるのであります。

四国地方開発促進法

すが、その反面、公共諸施設の整備状況はきわめて悪く、例を国道の改良率に見ましても、約一〇%にすぎず、全国平均の二五%は申すに及ばず、中国地方の一九%、東北地方の一七%よりもなお相当低い数字を示しております。災害の多いことも本地方の特徴でありまして、面積当たり、または人口当たり災害事業費は他のいかなる地方よりも大きく、全国平均の二倍を上回っております。

このような現状に対しまして、何らかの特別な国家的施策を行ない、この悪循環を断ち切らない限り、本地方の後進性は一そう顕著となり、地域間の格差はますます増大し、経済社会の不安定を招来することは必定でありまして、わが国長期経済安定政策の上から、これが抜本的対策を必要とすると思っております。しかも、この地方は、吉野川、渡川を初めとする莫大な水資源はもとより、森林資源、地下資源、農水産資源等相当豊富に包蔵しながら、これらの開発は遅々として進まないものでありまして、国家的見地から、重要資源の積極的開発、産業基盤の整備強化等の事業を促進して国民経済の発展に寄与いたしますことは、きわめて緊要であらうと思っております。

このような観点から本地方の総合開発を促進するためには、国が開発促進計画を作成し、これに基づく事業を円滑かつ強力に実施し得るような基本法の制定が、ぜひとも必要であると存する次第であります。これがこの法律案を提出する理由であります。

次に、法案の要旨について御説明いたします。
第一は、内閣総理大臣は四国地方開発審議会の審議を経て、四国

四国地方開発促進法

地方開発促進計画を作成することとしたしております。この開発促進計画は、四国地方における土地、水、山林、鉱物、電力その他の資源の総合的開発の促進に関する計画であります。資源の開発と一体の関係にある産業基盤の整備事業並びに国土の保全に関する事業等は、開発計画の前提として、当然含まれることは申すまでもありません。

第二は、四国地方開発審議会に關し、その設置、所掌事務、組織その他必要な事項について規定しておりますが、特定の重要事項を審議検討するための部会の設置その他審議会の具体的運用については、政令をもって定めることとしております。なお、審議会設置に要する昭和三十五年度の予算は百万円が計上されております。

第三は、開発促進計画に基づく事業の実施及び調整についてであります。開発促進計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法令の規定に従って、国、地方公共団体その他のものが実施するものとし、それぞれの事業の総合、効率的実施推進を期するため、経済企画庁長官が、毎年度、事業計画及び資金計画の調整を行なうこととしたのであります。

第四は、開発促進計画の実施を促進するための財政上の措置に關してであります。政府は開発促進計画を実施するために必要な資金の確保をはかり、かつ財政の許す範囲において、その実施の促進に努めなければならないと規定いたしております。なお、これについては、一般会計予算の増額を期するほか、地方産業育成のための財政資金の確保についても、特段の考慮を払わなければならないと論を待

たないところでありませぬ。

また、開発促進計画に基づく事業の実施促進に伴う、地方財政再建促進特別措置法との関係については、財政再建団体及び財政再建法適用団体である県が、開発促進計画に基づく事業を円滑に実施できるように、自治庁長官が、財政再建計画の変更の承認にあたって、特別の配慮を行なわねばならないと規定いたしております。

次は、これらの事業の実施にあたっての国の特別の助成措置についてであります。本地方の開発促進計画が作成された場合、すみやかに所要の改正を行なうこととしたしまして、附則第二項にその規定を設けたのであります。すなわち、本地方開発の緊要性にかんがみ、本法成立後、直ちに開発促進計画が作成されることを強く期待し、かつこの場合において、重要事業に対する国の通常の負担または補助の割合について特別の引き上げ措置を講じ、もって開発促進計画の画期的実施促進を期している次第であります。

以上のほか、この法律の制定に伴い必要な関係法律の一部改正を行なうこととしたしております。

以上がこの法律案の要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いする次第であります。

二、衆議院国土総合開発特別委員長報告(三月三十日)

○寺島隆太郎君 たいいま議題となりました四国地方開発促進法案につきましまして、国土総合開発特別委員会における審議の経過及び結果について御報告申し上げます。

以上であります。

右、御報告いたします。

三、参議院建設委員長報告(四月二十日)

(公営住宅法の一部を改正する法律(昭三五―法六〇)の委員長報告と一括して掲載)

その要旨は、四国開発審議会を設け、内閣総理大臣が四国地方開発促進計画を作成し、右計画実施に対し、政府は、国の財政の許す範囲内において必要資金の確保をはかり、経済企画庁長官は計画の調整をなし、また、自治庁長官は、事業実施の場合、財政再建団体等の財政計画については特に配慮し、これが実施促進上、国の負担または補助の割合についての特別措置を必要とするときは、別に法律で定めることとしております。

本案は、去る三月二十四日本委員会に付託され、本日、提出者を代表して前尾繁三郎君より提案理由の説明を聴取し、審査を進めたのであります。詳細は委員会議録に譲ることといたします。

採決の結果は、満場一致をもって原案の通り可決すべきものと決しました。

なお、日本社会党及び民主社会党共同提案にかかる次のごとき附帯決議を付することに決しました。

四国地方開発促進法案に対する附帯決議

四国地方の開発を促進するため直ちに促進計画を樹立し、重要事業に対する国の負担又は補助率については地方財政の実情に即するよう、必要な措置を講ずるとともに、地方開発資金の確保並びに運用に万全を期すべきである。

四国地方開発促進法

◎電信電話設備の拡充のための暫定措置 に関する法律 (昭三五・四・二八法六四)

一、提案理由(二月五日)

○植竹国務大臣 たいだいま議題になりました電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律案について御説明申し上げます。

公衆電気通信設備の整備拡充につきましては、政府及び日本電信電話公社において鋭意努力しているところであります。加入電話の数は、昨年末において、戦前最高の百八万加入の約三倍に当たる三百十四万加入に達するという目ざましい実績をおさめております。しかしながら、わが国経済の急速な成長を反映して、加入電話に対する需要の伸びはまことに著しいものがあり、日本電信電話公社において実施いたしております電信電話拡充第二次五カ年計画策定当時の予想をはるかに上回り、加入申し込みをいたしましてまだ架設されない電話、すなわち加入申し込みの積滞数は年々増加の一途をたどっております。この間の事情を数字で申し上げますと、新規需要数は、昭和三十一年度において三十四万四千、三十二年度において三十三万七千、第二次五カ年計画の初年度たる昭和三十三年度三十五万九千と激増いたしております。これに対する新規架設の数は、それぞれ二十二万二千、二十四万一千、二十六万五千でありまして、これにより累加された積滞数を含めると、加入申し込み

の積滞数は昭和三十三年度において六十七万八千となりました。昭和三十四年度におきましても、二十八万加入の増設をするにもかかわらず、新規需要は三十七万をこえるものと見込まれております。現状のまま推移いたしますと、第二次五カ年計画末期たる昭和三十七年度ころには、積滞数は百万をはるかにこえるものと推測いたします。

このような事情にありますので、早急に設備拡充計画の規模を修正拡大し、電気通信に対する国民の強い要望にこたえる必要がありますが、これに要する資金は相当大きな額に達し、その調達に特別な措置を講ずる必要が生じたのであります。電信電話設備の建設資金は、日本電信電話公社の自己資金のほか、財政投融资並びに電話設備負担臨時措置法に基づく負担金と加入者引き受け債券とによってまかなわれておりますが、自己資金については、その急激な増加は望み得ず、また外部資金のうち財政投融资計画に基づく分につきましては、建設計画の拡大に見合う資金需要を満たすことが困難であります。

従いまして、政府といたしましては、財政投融资による資金の確保に努力いたしますことはもちろんであります。改定計画に基づく増設を行なうため、加入電話の加入申込者等についても、建設資金の調達に従来以上の御協力を得ることが必要であります。

このような次第でありますので、昭和三十六年三月末までの限時法たる現行の電話設備負担臨時措置法にかえてこの法律を制定

し、加入申込者等に、積滞を解消することができると見込まれる昭和四十七年度までの期間、相当額の債券を引き受けていただくことといたしたい所存であります。ただし、この法律案におきましては、極力加入申込者等の実質的な負担の軽減をはかるため、現行の設備費負担金の制度は廃止し、また引き受け債券につきましても、適正な利回りにいたすよう配慮しております。

次に、この法律案のおもな内容について申し上げます。

まず第一に、債券の引き受けを要する場合があります。これは、加入電話の加入申し込みの承諾の場合、構内交換設備の増設または変更の場合等現行の電話設備費負担臨時措置法において、負担金の支払いまたは債券の引き受けを要する場合と大体同様であります。このほか新たなサービスである加入電信につきまして、その加入申し込みが承諾された場合を追加することといたしております。

第二に、引き受けるべき債券の払込額であります。単独電話につきましては、電話取扱局の等級に従って、一級局たる東京及び大阪の十五万円以内を最高とし、十二級の二万円以内を最低として、その範囲内で政令で定める額といたしております。その他の場合の払込額は、一定の条件に従って、政令で定めまたは公社が郵政大臣の認可を受けて定めることといたしております。

第三に、引き受けるべき債券の種類及び発行条件につきましては、郵政大臣が告示で定めることといたしておりますが、この債券の利回りにつきましては、政府保証債との均衡を考慮して定めなければならぬ旨を法定することといたしております。

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律

第四に、債券の引き受け免除につきましては、国に対しましてはこの法律の適用を除外し、地方公共団体の警察、消防機関等につきましては日本電信電話公社が郵政大臣の認可を受けて債券の引き受けを一部免除することといたしております。大体において現行と同様であります。

なお、公衆電気通信法におきまして、加入電話の新規架設の宅内工事費に相当する部分を、装置料として四千円と定めておりますが、この装置料にかえ、加入電話の新規架設のために直接必要な工事費、すなわち加入者開通工事費に相当する部分につきまして、これを設備料として一万円とすることとして、附則において同法の一部を改正することといたしております。

その他、この法律案の附則におきまして、この法律は、本年四月一日から施行し、昭和四十八年三月三十一日までに廃止するものとする規定を置く等所要の措置を規定しております。

以上の通りでございますので、何とぞ十分御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願い申し上げます。

二、衆議院通信委員長報告(三月十五日)

○佐藤洋之助君 たいだいま議題となりました電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律案につきまして、通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、去る二月一日内閣から提出されたものでありまして、その提案理由とするところは、政府及び日本電信電話公社にお

いては、公衆電気通信設備の整備拡充につき、昭和二十八年年度以降、長期継続計画を策定して、鋭意努力の結果、相当見るべき成果を上げていたのであるが、近時、わが国経済の発展と国民生活水準の向上とを反映して、加入電話に対する需要の伸びはまことに著しいものがあり、電話加入申し込みを例にとりましても、最近における申込数は、既定計画による架設数をはるかに上回って、現に八十万に近い申し込みが積滞しておる現状でありますので、電電公社におきましては、昭和三十五年年度以降、設備拡充計画の規模を修正拡大し、電信電話に対する国民の強い要望にこたえようとしているのであります。この改訂計画の実施に要する資金は相当の巨額に達し、これをすべて電電公社の自己資金、財政投融資、公募社債に求めることはすこぶる困難でありますので、本法律案により、電話加入申込者等の電信電話債券引き受け制度を設けて、加入申込者等に建設資金調達上の協力を求めようとするものであります。

本案のおもな内容といたしましては、第一に、現行の電話設備費負担臨時措置法にかえて、昭和三十五年年度から電話需給の均衡を得ることができると予測される昭和四十七年度までの期間の暫定措置として、加入電話及び加入電信の加入申込者等による電信電話債券引き受け制度を設けたこととあります。

第二に、引き受けるべき債券の払込額は、単独電話については、電話取扱局の等級に従って、一級局たる東京、大阪の十五万円以内を最高とし、十二級局の二万円以内を最低として、その範囲内で政令で定め、その他の払込額は、公社が郵政大臣の認可を受けて定め、電話取扱局の規模及び電話利用価値、当該地域の経済力等に依りて公平適正に算定する旨の答弁があり、債券引受額が増大された結果、払い込み能力を欠く階層が電話の利用から締め出されるおそれはないかとの質問に対しては、公社は、一時の払い込みを困難とする向きに対しては銀行等から簡易に金融を受けられる制度を全国にわたって実施するよう準備中である、と考えております。

次に、本法施行後における電信電話債券の市価の見通しについては、政府及び公社は、発行条件も有利になるので、公社に対する信用と相待って、債券市価が暴落するようなことはないと思いが、なお市場価格の維持、安定については十分努力する旨を答へ、電話売買に關連する諸種の不正、弊害の防止についての質疑に対しては、電話加入者の利益保護につき万全の措置をとる旨を言明いたしております。

また、電電公社従業員の待遇の改善に關する質問に対しては、政府及び公社当局は、労務管理については格段の注意を払って合理的施策を講じ、電信電話拡充計画に対する従業員の協力を一そう強化する考へである、と答弁いたしております。

かくして、委員会は、本日、本案に対する質疑を終了し、引き続き討論を行なつたのであります。その際、日本社会党を代表して森本靖君は本案に反対、自由民主党を代表して橋本登美三郎君は本案に賛成の意見を述べられ、次いで採決の結果、自由民主党及び民主社会党の賛成を得て、多数をもって本案を可決いたしました次第であります。

ることといたしております。これを現行制度と比較いたしますと、債券引き受けの金額及び引き受けを要する場合の範囲は拡大されており、他方、設備負担金の制度を廃止して、電話加入申込者等の実質的負担の軽減をはかつておるのであります。

第三に、引き受けるべき債券の種類及び発行条件については、郵政大臣が告示で定めることとし、債券の利回りについては、政府保証との均衡を考慮して定めることとなっております。

第四に、国に対しては、この法律の適用を除外し、地方公共団体の警察、消防機関等については、公社が、郵政大臣の認可を受けて債券引き受けを免除することができるとしてあります。

第五に、附則において、公衆電気通信法の一部を改正して、従来の装置料にかえ、電話加入者より電話開通の直接工事費として一円の設備料を徴することとしてあります。

なお、本法律案の施行期日は本年四月一日となっております。通信委員会におきましては、去る二月一日本案の付託を受けまして以来、十回にわたって会議を開き、まず、政府の提案理由の説明を聴取し、次いで、政府及び日本電信電話当局に対してあらゆる角度から質疑を行ない、慎重審議を重ねたのであります。その詳細は会議録に譲り、ここには二、三の主要な質疑応答について御報告申し上げます。

まず、単独電話の場合の債券引受額を最高十五万円、最低二万円の範囲内において政令でいかに定めるかという問いに対しては、電話一加入当たりの直接経費約二十一万円の半額十万円を目途とし

なお、本案の議決後、民主社会党堀ツルヨ君より、自由民主、民主社会両党共同提案にかかる次の附帯決議案の提出があり、趣旨説明の後、採決の結果、これまた多数をもって可決いたしましたのであります。

附帯決議の内容を朗読いたします。

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律案に対する附帯決議

この法律の施行に当り、政府並びに日本電信電話公社当局は、次の各項の勵行に努むべきである。

- 一、この法律による電信電話債券の市場価格の安定を図るため、債券の利率の設定その他の措置につき格段の考慮を払うこと。
- 二、電信電話債券の引受けを容易ならしめるため、電話加入申込者等が、全国にわたり、簡易に、銀行等から融資を受けることのできる方途を講ずるとともに、その方途の周知徹底に努めること。
- 三、電信電話事業における労働条件の特異性にかんがみ、労務管理、特に給与、配置転換、労働時間等につき、万般の合理的施策を行い従業員の電信電話拡充計画完遂への協力をはかること。
- 四、電話売買取引に關する諸種の弊害を根絶するとともに、業者の善導に努めること。

右決議する。
以上であります。

これをもって御報告を終わります。

三、参議院通信委員長報告(四月二十日)

○柴田栄君 ただいま議題となりました電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律案について、通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、提案の理由を申し上げます。日本電信電話公社は、昭和三十三年以来、第二次五カ年計画に基づき、電話の建設拡充を企図いたしておりますが、国民の電話に対する要望は最近にわかに熾烈になつて参りました。しかも、この傾向は今後も相当期間継続するものと推測され、既定の計画の程度をもっては、電話の需要を充足し、もつて国民の要望に応ずることがはなはだ困難な状態となつて参りました。従いまして、早急に建設計画の規模を拡大する必要に迫られたのでありますが、この拡大計画の実施のためには膨大な建設資金を要するのでありますが、既定計画の支柱となつております現行の電話設備負担臨時措置法をもっては、とうていこの巨額の所要資金を調達することができないので、現行負担法にかえて本案を制定いたそうとするものであります。

次に、本案の内容のおもなものについて申し上げます。まず第一に、加入者の引き受けるべき債券の金額は、最高十五万円以内、最低二万円以内において、電話取扱局の等級に応じてその額を定めること。

第二に、債券引き受けの対象は、新たに加入電話を追加した

して鈴木恭一委員より、電電公社は、長期計画を立て、昭和四十七年度末までに積滞を一掃し、市外通話もすべて即時化としようとしていること、加入者に協力を求める債券の発行条件は適正と認められること、従業員の待遇には格段の努力を傾注すること等を述べ、なお、附則第一項の施行期日「昭和三十五年四月一日から」を「公布の日から」と、同第三項の「昭和三十五年三月三十一日に改める」を「本法施行の前日」と、おのおの改める、との修正動議を述べて本案に賛成されました。次いで日本社会党を代表して鈴木強委員より、電信電話事業の公共性にかんがみ、その建設の財源は財政資金に求めるべきで、加入者の負担とするのは誤りであること、本法施行期間内といえども、あらゆる方策を講じ加入者の負担軽減に努めること、電話については長期計画があるが電信政策には触れていないこと、拡充計画によつて従業員にシワ寄せが来ることは必然であるにもかかわらず、従業員に対する待遇の問題その他雇用に関し配慮がないこと等を述べて、本案に反対されました。次いで民主社会党を代表して山田委員より、政府は責任をもつて債券市価の安定に万全の注意を払うこと、今後膨大な事業量消化のため労使双方誠意と信頼を持つとともに、従業員の待遇向上に格別の配慮をなすこと等の要望及び次の附帯決議案を述べて、本案に賛成されました。すなわち、

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律案に対する附帯決議

この法律の施行に当り、政府並びに日本電信電話公社当局は、電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律

ほかは、現行負担法の場合とはほぼ同様となっております。

第三に、引き受けるべき債券の種類及び発行条件は郵政大臣が定めることとし、その利回りは、政府保証債の利回りとの均衡を考慮することにしたしております。

第四に、債券の引き受け免除については、国に対してはこの法律の適用を除外しております。警察、消防機関等については、電電公社が郵政大臣の認可を受けて債券の引き受けを一部免除することができること等、大体、現行負担法の場合と同様であります。

なお、附則におきまして、現行負担法負担金の返還についての経過措置を講じてあること、公衆電気通信法の別表中の装置料とあるのを設備料と改め、その料額四千元を一万円に改正していること、そのほか、本法律案は、昭和四十八年三月三十一日までに廃止すべき旨を規定して、時限法であることを明らかにしていること等であります。

通信委員会におきましては、郵政、大蔵両省及び日本電信電話公社各当局につき、詳細にわたり質疑を行ない、慎重に審議いたしましたのでありますが、問題となつたおもなる点を申し上げますと、計画改定の理由、建設資金の不足は加入者に負担させることなく財政投融資によるべきこと、電信電話料金の再検討、工事量増大に伴う消化能力の有無、電信電話債券の市価安定、電話の普及に伴う電信について、従業員の待遇改善等であります。なお、詳細については会議録によつて御承知を願ひたいと存じます。かくて質疑を終え、討論に入りましたところ、自由民主党を代表

次の各項の勵行に努むべきである。

一、この法律によるほり大な電信電話債券の市場価格の安定を期するため、利率の設定その他万全の措置を講ずること。

二、長期拡充計画実現の可否はかかつて建設資金にある。よつて政府は必要な資金調達に対し国家財政資金の増額に努めること。

三、電信電話事業の特異性に鑑み、労働条件特に要員の確保並びに賃金、諸給与、労働時間、作業環境、福利厚生施設等の向上について積極的な施策を行い、拡充計画の完遂を図ること。

右決議する。

討論を終えまして、まず、鈴木恭一委員の修正案につき、次いで右の部分を除く原案全部について採決いたしましたところ、いずれも多数をもつて可決すべきものと決定した次第であります。

なお、山田委員提案の附帯決議については、全会一致賛成でありましたことを付言いたします。右御報告申し上げます。

◎総理府設置法の一部を改正する法律

(昭三五・四・三〇法六五)

一、提案理由(三月一日)

○福田(篤)政府委員 たいま議題になりました総理府設置法の一部を改正する法律案についてその提案理由を御説明いたします。

この法律案は、総理府にその附属機関として、新たに対外経済協力審議会及び宇宙開発審議会の二機関を置こうとするものであります。

まず対外経済協力審議会について申し上げます。経済協力が世界経済の平和的發展に果たしている役割については、あらためて申すまでもありませんが、わが国にとりましても国力と経済事情を勘案しつつ、最も効果的な方策によりこれに貢献することはきわめて重要な課題であると考えるのであります。もとよりわが国もここ数年來、海外投資、長期信用供与、技術協力その他種々の経済協力を行なってきたのであります。経済協力に関する諸外国の著しい活動に比して、なお検討を要する問題が多々あるのであります。以上の観点から政府としては、この際本審議会を設けて、経済協力に関する基本的かつ総合的な政策及び重要事項について調査審議を行ない、もって将来経済協力の充実、拡大を一そう推進するためのいしづえを固めたいと考えるのであります。御承知の通り宇宙科学技

術の著しい進歩により、最近の宇宙開発進展はまことに瞠目すべきものがありますが、これに対応して世界各国の宇宙開発の体制もまた急速に整備されるとともに、宇宙開発に関する国際協力の体制も漸次軌道に乗りつつあるところであります。翻ってわが国を見るに、宇宙科学技術に関する特定分野における研究は、世界的に高い評価を受けているものもありますが、大観いたしましてはまだ萌芽期の段階にあり、宇宙開発の総合的推進をはかるべき体制は整備されていぬ実情にあります。政府におきましてはこの実情に着目し、宇宙の利用及び宇宙科学技術を総合的に推進するための体制を確立することといたし、科学技術庁設置法の一部改正により、宇宙科学技術に関する事務の効率的な推進をはかるとともに、宇宙開発に関する重要事項を総合的な観点から調査審議するため、本審議会を設置しようとするものであります。

以上がこの法律案を提出する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望する次第であります。

二、衆議院内閣委員長報告(三月二十五日)

(行政管理庁設置法の一部を改正する法律(昭三五―法八五)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院内閣委員長報告(四月二十日)

(科学技術庁設置法の一部を改正する法律(昭三五―法六六)の委員長報告と一括して掲載)

に話し合いが進んでおり、近く協力が具体化する見込みであります。

次に宇宙の利用と宇宙科学技術は、その包含する分野がきわめて広く、宇宙の利用の態様としては宇宙空間飛翔、資源利用、エネルギー利用、電波伝播等が考えられ、また宇宙科学技術の内容としては、宇宙物理学、宇宙医学、心理学、宇宙通信、宇宙計測、宇宙飛翔体等の広範な研究分野にわたるものであります。

これらの国際情勢と研究の特殊事情に対処して、わが国が世界各国に比して劣らない宇宙の利用、宇宙科学技術の進歩を遂げるためには、国内における宇宙の利用、宇宙科学技術に関する行政事務の処理体制を早急に確立いたさねばなりません。翻ってわが国の国内体制を見ますに、国立大学等におけるロケット打ち上げ、電離層の研究、あるいは国立研究機関における電波に関する研究等見るべきものもありますが、大観いたしましてはまだ萌芽期の段階にとどまり、研究の総合的推進をはかるべき体制は整備されていないのみならず、宇宙に関する行政事務を効率的に推進する体制が整っていない実情にあります。科学技術庁においてはこの実情に着目し、宇宙科学技術を総合的に推進するための体制を確立することといたし、総理府設置法の一部改正による宇宙開発審議会の設置と相待って、ここに科学技術庁設置法の一部を改正する法律案を提案いたしました次第であります。

以下本法案につきその概略を御説明申し上げます。改正点のおもなる内容は、関係行政機関の宇宙科学技術に関する事務の総合調整

◎科学技術庁設置法の一部を改正する法律

(昭三五・四・三〇法六六)

一、提案理由(二月十二日)

○中曾根(務)大臣 たいま議題となりました科学技術庁設置法の一部を改正する法律案につき御説明申し上げます。この法律案は、最近における宇宙科学技術の著しい進歩に対処し、宇宙科学技術に関する行政事務を効率的に処理するため、この事務を科学技術庁内において計画局に所掌させようとするものであります。

御承知の通り最近の宇宙の利用、開発の進展はソ連邦の月ロケット打ち上げ、米国及びソ連邦における人工衛星の打ち上げの例に代表されるように、まことに瞠目すべきものがあり、これに対応して世界各国の宇宙開発の体制もまた急速に整備されつつある実情であります。またこれと関連して宇宙開発に関する国際協力の体制も漸次軌道に乗りつつあり、昨年十二月十二日に開催された国際連合第十四回総会においては、大気圏外平和利用に関する国際協力の問題を議決し、日米ソを含む二十四カ国よりなる大気圏外平和利用に関する委員会を設置する運びに至り、国際協力の範囲、国連の主権下に行ない得る大気圏外平和利用に関する計画及び大気圏外探索により生ずる法律問題の検討を行なうことになっております。国連を通ずる協力のほかにも、わが国と特定国との協力について急速

に關すること及び宇宙科学技術にかかる試験研究のうち、多数部門の協力を要する総合的試験研究及び宇宙科学技術の各種研究に共通する基礎的試験研究の助成に關することを計画局の所掌事務とし、これに伴い振興局の所掌事務に若干の改正を加えたこととあります。宇宙科学技術に關する基本的な政策の企画、立案及び推進に關する事務は、従来とも計画局において処理して参ったところであり、この基本的政策の企画、立案、推進の事務と、前に述べました宇宙科学技術に關する事務の総合調整及び研究助成の事務とは一貫してこれを処理することが、現在萌芽期にありかつ急速に進歩を遂げるこの分野の研究開発を推進するために効率的であるということが、この改正のおもなる理由であります。

以上科学技術庁設置法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げました。宇宙科学技術振興の重要性に対する皆様の深い御理解により、本法案の慎重なる御審議の上すみやかに可決されるようお願い申し上げます。

二、衆議院内閣委員長報告(三月十五日)

(総理府設置法の一部を改正する法律(昭三五―法二五)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院内閣委員長報告(四月二十日)

○中野文門君 たいいま議題となりました科学技術庁設置法の一部を改正する法律案及び総理府設置法の一部を改正する法律案につき

問題となつたおもな点を申し上げますと、科学技術振興に關し今後政府の実施せんとする施策、科学技術庁発足以後、同庁のあげた業績、宇宙科学技術に關し各国との協力の現状、科学技術者、特に大学教授の処遇改善、わが国がロケットの開発研究を行なう目的、わが国が人工衛星の打ち上げをなし得る時期とその費用等の見通し、台風の災害防止のためのロケットによる気象観測、防衛庁費の一部を科学技術振興費に振り向けることの当否、科学技術振興の観点より現在の行政組織改善の要否等の諸点であります。特に今後の科学技術振興対策の点につきまして、中曾根長官より、政府は、人材の養成、研究費の増加、研究施設の整備を中心とした科学技術振興十カ年計画を策定する方針である旨、また、ロケットの開発研究の目的の点につきましては、同長官より、科学技術庁で行なっているロケットの研究開発はあくまで平和利用に限局する旨の言明がありました。

去る十四日の委員会におきまして、質疑を終わり、次いで討論に入りましたところ、自由民主党を代表して増原委員より、本法律案の附則を「この法律は、公布の日から施行する。」と改める旨の修正案が提出せられ、この修正案並びに修正部分を除く原案に賛成の旨の討論が述べられ、次いで日本社会党を代表して矢嶋委員より、修正案並びに修正部分を除く原案に賛成する。政府は、今後宇宙開発の運営にあたって、日本学術会議、科学技術会議との連絡を十分と、また平和利用の立場を忘れぬようにされたい旨の討論が述べられました。かくて討論を終わり、まず増原委員提出の修正案について

科学技術庁設置法の一部を改正する法律

まして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、科学技術庁設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

政府が本法律案を提出する理由として述べるところを要約いたしますと、最近の宇宙の利用開発の進展の著しい状況と、これに關連して宇宙開発に關する国際協力の体制も漸次軌道に乗りつつある現状に對して、わが国が世界各国に比し劣らない宇宙の利用と宇宙科学技術の進歩を遂げるためには、国内における宇宙の利用と宇宙科学技術に關する行政事務の処理体制を早急に確立する必要があるので、総理府設置法の一部改正による宇宙開発審議会の設置と相待つて、この法律案によって宇宙科学技術に關する行政事務の処理体制の確立をはかることとした次第であることとあります。

次に、本法律案の内容を申し上げますと、たいいま申し上げました理由に基づき、關係行政機關の宇宙科学技術に關する事務の総合調整に關すること、及び宇宙科学技術にかかる試験研究のうち、多数部門の協力を要する総合的試験研究及び宇宙科学技術の各種研究に共通する基礎的試験研究の助成に關することを計画局の所掌事務とし、これに伴い振興局の所掌事務に若干の改正を加えたこととあります。

内閣委員会は、前後五回にわたり委員会を開き、この間、中曾根科学技術庁長官、和達氣象庁長官その他關係政府委員の出席を求めまして、本法律案を慎重に審議いたしました。その審議において採決いたしましたところ、全会一致をもって可決せられ、次いで修正部分を除く原案について採決いたしましたところ、これまた全会一致をもって可決せられました。よつて本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

次に、総理府設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず、本法律案の内容を申し上げますと、本法律案は、総理府の付屬機關として、新たに對外經濟協力審議会及び宇宙開発審議会の二つの審議会を設置しようとするものであります。

まず、對外經濟協力審議会について申し上げます。政府が本審議会の設置の理由として述べるところによりますと、わが国は、ここ数年来、海外投資、長期信用供与、技術協力その他種々の經濟協力を行なってきたのであるが、經濟協力に關する諸外國の著しい活動に比してなお検討を要する問題が多いので、この際、本審議会を設置して、經濟協力に關する基本的かつ総合的な政策及び重要事項について調査審議を行ない、もつて將來經濟協力の充實拡大を一そら推進するための基礎を固めようとするものであります。

次に、宇宙開発審議会について申し上げます。政府が本審議会の設置の理由として述べるところによりますと、最近の宇宙科学技術の進歩、宇宙開発の進展はまことに著しいものがあり、これに對して、世界各国の宇宙開発の体制もまた急速に整備されるとともに、宇宙開発に關する国際協力の体制も漸次軌道

に乗りつつある現状に比し、わが国における宇宙科学技術の研究は、特定分野における研究は別として、いまだ萌芽期の段階にあり、宇宙開発の総合的推進をはかるべき体制は整備されていない実情にあるので、この際、宇宙の利用及び宇宙科学技術を総合的に推進するための体制を確立するため、科学技術庁設置法の一部改正によって宇宙科学技術に関する事務の効率的な推進をはかることにも、この法律案によって宇宙開発に関する重要事項を総合的な観点から調査審議するため、本審議会を設置しようとするものであることとあります。

内閣委員会は前後四回にわたり委員会を開き、この間、福田総理府総務長官その他関係政府委員の出席を求めまして、慎重に本法律案の審議に当たりましたが、その審議におきまして、現在多数設置されている審議会、調査会等の整備運営についての政府の所見、対外経済協力審議会に關連して、海外投資の運営と海外投資の現状、本審議会において今後予想される諮問事項、また宇宙開発審議会に關連して、本審議会と日本学術会議、科学技術会議との関係等の諸点につきまして質疑応答が重ねられました。特に審議会等の整備運営の点につきまして、山本、鶴園、辻の各委員より、審議会、調査会等が年々増加して、現在二百五十二の多数に上っているが、行政責任を明らかにし、また行政機構を簡素化する精神より、政府はこれらの審議会等の整備をはかるとともに、同一人が多数の審議会等の委員となつてゐる現状は審議会等の運営に支障を来すと思はれるので、委員の人選についても政府は今後十分留意されたい旨の

強い要望が述べられました。

去る四月十四日の委員会において質疑を終わり、次いで討論に入りましたところ、自由民主党を代表して増原委員より、本則中「農地被買収者問題調査会」とあるのを「農林漁業基本問題調査会」に改め、また附則を「この法律は、公布の日から施行する。」と改める旨の修正案が提出せられ、次いでその修正の理由が述べられ、この修正案並びに修正部分を除いた原案に賛成の旨の討論がありました。次に、日本社会党を代表して伊藤委員より、修正案並びに修正部分を除いた原案に賛成の旨、なお、去る三月二十五日の衆議院内閣委員会の附帯決議の趣旨はまことに時宜にかなつたものと思はれるので、政府は今後宇宙開発の運営にあたり、十分この附帯決議の趣旨を尊重されんことを強く要望する旨の討論がありました。かくて討論を終わり、まず、増原委員提出の修正案について採決いたしましたところ、全会一致をもって可決せられ、次いで修正部分を除く原案について採決いたしましたところ、これまた全会一致をもって可決せられました。よつて本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

◎地方交付税法等の一部を改正する法律

(昭三五・四・三〇法六七)

一、提案理由(三月十八日)

○石原国務大臣 たいだいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨を御説明申し上げます。明年度以降に、国の直轄事業にかかる地方団体の負担金の納付方法としての交付公債制度を廃止することとしておりますので、この負担金にかかる所要財源を関係地方団体に付与する必要がある、また、地方公務員についても国家公務員に準じて給与改訂が行なわれることが期待されていること等により、増加する給与費に対応する財源の付与もはからなければならぬのであります。また、別途地方財政法の一部を改正する法律案中に規定しております通り、住民の税外負担を整理し、道府県と市町村との間における負担関係の明確化を期するための財源の付与その他制度の改正等に伴う所要財源の付与をはかるため、関係基準財政需要額を増額することが必要とされるのであります。さらに、最近において軽油引取税、法人事業税等の増収が相当の額に上つてきている関係上、地方団体間の財源帰属の適正化をはかるためには、基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法を合理化するとともに、地方道路譲与税法を改正して地方交付税上の不交付団体に対する地方道路譲与税の譲与額の一部を

制限し、これを交付団体に再譲与することとする必要がおります。以上がこの法律案の提案の理由であります。

次にこの法律案の内容の要旨につきまして御説明申し上げます。第一は、地方交付税法の改正に関する事項であります。その一は、単位費用を引き上げて、基準財政需要額を増額することであり、道府県分につきましては、国の直轄事業にかかる地方負担金の納付方法としての交付公債制度の廃止及び公共事業費の増加に伴う所要の財源を付与するため、道路費、河川費、港湾費、林野行政費及びその他の土木費の単位費用を引き上げ、かつ、投資的経費等を合理的に算入するため、その他の諸費の人口及び面積を測定単位とするものにかかる単位費用を大幅に引き上げるほか、農業行政費にかかかる所要財源の充実をはかるため、農業行政費のうち耕地面積を測定単位とするものにかかる単位費用を引き上げることとするとともに、道府県が市町村に課している負担金の整理をはかるため、道路費及び河川費の単位費用を引き上げることとしたのであります。市町村分につきましては、合併により地方交付税上の特例措置として行なわれる合併補正等による基準財政需要額の割り増しが合併後一定期間を経過した後は漸次減少することを考慮し、市町村の財源の総体的な充実をはかるため、その他の諸費の人口及び面積を測定単位とするものにかかる単位費用を引き上げるとともに、都市における環境衛生施設の整備に要する経費及び農山漁村における投資的経費の充実をはかるため、衛生費、農業行政費及びその他の産業経済費の単位費用を引き上げるほか、住民に対する税外負担の整

理に資するため、消防費、小学校費、中学校費等の単位費用を引き上げることとしたのであります。

さらに、道府県分、市町村分を通じて、給与改訂及び昇給に伴う給与関係経費の増加額並びに制度の改正等に伴う所要経費を基準財政需要額に算入するため、関係行政項目の単位費用を引き上げることとしたしました。

その二は、測定単位の内容を合理化することでありす。すなわち、公債負担の軽減をはかるため、国の直轄事業の地方負担金にかかる交付公債のうち昭和三十四年度までに発行を許可されたものの元利償還金並びに緊急砂防及び緊急治山事業にかかる地方債の元利償還金の一部を新たに測定単位の数値に加え、これらの経費を基準財政需要額に算入することとしたしました。なお、基準財政需要額の算定方法を一そう合理化するため、今後補正係数を定めるにあつても、道府県分については、まず僻地における財政需要の増加額を基準財政需要額に算入するためその他の諸費の人口を測定単位とするものにかかる態容補正を改めること。次に公共事業費等の財源に充てるため発行を許可された地方債の元利償還金の一部を基準財政需要額に算入するにあたり財政力の弱い団体について適用されている割増率をさらに引き上げること。また、納税義務者一人当たりの税額が少ない県の徴税費が割高となる事情を的確に反映させるため、その種別補正係数及び密度補正係数を合理化すること等の措置を講じ、市町村分については、弱小市町村における一般行政費に要する財源の増加をはかるため、その他の諸費のうち人口の測定単

位とするものについて、都市的形態の度合いに応じて定めている態容補正係数の格差を縮める等の措置を講ずる所存であります。

その三は、基準財政収入額の算定方法に関する改正であります。基準財政収入額の算定方法につきましては、地方団体間の財源の均衡化を前進させるため、新たに、軽油引取税及び地方道路譲与税の収入額を基準財政収入額に算入することとしたしました。

第二は、地方道路譲与税法の改正に関する事項であります。今回、地方団体間の財源の均衡化を前進させるため、軽油引取税及び地方道路譲与税を基準財政収入額に算入することとしたしましたことに伴い、地方交付税上の不交付団体に対して譲与する地方道路譲与税の額につきましては、算定額から、交付税上の収入超過額の十分の二に相当する額を控除し、これを不交付団体以外の地方団体に再譲与することとしたのであります。もつとも、地方道路譲与税が道路に関する費用の目的財源とされていることにもかんがみ、譲与額が算定額の三分の一に相当する額を下回ることとなるときは、当該三分の一に相当する額をもつて譲与額とすることとしたしました。また、このような改正を行なう機会に、その譲与基準を簡明化するため、道路の延長及び面積に按分して算定することとしたしました。

以上が、地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院地方行政委員長報告(四月七日)

(臨時地方特別交付金に関する法律(昭三五―法六八)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院地方行政委員長報告(四月二十七日)

(地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律(昭三五―法六九)の委員長報告と一括して掲載)

◎臨時地方特別交付金に関する法律

(昭三五・四・三〇法六八)

一、提案理由(二月十二日)

(地方税法の一部を改正する法律(昭三五―法五六)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院地方行政委員長報告(四月七日)

○額瀨彌三君 たいだいま議題となりました臨時地方特別交付金に関する法律案外二件について、地方行政委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず、臨時地方特別交付金に関する法律案について申し上げます。

御承知のごとく、本年度より実施される住民税の減税によって生ずる地方財源の減収に対し、ある程度の財源を付与して、総体としてこれを補てんする必要が認められますので、本法案によって、国税三税の百分の〇・三相当額を臨時地方特別交付金として、当分の間、毎年度地方公共団体に交付しようとするものであります。

本案は、二月十一日本委員会に付託せられ、翌十二日石原国務大臣より提案理由の説明を聴取し、自来、他の地方財政関係法案及び地方財政計画とも関連せしめて審査を行なうとともに、特に地方税

法の一部を改正する法律案等審査小委員会を設けて、他の法案とあわせ検討を加えるなど、審査に慎重を期したのでありますが、その詳細につきましては会議録によって御承知願いたいと思ひます。

四月一日、本案外二件について、小委員長より、右小委員会における審査の経過及び結果について報告があり、去る五日質疑を終了しましたところ、本案に対して自由民主党より修正案が提出されました。その内容は、本案の施行期日につき、「昭和三十五年四月一日」とあるのを「公布の日」に改めるものであります。

次いで、本案を他の二法案と一括して討論に付しましたところ、本案については、委員加賀田進君は、日本社会党を代表して、修正案、原案ともに反対、委員渡海元三郎君は、自由民主党を代表して、修正案及び修正部分を除く原案に賛成、委員門司亮君は、民主社会党を代表して、修正案、原案ともに反対の意見を表されたのであります。

採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決、よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

次に、地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、第一に、地方財政法を改正して、地方公共団体における年度間の財源調整に関する規定を強化し、地方公共団体相互間における財政秩序の適正化をはかり、住民の税外負担の軽減措置を講ずる等のほか、固定資産税の制限税率引き下げに伴う減収補てんのための地方債の特別措置を延長することとし、第二に、地方財政再建

促進特別措置法を改正して、昭和三十六年度以降、歳入欠陥団体に対する地方債の規制を行なうこととし、さらに、地方公共団体の国に対する寄付金等の制限を、公社、公団等にも及ぼすこととしているのであります。

本案は、二月二十四日本委員会に付託され、同月二十六日石原国務大臣より提案理由の説明を聴取し、自来、慎重に審査いたしました。が、その詳細は会議録に譲ります。

四月五日質疑を終了し、討論に入りましたところ、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の委員は、ともに本案に賛成の意を表されました。

採決の結果、本案は全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決しました。

その際、委員渡海元三郎君より、本案に対し、自由民主党、日本社会党及び民主社会党共同提案にかかる次のごとき附帯決議を付すべしとの動議が提出され、採決の結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。

すなわち、

附帯決議

本法の施行にあたり、政府はとくに左の諸点に留意すべきである。

一、積立金に関する規制については、そのため地方公共団体の行政運営の自主性をそこない、行政水準向上への意欲を喪失せしめることのないよう運用に慎重を期すること。

臨時地方特別交付金に関する法律

一、住民の税外負担解消のためとられた今次の措置については、個々の地方公共団体において、その実効を確保し得るよう万全の方途を講ずるとともに、税外負担の完全解消のため終段の努力を払うこと。

右決議する。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、第一に、地方交付税法を改正して、国の直轄事業にかかるとる交付金制度の廃止に伴う所要財源の付与、投資的経費の充実、住民の税外負担の整理、及び、道府県と市町村間における負担関係の明確化を期する等のための財源付与、その他制度の改正等に伴う所要財源の付与等をはかるため、関係基準財政需要額を増額し、さらに、地方公共団体間の財源均衡化を前進せしめるため、軽油引取税及び地方道路譲与税の収入額を新たに基準財政収入額に算入することとするなど、算定方法を合理化しようとするものであります。

第二に、地方道路譲与税法を改正して、地方交付税上の不交付団体に對する地方道路譲与税の譲与額の一部を制限し、これを交付団体に再譲与しようとするものであります。

本案は、三月十七日本委員会に付託せられ、翌十八日石原国務大臣より提案理由の説明を聴取し、自来、慎重に審査いたしました。が、その詳細は会議録に譲ります。

四月五日質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党及び民主社会党の委員は本案に反対、自由民主党の委員は本案に賛成

の意を表せられました。

採決の結果、本案は賛成多数をもって原案の通り可決すべきものと決しました。

右、御報告申し上げます。

三、参議院地方行政委員長報告(四月二十七日)

(地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律(昭三五―法六九)の委員長報告と一括して掲載)

◎地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律

(昭三五・四・三〇法六九)

一、提案理由(二月二十六日)

○石原国務大臣 ただいま議題となりました地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨を御説明いたします。

地方財政につきましては、ここ数年來諸般の改善措置が講ぜられ、その健全化が促進されて参ったところではありますが、今後さらに地方公共団体の財政運営の面におきましても、年度間の財源調整を強化し、国と地方公共団体及び地方公共団体相互の間における財政秩序の適正化をはかり、地方財源の充実の措置に対応して、住民の税外負担を軽減し、財政運営の合理化を通じて長期にわたる財政の健全性を確保し、地方自治の発達に資する必要があるものであります。以上が本法律案の提案の理由であります。

次に本法律案の内容の要旨につきまして御説明申し上げます。

第一は地方財政法の改正に関する事項であります。

その一は、地方公共団体における年度間の財源調整に関する規定の整備をはかったことあります。従来からも年度間の財源調整に関する規定はあったのですが、これを全面的に改正し、地方

地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律

公共団体の一般財源が新たに増加する義務的経費の額を著しくこえて増加することとなる場合等におきましては、その著しくこえることとなる額は、災害により生ずる経費、減収の補てん、赤字の解消、緊急に実施を必要とする大規模な建設事業その他必要やむを得ない経費の財源に充てるほかは、これを積み立てるか、長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等に充てるか、または地方債の繰上償還の財源に充てなければならぬものいたしました。なおこの積立金は、経済事情の変化等により歳入が激減した場合の財源不足額の補てん、災害関係の経費、財源育成のための財産の取得等の経費、地方債の繰り上げ償還等の特定の経費に充てる以外には取りくずすことができないこといたしました。

その二は、地方公共団体相互の間における財政秩序の適正化に関する規定の整備であります。地方公共団体は、その相互の間における正常な負担関係を乱すようなことをしてはならない旨を明文をもって規定するとともに、都道府県またはその機関が行なう道路、河川、海岸等にかかる大規模かつ広域にわたる事業で政令で定めるものに要する経費は、これを市町村に負担させてはならないものいたしました。

その三は、地方財政の健全化のための諸措置に対応いたしました。住民の税外負担の軽減合理化をはかるために、法令の規定に基づき市町村の負担に属する経費のうち政令で定めるものにつきまして、住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、その負担を転嫁してはならないものいたしました。

その四は、昭和三十四年度において行なつた固定資産税の制限税率の引き下げに伴う減収を埋めるための起債の特例措置の延長でありまして、この措置は、昭和三十五年以降におきましてもなお当分の間実施することとしたのであります。

第二は、地方財政再建促進特別措置法の改正に関する事項であります。

その一は、財政再建計画の承認またはその変更の承認を求められた場合、合理的な再建の達成に支障がないと認められる限り、自治庁長官は、その行政について合理的かつ妥当な水準が維持されるよう配慮するものとしたことであります。

その二は、現行法上政令で定める年度以降歳入欠陥を生じた地方公共団体について、財政再建計画を立てた後でなければ、地方債をもって公共または公用の施設の建設事業費、出資金、貸付金、地方債の借りかえ等の財源とすることができないこととなつておられるのであります。その年度を昭和三十六年度以降と法定することとし、なお地方債制限の対象を公共または公用の施設の建設事業費に限ることとしたことといたしました。

その三は、地方公共団体は、従来から、当分の間、国に対して寄附金等を支出してはならないこととされておられますが、地方財政の実情にかんがみ、公社、公団及び公庫につきましても同様に取り扱うこととし、国及びこれに準ずる機関と地方公共団体との間における財政秩序の合理化に資することとしたこととあります。以上が地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正

減収補てんのための起債の特別措置を、昭和三十五年以降もなお当分の間実施するものとする等の改正を行ない、

第二に、地方財政再建促進特別措置法について、財政再建計画の承認またはその変更の承認を求められた場合、合理的な再建の達成に支障なしと認められる限り、自治庁長官はその行使について合理的かつ妥当な水準が維持されるように配慮するものとし、政令で定める年度以降において歳入欠陥を生じた地方公共団体に対し地方債を制限している規定を改めて、その年度を昭和三十六年度以降と法定するとともに、地方債制限の対象を公共または公用の施設の建設事業費に限定すること等をその要点とするものであります。

次に、臨時地方特別交付金に関する法律案は、道府県民税及び市町村民税の減税に伴う地方公共団体の財政状況にかんがみて、その財政の健全化に資するため、当分の間、毎年度、地方公共団体に對し臨時地方特別交付金を交付するものとし、臨時地方特別交付金の総額は、所得税、法人税及び酒税のいわゆる国税三税のそれぞれ百分の〇・三とし、臨時地方特別交付金の交付については地方交付税法の規定による特別交付税の例によること等をその要点とするものであります。

なお右の政府原案に対し、衆議院において、この法律は「昭和三十五年四月一日」から施行するとあるを「公布の日」から施行することに修正して本院に送付し来たつたものであります。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案は、国の直轄事業にかかる地方団体の負担金の納付方法としての交付公債制度を廃止

地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律

する法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院地方行政委員長報告(四月七日)

(臨時地方特別交付金に関する法律(昭三五丁法六八)の委員長報告を一括して掲載)

三、参議院地方行政委員長報告(四月二十七日)

○新谷寅三郎君 ただいま議題となりました三法案につきまして、地方行政委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。まず三法案の内容の概要を申し上げます。

地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案は、長期にわたる健全な地方財政の基盤の確立に資するため、第一に、地方財政法について地方公共団体における年度間の財源調整に関する規定を強化して、地方公共団体の一般財源が新たに増加する義務的経費の額を著しく超えることとなる場合には、その用途を一定のワク内に限定し、地方公共団体は、その相互間における正常な負担関係を乱すようなことをしてはならない旨を定めるとともに、都道府県またはその機関が行なう一定の事業に要する経費は、これを市町村に負担させてはならないものとし、住民の税外負担の軽減合理化をはかるために、市町村はその負担に属する一定の経費についてはこれを住民に転嫁してはならないものとし、昭和三十四年度において行なつた固定資産税の制限税率の引き下げに伴う

することに併し必要とする財源の付与、住民の税外負担を整理し、道府県と市町村との間における負担関係の明確化を期するために必要とする財源の付与、また最近における軽油引取税、法人事業税の増収の情勢にかんがみ、地方団体間の財源帰属の適正化をはかる等のため、まず地方交付税法について、単位費用を引き上げて基準財政需要額を増額し、測定単位の内容を合理化し、基準財政収入額の算定方法について、新たに軽油引取税及び道路譲与税の収入額を算入する等の改正を行ない、また地方道路譲与税法について、地方交付税上の不交付団体に対して譲与する地方道路譲与税の額は、原則として各地方団体について算定した譲与税額から交付税上の収入超過額の十分の二に相当する額を控除した額とし、その控除した額をこれを不交付団体以外の地方団体に再譲与すること等を改正の要点とするものであります。

委員会におきましては以上の三法案を一括して議題に供し、地方公共団体における年度間の財源調整のため一般財源の超過額の使途をきびしく制限することは、地方財政の自主性をそなうものではないか、また税外負担の解消については、なお一段の考慮と努力が必要ではないか等の問題点、その他各般にわたり当局との間に質疑応答を重ね、慎重審査を行ないましたが、その詳細については会議録によつて御了承を願いたいと存じます。

四月二十六日質疑を終局し、まず地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案について討論に入りましたところ、鍋島委員は、本法案に賛成の旨を述べられ、なお次のごとき

本法案に対する各派共同の附帯決議案を提出されました。

地方財政の状況にかんがみ、本法の施行にあたって政府はとくに左の諸点に遺憾なきを期すべきである。

一、地方公共団体における年度間の財源調整は、本来、当該団体の実情に応じた自主的な財政運営の一かんとして行われべきものであることにかんがみ、いやくも財政運営の自主性を阻害し、行政水準向上の意欲をばむことのないよう措置すること。

一、税外負担の解消については、その実効を確保するよう努力するとともに、さらに法律上、財政上の諸措置を検討し、これが完全解消のために万全の方途を講ずること。

右決議する。

かくて討論を終局し、採決の結果、本法案は全会一致をもって衆議院送付案通り可決すべきものと決定し、なお、鍋島委員提出の附帯決議案は、これまた全会一致をもってこれを本委員会の決議とすることに決定した次第であります。これに対し石原国務大臣は、決議の趣旨を体して最善の努力をいたしたい旨を述べられました。

次に、臨時地方特別交付金に関する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の二法案について討論に入りましたところ、鈴木委員は、日本社会党を代表して、臨時地方特別交付金に関する法律案による政府の今回の措置は、少額かつきわめて不完全な補てんであって、減収の影響の深刻な地方団体の期待にほど遠いものであり、また、地方交付税法の改正案においては、交付税の率の引き

上げを行わず、これを据え置いているが、これでは政府の標榜する行政水準の向上も税外負担の解消も期し得られないと認められるので、二法案には反対である旨を述べられました。

かくて討論を終わり、採決の結果、臨時地方特別交付金に関する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案は、いずれも多数をもって衆議院送付案通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上御報告いたします。

◎地方公営企業法の一部を改正する法律

(昭三五・四・三〇法七〇)

一、提案理由(三月十日)

○国務大臣(石原幹市郎君) たいだいま議題となりました地方公営企業法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地方公共団体が経営いたしております企業は、水道事業、交通事業、電気事業その他数多くありますが、これら公営企業のうち比較的規模の大きいものには、地方公営企業法が適用されているのであります。その団体数は漸次増加しつつあり、成果は見るべきものが少なくないのであります。現在この法律の適用団体の数は、水道事業百三十九を初めとして合計三百十四で、昭和三十三年度の決算状況は、総収益九百八十三億円、総費用九百二十五億円、差引損益計算上は五十八億円の黒字となっており、同年度末における資産総額は四千四百五十六億円、職員数は十万人をこえております。このほか、水道事業、交通事業、電気事業及びガス事業で、同法の適用を受けない公営企業の総数は約八百に達しております。

地方住民の福祉を向上させるためには、今後ますます各種の公営企業の普及拡充をはかる必要があるのであります。その一段の発展が期待されるところであります。しかして公営企業の健全な発展

地方公営企業法の一部を改正する法律

を期するには、企業の適正かつ能率的な運営を確保することが肝要でありまして、これがためには、これまで地方公営企業法の適用を受けない企業についても、企業会計方式による財務制度の採用をはかることが適当と考えられますとともに、公営企業運営の実際にかんがみ、若干規定を整備する必要が認められるので、この法律案を提出いたしました次第であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一は、地方公営企業法の適用を受ける事業のうち、従来水道事業の中に含まれていた工業用水道を独立の事業とし、常時雇用される職員の数が三十人以上のものにこの法律の規定を適用しようとするものであります。工業用水道事業は、現在まで地方公営企業法上は独立の事業とせず、水道事業に含めて扱って参つたのであります。その発展は著しいものがあるのであります。この際その経営の適正化を期するために、工業用水道事業を独立の事業として地方公営企業法を適用することにいたしましたのであります。

第二は、地方公共団体の経営する水道事業、工業水道事業、軌道事業、自動車運送業、地方鉄道事業、電気事業及びガス事業で、これまで地方公営企業法の規定が適用されない一定規模未満のものうち常時雇用される職員の数が二十人以上のものについても、地方公営企業法の規定のうち企業会計方式による財務に関する規定等を適用しようとするものであります。

従来これらの事業については、たとえば、水道事業は常時雇用さ

れる職員数五十人以上軌道事業は百人以上というように、一定規模以上のものに地方公営企業法の規定の全部を適用し、他は地方公共団体の条例によって規定の全部または一部を適用することができるものとされているのであります。しかしながら、これらの事業は、その性格から見て、漸進的に地方公営企業法の適用を受けることとすることが適当であると考えられるのであります。従って、従来、地方公共団体の条例で同法の規定を適用することができることとしているものうち、企業会計処理の実施が適当であると考えられる中規模程度の企業に対しても、この法律の規定のうち企業会計方式による財務規定等を適用して、複式簿記による会計方式をとることとし、もって、資産の把握を容易ならしめるとともに、経営状況を明らかにする等、企業の合理的、かつ、能率的な運営を助長しようとするものであります。

第三は、地方公営企業を経営する地方公共団体には、各事業ごとに管理者を置く建前とされており、水道事業及び工業用水道事業をあわせて経営する場合または軌道、自動車運送及び地方鉄道の交通事業のうち二以上の事業をあわせて経営する場合には、事業の類似性にもかんがみ、組織をなるべく簡素にするために、特別の事情のない限り、一人の管理者を置くことを建前としようとするものであります。

以上のほか、公営企業運営の現況をも考え、財務に関する規定に若干所要の改正を加えようとするものであります。

なお、この法律の施行期日につきましては、従来の官公庁会計方

式による財務制度を、企業会計方式による財務制度に切りかえることとなりますため、準備期間を必要といたしますので、事業規模に応じて昭和三十六年四月一日から三十七年四月一日までの間に改正法が適用されるように所要の調整を加えることといたしました。以上、地方公営企業法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明いたしました。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、参議院地方行政委員長報告(四月六日)

(奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律(昭三五―法五三)の委員長報告と一括して掲載)

三、衆議院地方行政委員長報告(四月二十六日)

○額綱彌三君 たいだいま議題となりました地方公営企業法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、地方公営企業の合理的かつ能率的な運営を助長するため、第一に、地方公営企業法の適用を受けます事業のうち、水道事業から工業用水道事業を分離して独立の事業とし、常時雇用される職員の数が三十人以上の工業用水道に本法を適用することとし、第二に、地方公共団体の経営する公営事業で、これまで本法の規定が適用されなかった一定規模未満のものについても、常時雇用される職員の数が二十人以上のものには、企業会計方式によりする財

務に関する本法の規定を適用することとし、第三に、二つ以上の事業をあわせ経営する場合、管理者を一人とする建前をとることとするなどの改正を行なおうとするものであります。

本案は、三月四日本委員会に予備付託となり、三月八日石原国務大臣より提案理由の説明を聴取しましたが、四月六日本付託となり、慎重に審議を行ないました。その詳細につきましては会議録によって御承知いただきたいと存じます。

四月十九日、質疑を終了し、討論を省略して採決を行ないましたところ、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定しました。

以上、御報告申し上げます。

◎中小企業業種別振興臨時措置法

(昭三五・四・三〇法七二)

一、提案理由(三月四日)

○内田(常)政府委員 たいま議題となりました中小企業業種別振興臨時措置法案について提案の理由を御説明いたします。

日本経済は、戦後高い成長率で伸展してきたのでありますが、今後その一そのの発展をはかるためには、大企業と中小企業との経営格差を早急に改善し、産業の均衡した発展をはかることが最も緊要であることは申すまでもないことですが、特に技術革新の急速な進展、貿易および為替の自由化等に伴う経済情勢の変化が行なわれつつある現段階においては、これがための適切な対策を促進することが必要とされて参つたのであります。

このためには、従来とも、政府において講じて参りました中小企業のための金融措置、組織化対策、診断指導等の対策をさらに推進すべきことは申すまでもありませんが、同時に中小企業は多種多様な業種を含んでおり、具体的な問題点はそれぞれの業種に特有なものがありますので、業種業態ごとに改善を必要とする事項と改善のための方法を具体的に明らかにし、いわゆるきめのこまかい対策を業種別に推進することが最も肝要と考えられるのであります。

このような見地から今回本法律案を提出いたしました次第であります

なお、本法は五カ年の臨時立法といたしまして、この期間内に、以上述べました業種別振興対策の推進をはかることといたして参ります。

以上本法律案の提案理由の概略を申し述べましたが、何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院商工委員長報告(四月五日)

○中村幸八君 たいま議題となりました中小企業業種別振興臨時措置法案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

貿易及び為替の自由化を初めとするわが国経済情勢の変化に対応して、中小企業の一そのの振興をはかるためには、従来からの金融、税制、組織化等の諸対策をさらに推進すべきことはもちろんであります。同時に、業種、業態に即応した、きめのこまかい対策を浸透せしめることが特に肝要であると考えられ、このような見地から本案は提出されたのであります。

本案の内容は、第一に、業種を指定し、これについて経営の合理化等に関する改善事項を定めるとともに、要旨の公表及び必要な指導を行なうこと、第二に、競争の正常化または取引関係の改善のため、特に必要がある場合には、主務大臣が、中小企業者、関連事業者等に対し勧告をすることができること、第三に、諮問機関として中小企業振興審議会を設置すること、第四に、特に必要がある場合には、中小企業または関連事業者から報告を徴取することができる

中小企業業種別振興臨時措置法

が、次に本法律案の概要について申し上げます。

第一に、前述のごとき業種別対策を講ずる必要のある業種を逐次指定し、これらの業種について経営または設備の合理化、技術の向上、品質の改善、競争の正常化、取引関係の改善等に関する改善事項を定めることとし、これを定めようとするときは、その慎重を期するため、中小企業振興審議会に諮問しなければならないことといたしますとともに、改善事項が定められた場合は、その要旨の公表と中小企業者またはその団体に対する必要な指導を行なうことを規定いたしております。

第二に、この改善事項の円滑な実施をはかるためには、中小企業関係諸法規の運用を効果的に行なうことはもちろんであります。なお、競争の正常化及び取引関係の改善に必要がある場合には、主務大臣が中小企業者、関連事業者等に対して勧告することができることを規定いたしまして、改善事項の円滑な実施をはかることといたしております。

第三に、さきに述べました改善事項の諮問のほか、中小企業の振興に関する重要事項を調査審議させるため通商産業省に中小企業振興審議会を置くことを規定いたしております。

第四に、業種の実態に応じた改善事項を定めるため、または改善事項の円滑な遂行を確保するため、必要がある場合には、中小企業者または関連事業者から報告を徴取することができるように定めまして、中小企業の業種別の実態把握に万全を期した次第であります。

こと、第五に、本法を五カ年の臨時法とすること、以上であります。

本案は、三月一日当委員会に付託され、四日政府委員より提案理由の説明を聴取し、十五日より質疑に入りましたが、三十一日に至り質疑が終局いたしましたので、四月一日採決を行ないましたところ、全会一致をもって可決すべきものと決した次第であります。

なお、採決後、各党共同提案による附帯決議を付したのでありますが、その骨子は、勧告にあたっては消費者または関連事業者に犠牲をしないことのないよう配慮すること、及び、十分な予算措置を講ずることとあります。

以上、御報告を申し上げます。

三、参議院商工委員長報告(四月二十七日)

(重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律(昭三五―法七七)の委員長報告と一括して掲載)

◎日本道路公団法の一部を改正する法律

(昭三五・四・三〇法七二)

一、提案理由(四月八日)

○村上国務大臣 ただいま議題となりました日本道路公団法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

日本道路公団は、昭和三十一年に設立されて以来有料道路の整備に努めて参っており、名神高速道路の建設にあたりまして、現在における事務の処理能力を強化し、用地取得の交渉、工事実施の指導等、現地における事務を円滑に行なわせるため、従来から六名の理事のうち二名ないし三名を本社から派遣している状況でありました。しかしながら、最近における名神高速道路の建設工事の本格化、その他事業の拡大に伴い、理事二名ないし三名を、所要の現場に常駐させる必要が生じて参りましたので、新たに二名の理事を増加して、公団の業務遂行に万全を期したいと考えております。このため、日本道路公団法の一部を改正して、理事の定数を六人以上から八人以上に改めようとするものであります。

以上がこの法律案を提案いたしました理由であります。何とぞ御重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

二、衆議院建設委員長報告(四月十九日)

○羽田武嗣郎君 ただいま議題となりました日本道路公団法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

日本道路公団は、昭和三十一年に設立せられて以来、有料道路の整備に当たつておられるのでありますが、名神高速道路の建設にあたりまして、現在、六名の理事のうち二名ないし三名を現地に派遣いたし、用地取得の交渉、工事実施の指導等、現地における業務処理能力の強化をはかつておられるのであります。しかしながら、最近における名神高速道路の建設工事の本格化を初め、その他事業の拡大に伴いまして、さらに二名ないし三名の理事を現場に常駐させる必要が生じて参りましたので、日本道路公団法の一部を改正して、理事の定数を現在の六名以内から八名以内に改めようとするものであります。

本案は、四月二日本委員会に付託せられ、四月八日提案理由の説明を聴取、質疑に入つたのでありますが、その詳細は会議録に譲ることといたします。

かくて、討論を省略して採決の結果、本案は全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院建設委員長報告(四月二十七日)

○岩沢忠恭君 ただいま議題となりました日本道路公団法の一部を改正する法律案並びに建設業法の一部を改正する法律案について、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、日本道路公団法の一部を改正する法律案について申し上げます。

日本道路公団は、昭和三十一年に設立され、以来、有料道路の建設管理等を行なつて参っておりますが、本改正案は、現行の理事の定数六人以上を八人以上に改め、新たに理事二名を増加しようとするものであります。

委員会における質疑のおもなる点は、理事二名を増員する理由であります。これに対し、政府並びに道路公団から、最近における名神高速道路の建設工事の本格化に伴い、二名ないし三名の理事を現地に派遣している状況であり、業務の円滑な遂行をはかるため増員したいとの答弁があり、その他、管理部門の実情、名神国道の工事状況等について質疑がありました。

質疑を終了、討論には別に発言もなく、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、建設業法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近の建設事業の発展の状況にかんがみ、建設工事の一そうの適正な施工を期するため、建設業者の登録要件、施工に関する技術検定等について所要の改正を行なうとするものであります。

その内容の第一は、建設業者の登録要件に関するものであります。

日本道路公団法の一部を改正する法律

て、現行法では、学歴、経歴、経験年数のほかに建設工事に関する免許または認定を受けた者についても資格があることになっておりますが、これの最近の実施状況にかんがみ、免許等による資格については、建設大臣が適切なものとして指定したものだけに限ることとしたこととあります。第二は、施工技術の確保について、建設大臣は、建設業者の施工する工事に従事し、または、しようとする者について、技術検定を行なうことができることとし、合格者は政令で定める称号を称することができることとしたこととあります。

委員会における質疑のおもなるものは、本案により実施しようとする技術検定の職種、職業訓練法による技能士検定制度と本案との関連、建設技能者確保のための養成または訓練、検定合格者の称号、賃金との関係等に関するものであります。なお、公務員が本法による資格を取得した場合、勤務評定との関係から、無資格者との間に給与の不均衡を生じ、行政に支障を来すおそれはないかとの質問に対しては、この資格は勤務評定とは結びつくものではないが、さらにかかることのないよう努力していきたいと思ひます。

かくて質疑を終了、討論には別に発言もなく、採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

◎弁理士法の一部を改正する法律

(昭三五・四・三〇法七三)

一、提案理由(三月八日)

○国務大臣(池田勇人君) ただいま提案になりました弁理士法の一部を改正する法律案の理由及びその概要を御説明いたします。

弁理士は、工業所有権に関する出願、請求その他の案件についての代理等を業務とする者でありまして、本制度は、工業所有権制度の円滑な運用をはかり、広く産業上の創意および活動を助け、ひいては産業の発達に寄与することを目的とするものであります。

わが国における弁理士制度の歴史は古く、明治三十二年特許代理業者登録規制が制定されて以来今日まですでに六十余年の歳月が経過しております。しかし、現在施行されている弁理士法は、大正十年に制定され、昭和十三年に比較的大きい改正があったほかは、大幅な改正をみることなく現在に至っております。

しかしながら、最近における工業所有権制度運用の実情にかんがみるとき、弁理士制度についても根本的に検討を要すべき点があるように考えられるのであります。この点につきましては、なお将来慎重な検討を続けて参りたいと存するのであります。今回さしあたり緊要な点につきまして関係各方面の意見をも聞き、ようやく成

案を得るに至りましたので、ここに弁理士法の一部を改正する法律案として提出するものであります。

次に、本法律案の概要を御説明申し上げます。

第一は、弁理士の資格の特例についてであります。弁理士の資格を取得するためには、原則として弁理士試験に合格しなければならぬことになっておりますが、特別の場合にはこの試験によらしめることが必ずしも適当でないのでございます。従って、現行法におきまして、弁理士となる資格の特例といたしまして、二、三の例外を規定しております。その例外の一は、弁護士たる資格を有する者であり、その二は、高等試験の行政科試験又は司法科試験に合格した者であり、その三は、特許庁において高等官に在職して二年以上審判または審査の事務に従事した者ということになっております。このうち二と三につきましては、高等試験制度および高等官制度が今日すでになくなっており、規定の意味は失われているわけでございます。そこで今回の改正案におきましては、高等試験に関する規定および高等官に関する規定を削り、これにかわって「特許庁において七年以上審判官または審査官として審判または審査の事務に従事した者」は弁理士となる資格を有する旨を規定したのでございませう。このような規定を設けることといたしました理由は、審査官、審判官に優秀な人材を集め、かつ、これらの者が専心仕事に従事することができるようになり、かつ、これらの者が専心仕事に従事することは審査、審判の事務促進に役立つものと考えたのでございませう。

第二は、弁理士の登録事務を弁理士会に移譲することについてで

あります。現行法におきましては、弁理士の登録事務は、特許庁において行なっておりますが、弁理士会の自主性の強化に資するため、その登録を弁理士会になさしめることとしたのでございます。

弁理士会の自主性の強化につきましては、このほかにも問題はございますが、この登録事務の移譲は、その一環として大きな意義を有するものと考えらる次第でございます。なお、弁理士会に登録事務を移譲した場合において、その登録を拒否されたことに不服がある者には通商産業大臣に異議を申し立てる機会を与え、救済の道を設けてあるのでございます。

第三は、弁理士の業務についてであります。すなわち、新たに「特許、実用新案、意匠または商標に関する訴訟または裁定に関する通商産業大臣に対しなすべき事項」について弁理士が代理等の業務を行なうことができるようにするとともに、他方、弁理士でない者は、これらの業務を報酬を得る目的をもって行なうことができないようにした点であります。現行法におきましては、特許、実用新案、意匠または商標に関する「特許庁に対しなすべき事項」についてのみ弁理士が代理その他の業務を行なうことになっていたのであります。しかし、特許法等新工業所有権法の制定に伴いまして、行政庁がした処分に対する訴訟の道が広く認められ、また、特許発明等の実施が公益上特に必要な場合は通商産業大臣に裁定を請求することができるといふ制度が認められましたので、これらの事項に関する代理その他の事務を業として行なう際は、専門的知識および経験を有する弁理士をしてこれを行なわせようとするものであります。

弁理士法の一部を改正する法律

なお、このほか、弁理士会の目的を現在にふさわしいものとする等若干の点において現行弁理士法の諸規定を改善、補完いたしております。

以上が、本法律案の概要であります。何とぞ慎重ご審議の上、可決せられますようお願い申し上げます。

次に、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び法律案の要旨について御説明申し上げます。

御承知のように、わが国の石炭価格は、これと競合関係にある重油に比べて相当割高であります。これに加えて、近年の著しい技術革新にともない流体エネルギーに対する需要が増加する傾向にあります。そのため、石炭需要は減退しつつある状況で、このような趨勢に対処して石炭鉱業の安定をはかるためには、その抜本的体質改善を行ない、すみやかに石炭の生産費及び販売価格を大幅に引き下げる必要があると考えております。

なお、最近の石炭需給は、貯炭の減少のため好転のきざしを示しておりますが、これは昭和三十四年度に入ってから生産数量の制限に関する共同行為が行なわれていることによるものでありまして、石炭鉱業の合理化の必要性はこれによって何ら影響を受けることにはならないと考えております。

今回の改正案は、右のような考え方にたつて昨年十二月石炭鉱業審議会から提出されました答申に基づきまして、昭和三十八年度の石炭販売価格を昭和三十三年度に比較して千二百円程度引き下げる

ことにより、競合エネルギーに対し経済性を回復させることを目標とし、石炭鉱業の急速な合理化のために必要な助成措置として、石炭坑の近代化等に必要な設備資金の貸付け及び非効率炭鉱の買収ワケの拡大を行なうこととしたものであります。

次に、本法律案の要旨について御説明申し上げます。

第一は、新しく昭和三十八年度における合理化の目標及び、石炭坑の近代化に関する事項を基本計画に定めることとしたこととあります。これは石炭鉱業審議会の答申にありますように昭和三十八年度までに石炭鉱業の急速な合理化を遂行するためには、従来の四十二年度の合理化の目標にとどまらず、三十八年度の目標をより具体的に定めて、政府、業界一体となつてその達成に努力することとし、あわせて急速な合理化達成のための主要な条件の一つである石炭坑の近代化に関する事項を基本計画に定める必要があるからであります。

第二は、石炭鉱業整備事業団を改組して石炭鉱業合理化事業団とし、これに二十一億四千万円の政府出資をすることとしたこととあります。石炭鉱業整備事業団は非効率炭鉱の買収を目的として設立された特殊法人であります。このたび従来の買収業務に加えて石炭坑の近代化等に必要な設備資金の貸付業務を行なわせることといたしましたので、その名称を変えらるることに、貸付業務に必要な資金にあてるため政府から二十一億四千万円の出資を行なうことといたしました。

石炭鉱業合理化事業団の設備資金の貸し付けは、石炭坑の近代化

に対し借入金の債務を有している石炭業者からその借入残高に応じ納付せしめることとしている加算納付金制度は、合理化投資を促進するため昭和三十五年度から廃止することといたしました。

以上簡単でございましたが、この法律の提案理由及びその要旨について御説明申し上げた次第であります。

何とぞ慎重御審議の上御賛同あらんことを切望する次第であります。

次に、中小企業業種別振興臨時措置法案について提案の理由を御説明いたします。

日本経済は、戦後高い成長率で伸展してまいりましたが、今後その一そのの発展をはかるためには、大企業と中小企業との経営格差を早急に改善し、産業の均衡した発展をはかることが最も緊要であることは申すまでもないこととありますが、特に技術革新の急速な進展、貿易及び為替の自由化等に伴う経済情勢の変化が行なわれつつある現段階においては、これがための適切な対策を促進することが必要とされて参つたのであります。

このためには、従来とも、政府において講じて参りました中小企業のための金融措置、組織化対策、診断指導等の対策をさらに推進すべきことは申すまでもありませんが、同時に中小企業は多種多様な業種を含んでおり、具体的な問題はそれぞれの業種に特有なものがありますので、業種業態ごとに改善を必要とする事項と改善のための方法を具体的に明らかにし、いわゆるきめの細かい対策を業種別に推進することが最も肝要と考えられるのであります。

弁理士法の一部を改正する法律

及び石炭の流通の合理化のため行なうものでありまして、石炭坑の近代化のための貸付けは石炭坑の合理化投資を極力推進するため、合理化により高い生産効率と低い生産費で石炭の生産が行なわれることとなるものを対象とし、石炭の流通の合理化のための貸付けはその設備が多数の石炭業者に利用されるものであつて合理化の効果の大きいものを対象とすることといたしております。

なお、貸し付けの条件はその趣旨にかんがみ、無利子とし、貸付期間は最長十五年とし、償還は半年賦均等償還の方法で行なうこととしておりますが、これらの事項のほか、貸し付けを受けた会社が多額の利益を計上した場合には繰り上げて償還せしめること、貸し付けを受けた者が災害などのため償還することが著しく困難であると認められる場合には償還金の支払いを猶予すること等、貸付金にかかわる事項を規定することといたしました。

第三は、非効率炭鉱の買収のワケを拡大するための必要な規定を設けることとしたこととあります。石炭鉱業整備事業団の非効率炭鉱買収ワケは石炭鉱業合理化基本計画で四百三十万トンと定められ、このために必要な費用にあてるため昭和三十六年八月末日まで石炭業者から納付金を納付せしめることとなつておりますが、石炭業者の急速な合理化をはかるためさらにその買収ワケを拡大することとし、このために必要な費用とあわせて炭鉱離職者援護会に対する交付金の交付に必要な財源にあてるため石炭業者の普通納付金の納付期間を昭和四十二年度末まで延長することといたしました。

なお、納付金のうち、従来日本開発銀行及び中小企業金融公庫

このような見地から今回本法律案を提出いたしました次第であります。次に本法律案の概要について申し上げます。

第一に、前述のごとき業種別対策を講ずる必要がある業種を逐次指定し、これらの業種について経営または設備の合理化、技術の向上、品質の改善、競争の正常化、取引関係の改善等に關する改善事項を定めることとし、これを定めようとするときは、その慎重を期するため、中小企業振興審議会に諮問しなければならぬことといたしますとともに、改善事項が定められた場合は、その要旨の公表と中小企業者またはその団体に對する必要な指導を行なうことを規定いたしましたしております。

第二に、この改善事項の円滑な実施をはかるためには、中小企業関係諸法規の運用を効果的に行なうことはもちろんであります。なお、競争の正常化及び取引関係の改善に關し必要がある場合には、主務大臣が中小企業者、関連事業者等に対して勧告をすることができるとを規定いたしました。改善事項の円滑な実施をはかることといたしております。

第三に、さきに述べました改善事項の諮問のほか、中小企業の振興に關する重要事項を調査審議させるため通商産業省に中小企業振興審議会を置くことを規定いたしました。

第四に、業種の実態に応じた改善事項を定めるため、または改善事項の円滑な遂行を確保するため、必要がある場合には、中小企業者または関連事業者から報告を徴収することができるように定めまして、中小企業の業種別の実態把握に万全を期した次第であります。

す。
なお、本法は、五カ年の臨時立法といたしまして、この期間内に、以上述べました業種別振興対策の推進をはかることといたしておきます。

以上本法律案の提案理由の概略を申し述べましたが、何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことをお願いいたします。

二、参議院商工委員長報告(三月十一日)

○山本利壽君 ただいま議題となりました弁理士法の一部を改正する法律案について、商工委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、本法律案の内容につき、そのおもなる点を申し上げますと、第一は、弁理士の資格の特例についてであります。現行法におきましては、弁理士試験によらないで弁理士となる特例の規定がありますが、高等試験制度及び高等官制度が今日すでになくなっておりますので、その規定を削り、これにかえて、特許庁において七年以上審判官または審査官の事務に従事した者は弁理士となる資格を有する旨を規定しようとするものであります。第二は、弁理士の登録事務を弁理士会に移譲することで、現行法におきましては、これを特許庁において行なっておりますが、弁理士会の自主性の強化に資するため、その登録を弁理士会になさしめようとするものであります。第三は、弁理士の業務についてでありまして、特許法等、新工業所有権法の制定に伴いまして、行政庁がなした処分に対する訴訟

の道が広く認められ、また特許、発明等の実施が公益上特に必要な場合は、通商産業大臣に裁定を請求することができるという制度が認められましたので、これらの事項に関する代理その他の事務を業として行なう際は、弁理士をしてこれを行なわせようとするものであります。なお、このほか、弁理士会の目的を現在にふさわしいものとする等、若干の点において現行法の諸規定を改善補完しようとするものであります。

当委員会におきましては、きわめて熱心に審査が行なわれましたが、そのおもなる点は、第三十一回国会に行なわれた特許法等の改正及び最近の技術革新に即応させるための弁理士法の根本的改正問題、特許庁の審査及び審判の促進の問題、弁理士資格の特例において七年以上とするものの理論的根拠、審査官、審判官の待遇改善、弁理士の業務の範囲に関する問題等でありました。そのうち弁理士法の根本的改正については、弁理士の業務範囲の問題、弁理士法との関連等を慎重検討して、急ぎ成案を得るよう努力するとの答弁があり、七年以上とする点については、各方面の意見と実情を参酌して、これを妥当なるものと認めたとの答弁がございました。それらの詳細につきましては、会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終了して、採決いたしましたところ、本法律案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右御報告申し上げます。

三、衆議院商工委員長報告(四月二十六日)

○中村幸八君 ただいま議題となりました弁理士法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

現行弁理士法は大正十年に制定せられ、以後、四十年近く経過し、最近における社会情勢及び科学技術等の著しい進歩に即応しない点が多々あるのであります。去る三十一回国会において特許法等は全面的に改正せられたにもかかわらず、ひとり弁理士法のみが取り残されておりましたので、その根本的改正案を早急に提出することが懸案となつて今日に及んでおります。かかる経過にかんがみ、政府においては弁理士法の全面改正を企図いたしておるものであります。今回は、さしあたり、当面支障を来たしておる諸点を改正するため本案が提出せられたのであります。

次に、本案の内容について申し上げます。第一、弁理士の資格の特例に関する規定を整備したこと、第二、弁理士の登録に関する事務を弁理士会に移行したこと、第三、弁理士の業務の一部拡大したこと、等であります。

本案は、三月十一日参議院より送付せられ、同日当委員会に付託となり、直ちに池田通商産業大臣より提案理由の説明を聴取し、四月八日以降数次にわたり慎重な審議を重ね、四月十五日質疑を終了、同月十九日、討論を行なわぬので採決に付しましたところ、全会一致をもって可決すべきものと決した次第であります。

次いで、本案に対し、自由民主党、日本社会党及び民主社会党より、政府は弁理士法の抜本的改正案を可及的すみやかに提出すべし

弁理士法の一部を改正する法律

◎建設業法の一部を改正する法律

(昭三五・五・二法七四)

一、提案理由(二月十七日)

○大沢(雄)政府委員 ただいま議題となりました建設業法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

御承知のように建設業法は、昭和二十四年制定以来建設工事の適正な施工と建設業の健全を発達に寄与して参つておるのでありますが、最近における建設事業の発展の状況にかんがみ、建設工事のより適正な施工を期することが必要と考えられますので、同法の一部を改正し、建設業者の施工する建設工事の従事者等について技術検定の制度を設けるほか、建設工事に関する施工技術を確保するため、所要の規定の整備をはかることといたしました。

以上がこの法律案を提出した理由であります。その要旨につきまして御説明申し上げます。

まず第一に、現行の建設業法におきましては、第五条に登録の要件を定めており、同条に定める要件に該当する者は、登録に関する資格を得、また同条第一項各号の一に該当する者は、第二十六条の規定によって主任技術者となることができることとなっております。この第五条で定める資格のうち、第一項第二号には、「建設工

事に関し、法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けた者」と定めておりますが、建設工事に関する免許等で建設業法制定の当初においては予想されなかつた、単なる作業等に関するものが実施される傾向になつて参りまして、現行のままでは今後不適当な者が資格を得る場合も生じますので、同号の規定を改正し、建設工事に関する免許等の中で登録の要件として適切なものを建設大臣が指定することといたしました。

第二に、最近における技術の進歩に即応して、建設工事の施工技術を向上して確保することは、きわめて緊要であると存ぜられますので、建設業者に施工技術の確保についての努力義務を課するとともに、施工技術に関する技術検定の制度を設けることとしたことでもあります。すなわち、建設業者は施工技術についてその確保に努めなければならないものとするともに、建設大臣は、施工技術の向上をはかるため、建設業者の施工する建設工事に従事したはしよりとする者について技術検定を行なうことができることとし、この検定に合格した者は、政令で定める称号を称することができることといたしました。

以上が建設業法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

二、衆議院建設委員長報告(三月四日)

(海岸法の一部を改正する法律(昭三五―法一三)の委員長報告と一

括して掲載)

三、参議院建設委員長報告(四月二十七日)

(日本道路公団法の一部を改正する法律(昭三五―法七二)の委員長報告と一括して掲載)

◎特定港湾施設工事特別会計法の一部を改正する法律 (昭三五・五・二法七五)

一、提案理由(二月二十三日)

○奥村(又)政府委員 たいま議題となりました特定港湾施設工事特別会計法の一部を改正する法律案につきまして提案の理由を御説明申し上げます。

すでに御承知の通り、特定港湾施設工事特別会計において国が直轄で行なう特定港湾施設工事にかかる港湾管理者の負担金につきましては、地方債証券による納付を認め、他方、これに対する資金措置として、この会計の負担において借入れを行ない、もってこの会計における事業資金の確保をはかることとしていたのであります。

しかしながら、地方債証券による納付は地方財政に種々の影響を与えることにかんがみ、昭和三十五年以降は、地方債証券による納付をやめ、現金で納付することとし、これに伴ってこの会計における借入れの措置は行なわないことといたしたいと存じます。

この方針に従いまして、今般、特定港湾施設工事特別会計法を改正し、この会計の負担における借入金の借入れ及び償還に関する規定を削除するとともに、同会計の歳入及び歳出、予算または決算の添付書類その他関係規定の整備を行なうことといたしたいと存じ

ます。

以上がこの法律案の提案理由及びその概要であります。何とぞ、御審議の上すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

二、衆議院大蔵委員長報告(四月十五日)

(道路整備特別会計法の一部を改正する法律(昭三五―法七六)の委員長報告を一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(四月二十七日)

(道路整備特別会計法の一部を改正する法律(昭三五―法七六)の委員長報告を一括して掲載)

整備を行なうことといたしたいと存じます。

以上がこの法律案の提案の理由及びその概要であります。何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

◎道路整備特別会計法の一部を改正する法律 (昭三五・五・二法七六)

一、提案理由(二月二十三日)

○奥村(又)政府委員 たいま議題となりました道路整備特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

すでに御承知の通り、道路整備特別会計において国が直轄で行なう道路整備事業にかかる都道府県の負担金につきましては、地方債証券による納付を認め、他方、これに対する資金的措置として、この会計の負担において借入れを行ない、もってこの会計における事業資金の確保をはかることとしていたのであります。

しかしながら、地方債証券による納付は地方財政に種々の影響を与えることにかんがみまして、昭和三十五年以降は、地方債証券による納付をやめ、現金で納付することとし、これに伴ってこの会計における地方負担金の額に相当する経費の財源に充てるための借入れの措置は行なわないことといたしたいと存じます。

この方針に従いまして、今般、道路整備特別会計法を改正し、この会計における地方負担金の額に相当する経費の財源に充てるための借入金の借入れ及び償還に関する規定を削除するとともに、同会計の歳入及び歳出、予算または決算の添付書類その他関係規定の

二、衆議院大蔵委員長報告(四月十五日)

○植木庚子郎君 たいま議題となりました二法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を報告申し上げます。

まず、道路整備特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

道路整備特別会計におきまして、国が直轄で行なう道路整備事業にかかる都道府県の負担金につきましては、従来、地方債証券による納付を認め、他方、これに対応する措置として、この会計負担の借入金をもって事業資金の確保をはかることといたしてきたのであります。ところが、今回、政府におきましては、地方債証券による負担金の納付が地方財政に及ぼす諸般の影響にかんがみまして、昭和三十五年以降、この方法をとりやめ、現金をもって納付することとし、従って、この会計における地方負担金相当額の借入金もこれを行なわないこととしてるのであります。

この法律案は、右の方針にのっとりまして、現行の道路整備特別会計法中の借入金の借入れまたは償還に関する規定を削除いたしますとともに、歳入及び歳出、予算または決算の添付書類等について所要の改正を行なおうとするものであります。

次に、特定港湾施設工事特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案も、また、ただいま申し述べました道路整備特別会計法の一部を改正する法律案と同様な趣旨の改正を行なおうとするものであります。

すなわち、特定港湾施設工事にかかる港湾管理者の負担金につきましても、今後、地方債証券による納付並びにその資金的措置としての借入金への借入れを行なわないことといたしますので、これに伴いまして、この特別会計法中の借入金への借入れまたは償還に関する規定を削除いたしますとともに、歳入及び歳出、予算または決算の添付書類等について所要の改正を行なおうとするものであります。

以上の両法律案につきましては、審議の結果、去る十二日、質疑を終了し、採決を行ないましたところ、全会一致をもって原案の通り可決となりました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院大蔵委員長報告(四月二十七日)

○杉山昌作君 ただいま議題となりました道路整備特別会計法の一部を改正する法律案及び特定港湾施設工事特別会計法の一部を改正する法律案について審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

これら両特別会計において、国が直轄で行なう工事にかかる都道府県の負担金につきましては、地方債証券による納付を認め、これ

に対する資金的措置として、これらの特別会計の負担において資金運用部から借入れを行ない、もって事業資金の確保がはかられて参ったのでございます。しかしながら、この地方債証券による納付制度は、国と地方団体との間の費用負担の関係を不明確にし、また地方団体の財政を不健全化する等の弊害が指摘されており、また昭和三十五年度以降はこれを改めまして現金納付の方法をとることとしたこととさせていただきます。

本案は、この方針に基づきまして、地方負担金相当額の借入金を借り入れる規定を削除し、また歳入歳出項目を改める等、所要の改正を加えようとするものでございます。

委員会における審議にあたりましては、道路整備五カ年計画の進捗状況はどうなっているか、現金納付制度を実施したあとで事業資金は十分に確保できるかどうか、今後のガソリン税増収の見込み並びにその増収分を地方負担の軽減に充てる考えはないか等につきまして質疑がございましたが、詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論、採決の結果、両案とも全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告を申し上げます。

◎重油ボイラーの設置の制限等に関する

臨時措置に関する法律の一部を改正する

る法律 (昭三五・五・二法七七)

一、提案理由(三月一日)

(アジア経済研究所法(昭三五・法五一)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院商工委員長報告(三月十八日)

○中村幸八君 ただいま議題となりました重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

現行の法律は、石炭鉱業合理化臨時措置法の姉妹法として、昭和三十年に五カ年間の限時法として制定せられたものであります。石炭鉱業につきましては、今後引き続き強力に合理化を推進する必要があるものであります。このためには、なお石炭の安定需要の確保が望まれるのであります。

以上の理由によつて、本法の期限をさらに三年間延長しようというのが、本案のおもな趣旨となっております。ただ、小型ボイラーにつきましては、中小企業対策の観点から、本法の規制対象から除外することといたしております。

重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律

本案は、三月一日提案理由の説明を聴取し、自來、参考人の意見を聞く等、慎重な審議を行なったのであります。質疑の概要は委員会議録を御参照願います。

三月十六日、質疑を終了しましたので、採決に付しましたところ、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決しました。

なお、採決後、自由民主党、社会党、民主社会党共同提案になる次のような附帯決議を付しました。

政府は、本法の施行にあつては、その厳正な運用を期するとともに、石炭鉱業の合理化の推移を充分考慮しつつ、特に次の諸点に留意すべきである。

一、石炭新需要の拡大について、積極的施策を講ずること。

二、火力発電用重油専焼ボイラーの設置については、石炭需要の確保の観点から、必要止むを得ないものみにこれを止めるよう措置すること。

三、本法の失効後も、急激な石炭需要の減少を来たさないよう、適切な対策を講ずることとし、特に電気事業について此の点十分配慮すること。

以上、御報告を申し上げます。

三、参議院商工委員長報告(四月二十七日)

○山本利壽君 ただいま議題となりました二法案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法

律の一部を改正する法律案について申し上げます。

現行法は、重油を使用するボイラーの設置を制限することによって、適正規模の石炭需要を確保し、石炭鉱業の合理化達成に寄与させるため、昭和三十年に制定された五年間の限時法であります。自來、四年有余の歳月を経て参りましたが、石炭産業の合理化は必ずしも所期の目的を十分に達成し得なかつたので、政府は、別に石炭鉱業合理化臨時措置法の改正案を今国会に提出して、石炭の合理化を推進し、昭和三十八年度には重油と競争できるようにしようとしております。このためには、さらに当分の間、重油ボイラーの設置を制限し、一定規模の石炭需要を確保する必要があると考えて、ここに本法の期限を三年間延長する改正案を提出してきた次第であります。

なお、本法の延長にあつては、石炭鉱業の合理化達成の障害とならない範囲内において、小型ボイラーを本法の規制対象から除外することとし、中小企業の近代化に対する配慮がなされております。

委員会における質疑に際しては、ボイラーに使用した場合の重油と石炭の経済性の比較、三年後の石炭合理化の見通し、小型ボイラーを規制の対象からはずした場合の石炭への影響、重油専焼火力発電所の設置の見通し等の問題が取り上げられましたが、詳細は会議録によってごらんいただきたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたが、発言なく、直ちに採決の結果、本法律案は全会一致をもって衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

質疑を終了し、討論に入りましたが、発言もなく、採決いたしましたところ、本法律案は全会一致をもって衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

右二法案についての御報告を終わります。

と決定いたしました。

次に、中小企業業種別振興臨時措置法案について申し上げます。従来とも、中小企業対策としては種々の施策が講ぜられて参りましたが、中小企業は非常に業種が多いため、具体的な問題点も業種に特有のものがありますので、それぞれの業種に於いて実態を把握し、業種別の対策を推進しようとするため本法律案が提出されたのであります。

本法律案の内容について申し上げますと、第一に、対策を講ずる必要のある業種を逐次指定し、これらの業種について、経営の合理化、競争の正常化、取引関係の改善等に関する改善事項を定めるとともに、その要旨を公表し、これに従って中小企業者またはその団体に対する指導を行なうこと。第二に、競争の正常化及び取引関係の改善に関し、必要がある場合には、主務大臣が中小企業者、関連事業者等に対し勧告をすることができること。第三に、諮問機関として中小企業振興審議会を設置すること。第四に、特に必要がある場合には、中小企業者または関連事業者から報告を徴することができること等であります。なお、本法案は五カ年間の限時法となっております。

当委員会におきましては、対象となる指定業種の数、その選定の際の基準あるいは勧告内容の具体例、勧告の効果、調査の内容、中小企業を取り巻く不利な環境の是正の問題等について熱心な質疑応答が重ねられたのでありますが、これらの詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

◎放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律 (昭三五・五・二法七八)

一、提案理由(二月二十六日)

○中曾根国務大臣 たいま議題となりました放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び要旨を御説明申し上げます。

わが国における放射性同位元素の研究と利用につきましては、昭和二十五年に放射性同位元素が初めてわが国に輸入されて以来、急速に進展し、現在では各種の試験研究機関、病院、工場等において広範に使用されており、原子力平和利用の一環として、産業、医療その他の面において多大の成果を上げつつあり、なお、将来における一その発展が期待されている実情であります。

かかる放射性同位元素の利用の増大に対処し、その放射線障害の防止に万全を期するため、昭和三十二年六月、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律が制定され、翌年四月に施行になり、政府といたしましては、その施行に万全を期して参つた次第であります。しかしながら、現在におきましては、法制定当時予想されました事態とも若干の相違が生じて参りましたので、法施行後の経緯にかんがみまして、法の規制の方法を一段と合理的な姿に修

正するとともに、法の不備な点を是正する必要が生じて参つたのであります。かかる情勢に対処するため、法の一部改正の措置を講ずることとし、鋭意検討を重ねました結果、今般成案を得ましたので、ここに本改正法案を今国会に提案する運びとなつた次第であります。

以下、本法律案の内容の概要につきまして、重点的に御説明申し上げます。

第一に、規制の対象についてであります。改正前の法律では、機器に装備されている放射性同位元素は、放射性同位元素装備機器として一般の放射性同位元素とはや異なる規制を行なつておりますが、これを一本化し、機器に装備されているものも、放射性同位元素として同様の規制を受けさせることにしたわけです。放射性同位元素と放射性同位元素装備機器との区分は、實際上必ずしも明瞭でなく、両者を区分することにしばしば困難を感じており、国際的に見ても、かかる区分は採用していない現状でありまして、他方、機器に装備された放射性同位元素についても、一般の放射性同位元素と同様に販売の業、運搬、所持等を規制する必要が痛感されて参りましたので、両者の規制を一本化することにより、より合理的な規制を行なうこととしたわけです。

第二に、使用について新たに届け出制を設けたことあります。改正前の法律では、使用は許可制となつておりますが、その使用の実情から見て、特定の放射性同位元素を一定数量以下使用する場合につきましては、その危険性の度合いから見て、必ずしも許可制の利用の促進に資することとしたわけです。

以上が放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案の提案の理由及び概要でございます。何とぞ慎重御審議の上、御賛成あらんことをお願いいたします。

二、衆議院科学技術振興対策特別委員長報告(四月七日)

○村瀬宣親君 たいま議題となりました放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、科学技術振興対策特別委員会における審査の経過並びに結果について簡単に御報告を申し上げます。

わが国における放射性同位元素の研究と利用は、産業、医療その他の面におきまして多大の成果を上げており、將來ますますその発展が期待されている実情でありまして、その利用の増大に対処し、放射線障害の防止に万全を期するため、昭和三十二年、本法が制定されたのであります。現在におきましては、法施行後の経緯にかんがみ、規制の方法を一段と合理化し、法の不備な点を是正する必要が生じて参りましたので、次の諸点について所要の改正を行なうとするものであります。

改正点の骨子は、第一に、規制の対象についてであります。機器に装備されている放射性同位元素は、一般の放射性同位元素とやや異なつた規制を行なつておりますが、これを一本化し、放射性同位元素として、同様の規制を受けさせることとした点であります。

第二に、使用については、新たに届出制を設け、これによって設

もとの厳重な規制を行なう必要がないものと認められますので、届け出制を設けることにより、設備面の規制を緩和し、あわせて手続面の簡素化をはかることとしたわけです。

第三に、放射性同位元素または放射性同位元素によつて汚染されたものを廃棄する業を新たに許可制としたことあります。改正前の法律制定当時には、いまだ放射性同位元素の利用が緒にいたばかりの情勢で、かかる廃棄を業として行なうことを予想していなかったものであります。最近に至り、諸外国の事例にならつて、わが国においてもかかる廃棄を業として行なう者がその業務を開始する運びとなつて参りましたので、かかる実情に照らし、廃棄業者に對しても、使用者及び販売業者とは同様の規制を行なうこととしたわけです。

第四に、放射線取り扱い主任者の選任について、二段階に区分したことであります。使用者、販売業者等は、放射線取り扱い主任者を選任しなければならない義務を有しており、改正前の法律では、科学技術庁長官の行なう放射線取り扱い主任者試験に合格した者及び特に認定を受けた者に対し、放射線取り扱い主任者免状を交付することとなつておりますが、このうち、認定制度については、該当者の認定はほぼ終了したものと認められますので、これを廃止することとし、また、放射線取り扱い主任者免状を第一種及び第二種に区分して、比較的安全と考えられる特定の放射性同位元素を使用する場合には、第二種放射線取り扱い主任者免状を有する者のうちから放射線取り扱い主任者を選任できるとし、放射性同位元素の

備面の規制を緩和し、あわせて手続の簡素化をはからんとする点であります。

第三に、放射性同位元素またはそれによって汚染されたものを廃棄する業を新たに許可制とし、使用者及び販売業者とほぼ同様の規制を行なうとした点であります。

第四に、放射線取扱主任者の選任について、その免状を第一種、第二種に区分し、比較的安全と考えられる特定の放射性同位元素を使用する場合には、第二種免状を有する者のうちから主任者を選任できることとした点であります。

本案は、去る二月二十六日中曾根国務大臣より提案理由の説明を聴取した後、昨六日、質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院商工委員長報告(四月二十日)

○山本利壽君 たいま議題となりました放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、改正案の骨子について申し上げますと、

その第一は、規制の対象についてであります。現行法では、機器に装備されている放射性同位元素は、放射性同位元素装備機器として、一般の放射性同位元素とは若干異なる規制を行なっております

が、改正案では、これを一本化し、機器に装備されているものも放射性同位元素と同様の規制を受けさせることとしたのであります。

第二は、放射性同位元素の使用について新たに届出制を設けたこととあります。現行法では許可制となっておりますが、改正案では、一定数量以下を使用する場合には届け出にてよろしいということにしております。

第三は、放射性同位元素、または放射性同位元素によって汚染されたものを廃棄する業を、新たに許可制としたこととあります。現行法制定当時には、いまだ放射性同位元素の利用が緒にいたばかりなので、このような廃棄物の処理を業として行なうことを予想していなかったのですが、最近これを業として行なう者がその業務を開始する運びになって参りましたので、廃棄業者に対しても、使用者及び販売業者とほぼ同様の規制を行なうこととして行なうのであります。

第四は、放射線取扱主任者の選任について二段階に区分したことであります。現行法では、科学技術庁長官の行なう放射線取扱主任者試験に合格した者及び特に認定を受けた者に対し免状を交付することになっておりますが、改正案では、認定制度を廃止するとともに、免状の種類を第一種及び第二種に区分して、比較的安全と考えられている特定の放射性同位元素を使用する場合には、第二種の免状を有する者のうちから放射線取扱主任者を選任できるようにしてあります。

第五は、危険時の報告義務についてであります。現行法では、危

険時に際して警察官に通報することになっておりますが、改正案では、海上保安官にも通報する点にも、科学技術庁長官にも届け出なければならぬ点として行なうのであります。

以上が骨子であります。商工委員会におきましては、わが国における放射性同位元素の利用の实情と今後の見通し、その製造方法等について政府の見解を求めるとともに、改正案の内容について活発な論議が展開されたのであります。その詳細につきましては、会議録に譲りたいと存じますが論議の、おもなるものを申し上げますと、

第一は、廃棄の業を許可制にする点であります。すなわち、政府が廃棄業者として認めようとする社団法人日本放射性同位元素協会の性格、事業内容から廃棄業者としての運営の方法についてでありまして特に社団法人という法人格で業としての廃棄を認めることの妥当性等が問題とされました。第二に、障害防止という見地からして、改正案により届出制の対象となる放射性同位元素の種類とか数量をどう定めるか、また、危険時における通報先の問題、特に消防との連絡体制等について質疑が行なわれました。

かくして質疑を終了し、討論に入りましたが、別に発言もなく、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって政府原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

右御報告申し上げます。

◎原子力委員会設置法の一部を改正する

法律 (昭三五・五・一〇法七九)

一、提案理由(二月十七日)

○中曾根国務大臣 たいま議題となりました原子力委員会設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び要旨を御説明申し上げます。

本改正案は、原子力委員会の委員の定数を二名増加しようとするものであります。

原子力委員会は、原子力の研究、開発及び利用に関する国の施策を計画的に遂行し、原子力行政の民主的運営をはかるため、昭和三十一年に設置せられたものであります。その後、わが国の原子力開発利用は、原子炉の開発研究の面におきましても、核燃料物質の開発の面におきましても、あるいはまた、アイソトープの利用の面におきましても、わずか数年の間に著しい発展を見ており、また、将来における利用を目ざしての各種の試験研究もその範囲を拡大し、かつ、内容を高めて参つたのであります。このような情勢に依りて、原子力利用について企画、審議、決定を行なう原子力委員会の所掌する事務も増大し、かつ、重要な度を加えて参つたのであります。従いまして、この際、委員長及び委員四人をもって組織されている原子力委員会の委員をさらに二名増員して、その機能を強力

化し、かつ、充実せしめることが必要と考えられるのであります。

以上、この法律案の提案の理由及び要旨を御説明申し上げます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

次に、また、たいま議題となりました日本原子力研究所法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び要旨を御説明申し上げます。

本改正案は、日本原子力研究所の理事の定数を一名増加しようとするものであります。

日本原子力研究所は、わが国の原子力研究のセンターとしての役割を果たすべく、昭和三十一年に設立された特殊法人であります。同研究所は、設立以来、わが国で初めての原子炉の完成を初め、各種原子炉の設計、建設、運転、原子核物理、放射化学、燃料加工等、各種の基礎及び応用の研究、アイソトープ研究所、原子炉研究所の開設等、研究者、技術者の養成訓練、その他研究所に課せられた各般の業務を行ない、原子力の開発に関する研究等を総合的かつ効率的に行なつて原子力の研究、開発、利用の促進に寄与するといふ研究所設立の目的の実現に力を尽くして参りました。

今や、研究所も発足以来三年半を経て各種施設は急速に整備され、人員も大幅に増加し、さらに今後の飛躍的な発展が期待されるのであります。その拡大していく業務を円滑に運営するためには、業務管理機能を一そう充実する必要があります。このため、理事、副理事長を補佐して業務を掌理する任務にある理事の定数

を、現在の五名から、この際六名に増加することが必要であると考へられるのであります。

以上、この法律案の提案の理由及び要旨を御説明申し上げます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院科学技術振興対策特別委員長報告

(三月二十五日)

○村瀬宣親君 たいま議題となりました原子力委員会設置法の一部を改正する法律案につきまして、科学技術振興対策特別委員会における審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

本案は、原子力委員会の委員の定数を二名増加しようとするものであります。御承知の通り、原子力委員会は昭和三十一年に設置されたのであります。が、自来、わが国の原子力の開発利用は、原子炉の研究・開発を初めとして、核燃料物質の開発、アイソトープの利用等、わずか数年の間に著しい発展が見られ、さらに各種の試験研究におきましても、その範囲を拡大し、内容を高めて参つておるのであります。このような情勢に依りて、原子力委員会の所掌事務もますます重要な度を加え、かつ増大して参つておりますので、この際、その機能を一そう充実強化しようとするものであります。

本案は、去る二月十七日、中曾根国務大臣より提案理由の説明を聴取した後、原子力開発利用の基本計画並びに原子炉の安全性確保等に関し参考人より意見を聴取するなど、慎重なる審議を行なつた

のであります。その詳細は会議録に譲ります。

かくて、本日、質疑を終了し、採決に入りましたところ、全会一致をもって可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党及び民主社会党共同提案にかかる、附帯決議を付すべしとの動議が提出され、これまた、全会一致をもって可決いたしました。

附帯決議を朗読いたします。

わが国における原子力の平和利用は一応の準備期間を経て、いよいよ本格的な研究、開発段階を迎えんとするにあたり、政府は特に左の各項につき適切な措置を講ずべきである。

一、原子炉の安全審査に対しては、更に一層公正を確保するため、責任ある審査機関を法制化するなど、原子力委員会の強化と充実を図り、ますます原子力行政の中核たらしめるよう努力すべきである。

二、原子力の平和利用においては、ひとり原子力発電のみならず、船用炉、アイソトープの産業利用等、ひろく関係各分野にわたつて、常に緊密なる協力を図ると共に、基礎的研究及び開発の分野において、燃料の生産、再処理並びに人材の養成等を含めて、それぞれ統一ある総合的計画を策定推進すべきである。

以上、御報告を終わります。

三、参議院内閣委員長報告(四月二十七日)

原子力委員会設置法の一部を改正する法律

○中野文門君 ただいま議題となりました原子力委員会設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本法律案の内容を申し上げますと、原子力委員会の委員の定数を二名増加しようとするものであります。政府が本法律案の提案の理由として述べるところによりますと、原子力委員会は、原子力の研究開発及び利用に関する国の施策を計画的に遂行し、原子力行政の民主的運営をはかるため、昭和三十一年に設置されたものであるが、その後、わが国の原子力開発利用は、原子炉の開発研究の面においても、核燃料物質の開発の面においても、あるいはまた、アイソトープの利用の面においても、わずか数年の間に著しい発展を見ており、また将来における利用を目ざしての各種の試験研究もその範囲を拡大し、かつ内容を高めている。従つて、原子力利用について企画、審議、決定を行なう原子力委員会の所掌する事務も増大し、かつ重要な度を加えてきたので、この際、委員長及び委員四人をもつて組織されている原子力委員会の委員をさらに二名増員して、その機能を強化し、かつ充実せしめようとするのであります。

内閣委員会は、中曾根科学技術庁長官その他関係政府委員の出席を求め、前後四回にわたり委員会を開きまして、この法律案を慎重に審議いたしました。その審議におきまして、委員増加の理由と過去における本委員会の業績、原子力発電の実施計画と実施後における電力価格の見通し、世界各国及びわが国におけるウラン鉱の開

強化と充実を図り、ますます原子力行政の中核たらしめるよう努力すべきである。

二、原子力の運営については原子力基本法を厳守すべきことは勿論、原子力の平和利用においては、ひとり原子力発電のみならず、船用炉、アイソトープの産業利用等、ひろく関係各分野にわたつて、常に緊密なる協力を図ると共に、基礎的研究及び開発の分野においても、燃料の生産、再処理、廃棄並びに関係科学技術者の養成とその待遇改善等を含めて、それぞれ統一ある総合的計画を策定推進すべきである。

右決議する。

かくて討論を終わり、まず増原委員提出の修正案について採決いたしましたところ、全会一致をもって可決せられ、次いで修正部分を除く原案について採決いたしましたところ、これもまた全会一致をもって可決せられました。

最後に、さきに討論中に横川委員より提出せられました附帯決議案につきまして採決いたしましたところ、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定せられました。なお、右の附帯決議につき、横山科学技術政務次官より特に発言を求められ、政府はこの決議の趣旨に沿うよう十分努力する旨の発言がありました。

以上御報告申し上げます。

発言、原子力技術者の養成計画、放射線による損害賠償法案の構想、日本学術会議に対処する政府の態度並びに日本学術会議と科学技術会議との関係等の諸点につきまして質疑応答が重ねられました。特に矢嶋委員より、現在防衛庁で行なっている兵器の開発に原子力開発が結びつくやいなや、また原子力の開発利用に原子力基本法に掲げる三原則がたたく守られているやいなやの点につきまして、政府の所見がただされましたところ、中曾根長官より、前者については全然結びつかない。また後者については三原則を忠実に守つていく方針である旨の答弁がなされました。

去る十九日の委員会におきまして質疑を終わり、次いで二十一日の委員会において討論に入りましたところ、自由民主党を代表して増原委員より、本法律案の附則第一項に「昭和三十五年四月一日」とあるのを「公布の日」に改める旨の修正案が提出せられ、修正案及び修正部分を除く原案に賛成の旨の発言があり、次いで日本社会党を代表して横川委員より、次の附帯決議案を付して修正案及び修正部分を除く原案に賛成の意見が述べられました。

次に附帯決議案を朗読いたします。

附帯決議

わが国における原子力の平和利用は一応の準備期間を経て、今後本格的な研究、開発段階を迎えんとするにあたり、政府は特に左の各項につき適切な措置を講ずべきである。

一、原子炉の安全審査に対しては、更に一層公正を確保するため、責任ある審査機関を法制化すると共に、原子力委員会の

◎船主相互保険組合法の一部を改正する

法律 (昭三五・五・一法八〇)

一、提案理由(二月十八日)

○政府委員(前田佳都男君) ただいま議題となりました船主相互保険組合法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその概要を御説明いたします。

船主相互保険組合法は、昭和二十五年に施行されたのでありますが、同法に基づき設立せられました日本船主責任相互保険組合は、当時の海上運送事業の状況に顧み、船舶の所有者または賃借人たる組合員が、その所有または賃借する船舶の航海に伴って生ずる事故による費用及び責任を填補する保険事業のみを行なうこととせられたのであります。従いまして、現在当組合は組合員が他から用船して運送に従事する場合の費用及び責任を担保することができないのであります。

しかるところ、船舶の運航形態を見まするに、わが国海運界の特殊事情もありまして、今日におきましては、運航船舶の相当部分を用船にたよっているのが実情であります。よって、この際組合員が用船により船舶を運航する場合に負担する費用及び責任をも保険に付し得るよう措置することが必要となつて参つたのであります。なお、組合員が、船舶の回航を請け負う事例もありますので、そ

の場合の事故によって生ずる費用及び責任の保険についても組合が引き受けられるよう改正し、あわせて若干の条文整備を行なうため法律改正を行なうとするものであります。

以上がこの法律案の提案の理由及びその内容であります。何卒御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

二、参議院大蔵委員長報告(三月二十一日)

○杉山昌作君 ただいま議題となりました二つの法案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

船主相互保険組合法は、昭和二十五年に制定されました。同法に基づいて船主責任相互保険組合が設立されたのであります。その事業は、船舶の所有者または賃借人たる組合員が、その所有または賃借する船舶の運航に伴って生ずる事故による費用及び責任を填補する保険業務を行なうこととしておるのであります。最近におけるわが国海運界の現況にかんがみ、今回この法律を改正して、用船者及び回航請負人としての費用及び責任にも保険を付し得ることとし、これに伴う条文整理をあわせ行なうとするものであります。

委員会の審議におきましては、船舶損害保険制度の現状等につきまして質疑がなされたのでありますが、その詳細は会議録によつて御承知を願ひたいと存じます。

質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、酒税法の一部を改正する法律案について申し上げます。本案は、最近における清酒及び合成清酒の消費の状況にかんがみ、これらの酒の級別制度の合理化をはかりとするものであります。すなわち、清酒については、一級と二級の小売価格の差が大きく、消費面から見て両者の間に弾力性を欠いているので、一級と二級の中間に新たに準一級を設けようとするものであり、合成清酒については、一級の消費量が著しく減少して、ほとんど全部が二級となり、一級をこのまま存置しておく意義が失われたので、この際その級別を廃止しようとするものであります。

委員会の審議におきましては、準一級酒の設定により酒税の減取になるのではないか、清酒と合成酒との区別が次第になくなっていく心配はないか、現行の酒造米の割当方法には大きな矛盾があるが、その是正についてどう考えているか等の質疑がありました。詳細は会議録によつて御承知を願ひたいと存じます。

質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告を申し上げます。

三、衆議院大蔵委員長報告(五月六日)

○植木庚子郎君 ただいま議題となりました三法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、船主相互保険組合法の一部を改正する法律案について申し上げます。

船主相互保険組合法の一部を改正する法律

現行の船主相互保険組合法は昭和二十五年に制定されたものであります。その年この法律に基づいて設立せられた日本船主責任相互保険組合の行ないまする保険事業におきまして、その保険に付し得る範囲は、現行法によりますれば、船舶の所有者または賃借人たる組合員が、その所有または賃借船舶の航海に伴って生ずる事故による費用と責任とに限られておるのであります。従いまして、組合員が他から用船して運送に従事する場合や、船舶の回航を請け負う場合の費用及び責任につきましては、保険に付すことができないのであります。しかるに、最近におけるわが国海運界の傾向として、運航船舶の相当部分を用船によつては、実情や、新造船、解体船等の回航を請け負う事例も少なくないに顧みまして、この際、外国の例等にもならぬ、これらの場合におきましてもそれぞれ保険を付し得るよう、現行法を改正しようとするものであります。

本案につきましては、審議の結果、去る四月二十六日質疑を終了し、採決を行ないましたところ、全会一致をもって原案の通り可決となりました。

次に、厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、第三十一次国会に提出せられ、自來、本院において継続審査となつていたものであります。厚生保険特別会計法及び船員保険特別会計法につきまして、それぞれ次のような改正を行なうとするものであります。

まず、厚生保険特別会計法の一部改正について申し上げます。

政府は、第二十二回国会におきまして、厚生保険特別会計の健康勘定における保険給付費の支払い財源の不足を補てんするため、昭和三十年度以降七カ年度間、毎年度一般会計から十億円を限度としてこの会計へ繰り入れ得る措置を講じ、その第一年度たる昭和三十年度においてはこれを実行したのであります。しかるに、その後、本特別会計の健康勘定に別途国庫補助金を繰り入れることになった関係もありまして、昭和三十一年、二、三の各年度においては、そのつど法律を改正しまして、この一般会計からの繰り入れはこれを昭和三十四年度以降に繰り延べてきておるのであります。しかし、本改正案は、同様の理由により、昭和三十四年度においても、さらにこれを昭和三十五年以降に繰り延べようとするものであります。

次に、船員保険特別会計法の一部改正について申し上げます。船員保険につきましても、政府は、第二十二回国会におきまして、療養給付等の支払い財源の一部に充てるため、昭和三十年度以降六カ年度間、毎年度一般会計から二千五百万円を限度としてこの会計へ繰り入れ得る措置を講じ、その第一年度たる昭和三十年度においてはこれを実行したのであります。昭和三十一年、二、三の各年度においては、前述の健康保険の例に準じまして、この一般会計からの繰り入れを昭和三十四年度以降に繰り延べてきたのであります。しかし、本改正案は、前述の健康保険の場合と同様、昭和三十四年度においても、さらにこれを昭和三十五年以降に繰り延べようとするものであります。

公庫等の職員となり、再び公務員等に復帰した者が退職する場合におきましては、退職手当の面で不利益をこうむる結果となっておるのであります。従いまして、今回、こうした場合における退職手当の計算について特例を設け、その不合理を是正しようとするものであります。すなわち、公庫等から復帰した職員が退職する場合においては、前後の公務員等の期間を通算した場合に受けることとなる退職手当の支給割合から前の公務員等の期間に対する退職手当の支給割合を差し引いた割合を当該退職者の最終俸給月額に乘じた額をもって退職手当として支給することにしようとするものであります。

なお、この特例は本年四月一日以降の退職者について適用することとしたしております。

改正の第二点は、現在、国家公務員等が退職後失業している場合におきまして、すでに支給を受けた退職手当の額が失業保険法に定める給付相当額に達しておらないときは、その差額を当該失業者の退職手当として支給することとし、これが支給事務はすべて公共職業安定所の窓口において実施いたしておるのであります。季節的に多数の退職者が同一地域で発生するような場合におきましては、安定所本来の業務の運営が阻害される傾向がありますので、今回、この点について特例を設け、一定の職員につきましては、その者が退職の際所属いたしておりました官署または事務所等でこれを支給することができることとしようとするものであります。

本案に対しましては、各派共同提案にかかる修正案が提出せられ

船主相互保険組合法の一部を改正する法律

本案に対しましては、各派共同提案にかかる修正案が提出せられました。すなわち、本案の成立を前提といたしまして、さらにこれに対する改正を行ないますため、別途、今国会に厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案が提出せられておりまして、その内容は、昭和三十五年度においても、厚生保険特別会計及び船員保険特別会計に対する前述の財源補てんのための一般会計からの繰り入れは、さらにこれを昭和三十六年度以降に繰り延べようとしておるのであります。そこで、すなわち、この内容をそのまま継続審査中の本案に織り込むこととしようとするのが修正案の趣旨でございます。

本案並びに修正案につきましては、審議の結果、去る四月二十八日質疑を終了し、採決を行ないましたところ、全会一致をもって修正議決となりました。

最後に、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案によるおもなる改正点は次の二点であります。

まず、第一点は、御承知の通り、現在、国等と公庫等との間で人事の交流が行なわれておるのでありますが、現行の国家公務員等退職手当法によりまして、退職手当算定の基礎たる勤続期間の計算につきましては、引き続き公務員等としての身分を保有していた期間をもつて在職期間とすることとしており、また、退職手当の支給割合につきましては、長期勤続者ほど優遇する建前をとっております。ため、国家公務員等であつて、任命権者の要請により途中で一たん

ました。修正の趣旨は次の通りであります。

すなわち、別途今国会で成立いたしました失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律によりまして、職業訓練施設に入所した者等、特定の失業者に対しまして、失業保険金の給付日数を特に延長してこれを支給し得ることとし、また、失業保険金を受け得る資格のある者が就職した場合には就職支度金を支給し得ることとするなど、失業保険の給付内容が改正せられましたので、国家公務員等が失業している場合の退職手当の内容につきましても、右に準じて所要の改正を行なうとするものであります。

以上の修正案につきましては、国会法第五十七条の三の規定により内閣の意見を求めましたところ、やむを得ないと認める旨の意見が述べられました。

本案並びに修正案につきましては、去る四月二十八日、質疑を終了し、採決を行ないましたところ、全会一致をもって修正議決となりました。

なお、本案に対しましては、全会一致をもって附帯決議を付すべきものと決しました。附帯決議の内容は次の通りであります。

すなわち、

外地に在職し、引揚げ後再就職した公務員の退職手当算定の基礎となる在職期間の計算については、外地に在職期間通算条件につきさらに検討を加えるべきである。

というものであります。

以上、御報告申し上げます。

◎臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律 (昭三五・五・一四法八一)

一、提案理由(三月一日)

○国務大臣(橋樑渡君) ただいま議題となりました臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

現行の臨時船舶建造調整法は、昭和二十八年に戦後のわが国外航船隊再建のため、船舶の建造を調整する必要上制定されたものでありまして、その存続期間は昭和三十六年三月三十一日までとなっておりますが、次に述べますような事情によりまして、本法の存続期間を昭和四十年四月三十一日まで延長したいというのがこの法律案を提出いたすゆえんであります。

戦争によって崩壊したわが国外航船隊の再建整備をはかるため、政府は、外航船の建造につきまして、財政資金の投入、市中資金のあっせん、利子補給及び損失補償制度の確立等、種々の助成策を講じて参りましたが、本法は、外航船の建造を運輸大臣の許可にかからしめることによりまして、建造される船舶が真に国民経済の要請に適合するよう調整する機能を發揮して参つたのであります。

しかし、その間に建造されました外航船は、貿易外収入の増加を通じてわが国の国際収支の改善に多大の貢献をなしているのでは

ありますが、今後予想される貿易量の増大に伴い、外航船腹を整備拡充いたしますことは、依然、わが国経済の自立発展をはかるためには欠くことのできないものでありますので、政府は、今後も外航船の建造につきましては積極的な助成策をとることにより、海運企業の基盤とその国際競争力の強化をはかりつつ、国民経済の要請にこたえようとしていたして行なうのであります。

このように政府が外航船の整備拡充についての助成策を続行いたします以上、その目的を達成する上におきまして補完的な役割を果たす臨時船舶建造調整法に基づく規制を引き続き行なうことがぜひとも必要なものであります。その必要性は、わが国の国際海運の現状から見ても、少なくとも昭和三十五年度から五カ年間は存続するものと見るのが妥当であると存じます。今回、臨時船舶建造調整法の存続期間を昭和四十年三月三十一日まで延長しようとするのは以上の理由によるのであります。

なお、現行法は、昭和三十六年三月三十一日まで効力を有するのでありますが、その効力延長についての審議を今国会においてお願いいたしますのは、造船の場合におきましては、着工の数カ月以前に契約が締結されるのが通例でありますので、昭和三十六年四月以後に行なわれます建造について混乱を生ぜしめないためであります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

二、参議院運輸委員長報告(四月十三日)

討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法律案は原案通り可決すべきものと全会一致をもって決定いたしました。

右御報告申し上げます。

三、衆議院運輸委員長報告(五月六日)

(航空法の一部を改正する法律(昭三五―法九〇)の委員長報告と一括して掲載)

○平島敏夫君 ただいま議題となりました臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

現行法は、昭和二十八年第十六国会において制定されたものでありまして、そのねらいとするところは、わが国商船隊の再建をはかるための助成策、すなわち財政融資、造船利子補給等の実施に見合つて、国際航海に従事し得る船舶の建造については、これを一定の基準に基づく許可制度にかけて、国民経済の要請に適合するよう調整することにあります。

本法は、当初四カ年間の臨時立法とされておりましたが、第二十四国会において、さらに四年間延長の改正が行なわれ、今日に至つておるのであります。

今回提出された改正案の提案理由は、政府の説明によりますと、外航船舶の整備拡充は依然として必要であり、海運業の経営基盤と国際競争力の強化と促進をはかるための助成策を引き続き講ずることとしていますが、これに対応するため、本法をさらに四年間、すなわちわが国海運業の経営基盤が固まると見込まれる昭和四十年三月末日まで延長する必要があるということでありまして、

質疑におきましては、本法延期の事由をただし、さらに、目下造船界は不況の見通しなのに、さらに現行法を延長して規制を続けるのは、造船を圧迫することにならないかとの質疑がありました。ほか、海運造船の基本問題にもわたつて質疑が行なわれたのであります。

◎引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律 (昭三五・五・一六法八二)(参)

一、提案理由(五月十一日)

○加藤武徳君 たいだいま議題となりました引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を説明申し上げます。

引揚者及びその遺族に対する給付金の支給につきましては、昭和三十二年に引揚者給付金等支給法が制定され、ほぼ三カ年を経過いたしました今日、大部分の者が手続を終了いたしましたはおりませんもの、いまだ一部には手続の済んでおられない者もあるものであります。引揚者給付金及び遺族給付金を受ける権利は、三年間行使されなるときは時効によって消滅するように規定されてありますので、この法律に基づいて給付金を受ける権利を有している人たちは、その権利が本年の五月十六日で時効期間が満了して権利を行使し得なくなるわけであり、かかるに、給付金を請求するための在外期間の立証等の書類や資料の収集その他の理由により、時効の期間満了までに請求手続をなし得ない者が若干あると認められるのであります。従いまして、この際、時効消滅の期間を一カ年延長することによって権利の行使に遺漏なからしめ、引揚者またはその遺族に給付金を支給して、その生活の再建に資してもらいたいと存するのであ

ります。これがこの法律案を提出いたしました理由でございます。社会労働委員会におきましては、慎重に協議検討いたしました結果、全会一致をもってこれを委員会提案として発議することにした次第であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに可決していただきますようお願いする次第であります。

二、衆議院社会労働委員長報告(五月十三日)

○永山忠則君 たいだいま議題となりました両法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律案について申し上げます。

引揚者及びその遺族に対する給付金の支給については、昭和三十二年に引揚者給付金等支給法が制定せられたのであります。給付金を受ける権利は、三年間行使されなるときは時効により消滅するように規定されており、その権利は、本年の五月十六日で時効期間が満了したのであります。かかるに、給付金を請求するための在外期間の立証等の書類や資料の収集その他の理由により、時効の期間満了までに請求手続をなし得ない者があると認められますので、この際、時効消滅の期間を一カ年延長することによって権利の行使に遺漏なからしめようとするものでございます。

本法案は、五月十一日本委員会に付託せられ、同日、提出者参議院議員加藤武徳君より提案理由の説明を聴取、質疑の後、採決に入

りましたところ、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決いたしました次第でございます。次に、船員保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

船員の職務上の傷病に対する災害補償につきましては、船員法及び船員保険法に基づいてこれを実施いたしておりますが、職務上の事由による長期傷病者の実情にかんがみ、給付内容の改善充実をはかるうとするのが、本案提出の理由であります。

そのおもなる内容は、職務上の事由による傷病については、その傷病がおきるまで引き続き療養の給付及び傷病手当金の支給を行なうこと、また、国は政令の定めるところにより、職務上の事由による傷病のうち、政令で定めるものにつき、三年を経過してもなおらない場合における療養の給付及び傷病手当金に要する費用、並びに職務上の事由による障害年金に要する費用のうち、船員法の規定による災害補償に相当する部分をこえる部分について、その一部を国庫が負担することといたしたことでございます。

本案は、三月三十一日本委員会に付託され、昨十二日の委員会において質疑を終了し、直ちに採決に入りましたところ、全会一致原案の通り可決すべきものと議決いたしました次第であります。

なお、本案に対しましては、三党共同の附帯決議案が提出され、全会一致の議決を見たのでございます。

これを朗読いたします。

政府は船員保険について左の事項に努力すべきである。

引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律

一、船員保険の被保険者の標準報酬は最高三万六千円に据置かれているが、賃金の実態に即して引き上げるようすみやかに措置すること。

二、船員勤務の特殊な実態にかんがみ、療養給付における一部負担制度についてすみやかに検討すること。

三、船員の外傷性せき髄障害患者に対する療養給付の内容(食事の熱量、附添看護等)は、陸上労働者の同一症状のものと同内容にすみやかに改めること。

なお、船員せき損患者が労災病院に入院できるよう至急に措置すること。

以上、御報告申し上げます。

(註) 参議院においては委員会の審査は省略された。

◎刑法の一部を改正する法律

(昭三五・五・一六法八三)

一、提案理由(三月一日)

○井野国務大臣 刑法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

近年いわゆる不動産の不法侵奪、すなわち正当な権限もないのに他人の土地を占拠して建物を建てるなどの行為がしきりに各方面から問題とされるようになりましたことは、周知の通りであります。言うまでもなく、現在問題となっております不法占拠のうちには、終戦直後の社会的混乱期に行なわれたものも少なくありませんが、国民生活もおおむね安定し、社会秩序も平常に復した現在におきましても、なお同種の行為が跡を絶たない実情にあります。しかも、不法占拠のためには、しばしば暴力その他の不法手段が用いられ、他方、権利者の側でも、民事的な手続による早急な解決が困難であるなどの理由から、実力をもって権利を回復しようとする傾向もあるやうに見受けられるのであります。不法占拠をめぐって各種の暴力的な犯罪が発生することもまれではありません。このように、実力をもって他人の不動産を不法に自己の支配に移すような行為を放任しておくこととなりますれば、不動産の安全な利用に対する国民の不安感を強め、ひいては国民一般の順法精神にも軽視することの

できない悪影響を与えることとなりますので、政府におきましては、かねてからこのような事態の発生を防止するため懸命の努力と検討を続けて参つたのであります。最近におけるこれら事犯の趨勢にかんがみまして、刑法の一部に改正を加えるの必要を認め、ここにいわゆる不動産侵奪罪に関する規定及び境界毀損罪に関する規定の新設並びにこれに伴う所要の改正を内容とするこの法律案を提出することとしたのであります。

この法律案の骨子は、次の通りであります。まず、不動産侵奪罪に関する規定は、不法領得の意思をもって、不動産に対する他人の占有を排除し、これを自己の支配下に移す行為を動産に対する窃取行為と同じように処罰しようとするものであります。従来におきましても、不動産に対する窃盗罪の成立を認める学説はありましたが、検察及び裁判の実務では、窃盗罪における窃取の觀念を不動産についてまで拡張するのは相当でないという理由から、不動産窃盗として起訴または裁判された事例は一つもないのであります。従って、今直ちに従来の解釈を改めることは、法律生活の安定という面から好ましくありませんので、不法領得の意思をもってする不動産に対する占有の侵害を処罰するためには、特別の規定を設ける必要があると考えられたので、本罪を新設することとしたのであります。なお、本罪は、動産に対する窃盗と同じ性質の犯罪でありますから、これと同様に、未遂罪の規定を設け、また、いわゆる親族相盜例を適用するものとすると同時に、日本国民の行なり国外犯とすることが相当であると考えられますので、そ

れぞれ関係法条に所要の改正を加えることとしたのであります。

次に、境界毀損罪に関する規定は、境界標を損壊し、移動し、もしくは除去したまたはその他の方法で土地の境界を認識することができないようにした行為を処罰しようとするものであります。この規定を新設する趣旨は、第一の不動産侵奪罪に関する規定の新設と関連するのであります。他人の土地を侵奪するための手段などとして境界を毀損する行為が頻発している実情にかんがみ、不動産に関する権利の保護に十全を期するためには、現行の器物損壊罪などの規定のみではまかなえない面があり、改正刑法仮案でも認められておりますように、土地の境界を不明にする行為をそれ自体を取り締まることが相当であると考えられたからであります。

以上が刑法の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願い申し上げます。

二、衆議院法務委員長報告(四月十九日)

○瀬戸山三男君 たいま議題となりました刑法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

近年、正常な権限なくして他人の土地を占拠して建物を建てるなどの行為、すなわち、不動産の不法侵奪がしきりに各方面において問題とされておりますが、この種行為は、終戦直後の社会的混乱期

から社会秩序の平常に復した現在に至るまで、その跡を断たない実情にあります。このような事態を放任しておきますと、不動産の安全な利用に対する国民の不安感を強め、ひいては国民一般の順法精神にも悪影響を与えることとなりますので、ここに刑法の一部を改正し、新たに不動産侵奪罪及び境界毀損罪に関する規定を設けようというのが、本案提出の理由であります。

本案の骨子は、刑法第二百三十五条の二を設け、他人の不動産を侵奪した者は十年以下の懲役に処するものとし、同法第二百六十二条の二を設け、境界標を損壊、移動もしくは除去し、またはその他の方法をもって土地の境界を認識することあたわさるに至らしめたる者は、五年以下の懲役または千円以下の罰金に処すること等であります。

法務委員会におきましては、参考人の意見をも聴取し、慎重審議いたしました。特に、本案施行前の不法占拠及び被害者救済の措置、不動産強盜罪との関係、民事紛争解決との関連問題、また、政府案では刑が重きに過ぎないか、境界毀損罪を親告罪ないし目的罪とすべきではないか等について、熱心な質疑がありました。

これに対し、政府から、本案は、一切の不法占拠ではなく、窃盗的な類型の、不法領得の意思をもってする悪質な侵奪行為のみを処罰の対象とする、本法施行前の不法占拠については刑事責任を追及することはできないが、民事裁判の進行によい影響を与え、被害者の救済に役立つと思う、本案は、その立法趣旨から、いやしくも逸脱しないよう、運用上特に配慮するつもりである、刑罰は他との均

衡上適正であり、境界毀損罪を親告罪ないし目的罪とすることは妥当でないと思ひ、等の答弁がありました。

かくて、四月十五日質疑を終了、次いで、日本社会党から、境界毀損罪を削除する趣旨の修正案、及び、民主社会党から、境界毀損罪を目的罰とし、各条の刑罰を軽減する趣旨の修正案が提出されました。

よつて、政府原案並びに両修正案を一括討論に付した後、採決いたしましたところ、両修正案はいずれも少数をもって否決せられ、本案は、自由民主党及び日本社会党所属委員の賛成により、多数をもって政府原案の通り可決せられた次第であります。

右、御報告申し上げます。

三、参議院法務委員長報告(五月十三日)

○大川光三君 たいま議題となりました刑法の一部を改正する法律案につき、委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

最初に、本法案の趣旨を簡単に御説明いたします。戦後、罹災都市等において、社会的混乱に乗じ、正当な権限なくして他人の不動産を占拠する等の不法行為が頻発し、今日に至るもその跡を絶たず、社会の法秩序を乱すものとして、各方面において問題とされてきたのであります。しかも、不法占拠のためには、しばしば暴力その他の不法手段が用いられ、他方、権利者の側でも、民事的な手続による早急な解決が困難である等の理由から、実力をもって権利の

回復をはかる方法を講じようとする傾向さえ見受けられるのであります。一方、この種事案については、現行刑法の窃盗罪をもって律し得るとする見解もありますが、檢察及び裁判の実務においては、窃盗罪における行為の客体の中に不動産を含むものと考えるのは相当でないとの理由から、今日まで不動産窃盗罪として起訴または裁判のなされた事例はないのであります。かかる現状を放置することは適当でないので、この際、刑法の一部を改正して、この種事案を不動産侵奪罪として処罰するとともに、これと関連して、他人の土地を侵奪するための手段などとして、境界を毀損する行為が頻発している実情にかんがみ、不動産に関する権利の保護に十全を期するためには、現行の器物損壊罪等の規定のみではまかない得ない面があり、この際、土地の境界を不明にする行為自体を境界毀損罪として処罰しようとするものであります。

次に、本法律案の要点を申し上げますと、第一に、下法領得の意思をもって不動産に対する他人の占有を排除し、これを自己の支配下に移す行為を不動産侵奪罪として、十年以下の懲役に処すること、及びその未遂を処罰する等、所要の規定を設け、第二に、境界標を損壊する等の方法で土地の境界を認識することができないようにした者を五年以下の懲役または千円以下の罰金に処するものとすること等であります。

委員会は、三月二十九日提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、各委員から、最近における不動産不法占拠の実態、不動産侵奪罪新設による効果、境界毀損罪の具体的な必要性の有無等について熱

心な質疑が行なわれましたが、これが詳細は会議録に譲りたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して高田理事から、境界毀損罪を削除する旨の修正案が、また、民主社会党を代表して赤松委員から、境界毀損罪を目的犯とすること及び各条の刑罰を軽減する旨の修正案が提案され、政府原案に反対する旨の意見が述べられ、自由民主党を代表して後藤理事から政府原案に賛成する旨の意見が述べられました。

ついで、右の両修正案についてそれぞれ採決いたしましたところ、いずれも少数として否決され、引き続き政府原案について採決いたしましたところ、原案通り多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

◎住宅地区改良法 (昭三五・五・一七法八四)

一、提案理由(三月二日)

○村上國務大臣 たいま議題となりました住宅地区改良法案につきまして、提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

御承知の通り、不良住宅地区改良法が、昭和二年に制定され、以来、昭和十七年までこの法律に基づいて改良事業が施行されてきたのでありますが、昭和二十七年以降は、公営住宅法に基づく第二種公営住宅を建設することにより不良住宅の建てかえをはかつて参つたのであります。

現在、密集して存在する不良住宅の戸数は、全国で二十万戸をこえるものと推定されますが、不良住宅が密集する地区は、保安上、衛生上その他危険かつ有害な状況にあるのであります。

政府といたしましては、かかる状況にかんがみ、昭和三十五年度から不良住宅地区改良事業を本格的に実施することとし、所要の経費を明年度予算に計上するとともに、現行法を廃止して、新たに、住宅地区改良法を制定することといたした次第であります。

すなわち、現行法は、事業施行方法等につきまして法的に整備されていぬ点が多く、最近の実情に適合してない状況にありますので、この際、新たな構想のもとに住宅地区の改良事業を実施し、地区の環境の整備改善をはかるとともに、住宅の集団的建設

を促進することといたしたのであります。

以上が、この法律案を提出した理由であります。次にその内容の要旨について御説明申し上げます。

第一に、住宅地区改良事業は、不良住宅が密集し、安保、衛生等に危険または有害な状況にある相当規模の一団地で建設大臣が指定するものにつき、原則として市町村がこれを施行することとした点であります。

第二に、施行者は、事業計画を定めて建設大臣の認可を受けなければならぬものとし、事業計画においては、住宅地区改良事業の実施計画のほか、改良地区を健全な住宅地区に形成するため、改良地区内の土地の利用に関する基本計画を定め、この基本計画に住宅、公共施設、地区施設等の用に供する土地の配置、規模等を定めることとし、事業計画の策定にあたっては、関係のある公共施設の管理者や住宅経営を行なう地方公共団体等とあらかじめ協議することとした点であります。

第三は、施行者は、改良地区内にある不良住宅をすべて除却した後、健康で文化的な生活を営むに足りる、耐火性能を有する構造の改良住宅を建設することとし、改良地区の居住者で改良住宅への入居を希望し、かつ、住宅に困窮すると認められるものを改良住宅に入居させなければならないこととした点であります。

第四に、国は、改良住宅の建設については、その費用の三分の二以内を、不良住宅の除却に要する費用については、その二分の一以内を補助することとし、改良住宅の入居者が低廉な家賃で居住する

ことができることとした点であります。

以上のほか、住宅地区改良事業の施行のため必要がある場合の土地等の取用または使用、建築行為等の制限、一時収容施設の設置等について所要の規定を設け、住宅地区改良事業の円滑な施行を確保することといたしました。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院建設委員長報告(三月十八日)

○木村守江君 たいま議題となりました住宅地区改良法案及び公営住宅法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

初めに、住宅地区改良法案について申し上げます。

不良住宅が密集する地区は、保安上、衛生上その他危険かつ有害な状態にあります。現行の不良住宅地区改良法は昭和二年に制定されたものであり、事業施行方法等について法的に整備されていない点が多く、最近の実情に適合しない状況にかんがみまして、現行法を廃止して、新たな構想のもとに住宅地区の改良事業を実施し、地区の環境の整備・改善をはかるとともに、住宅の集団的建設を促進しようとするものであります。これが本法案の提案された理由であります。

そのおもなる内容は、概要次の通りであります。

すなわち、その第一は、住宅地区改良事業は、不良住宅が密集し、保安、衛生等に関して危険または有害な状況にある相当規模の一団地で、建設大臣が指定するものにつき、原則として市町村がこれを施行することとしたのであります。

第二に、施行者は事業計画を定め、建設大臣の認可を受けなければならないことといたしまして、事業計画においては、住宅地区改良事業の実施計画のほか、改良地区を健全な住宅地区に形成するため、改良地区内の土地の利用に関する基本計画を定め、この基本計画に住宅、公共施設、地区施設等の用に供する土地の配置、規模等を定めることとし、事業計画の策定にあたっては、関係のある公共施設の管理者や、住宅経営を行なう地方公共団体等とあらかじめ協議することとしたのであります。

第三に、施行者は、改良地区内にある不良住宅をすべて除却した後、健康で文化的な生活を営むに足りる、耐火性能を有する構造の改良住宅を建設することとし、改良地区の居住者で、改良住宅への入居を希望し、かつ、住宅に困窮すると認められる者を改良住宅に入居させなければならないことといたしたのであります。

第四に、国は、改良住宅の建設については、その費用の三分の二以内を、不良住宅の除却に要する費用については、その二分の一以内を補助することとし、改良住宅の入居者が低廉な家賃で居住することといたしたのであります。

以上のほか、住宅地区改良事業の施行のため必要がある場合の土地等の取用または使用、建築行為等の制限、一時収容施設の設置等

について所要の規定を設け、住宅地区改良事業の円滑な施行を確保すること等が本案の要旨であります。

次に、公営住宅法の一部を改正する法律案について申し上げます。

公営住宅法第八条の規定によれば、国は、地震、暴風雨等の異常な天然現象により滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため、事業主体が第二種公営住宅の建設をするときは、災害により滅失した住宅の戸数の三割に相当する戸数の範囲内で、その建設に要する費用の三分の二を補助しなければならぬことになっております。この場合の国の補助は、災害により滅失した住宅の戸数が被災地全域で五百戸以上、または一市町村の区域内の住宅戸数の一割以上であるときに限られておるのでありますが、一方、災害のうちでも火災の場合には、滅失した住宅の戸数が被災地全域で二百戸以上あるときは国の補助の対象としておりますので、これらとの均衡をも考慮いたし、地震、暴風雨等の異常な天然現象により滅失した住宅の戸数が一市町村の区域内で二百戸以上である場合を新たに災害の基準に加え、この基準に該当するときは、国の補助の対象としようとするものであります。

両法律案は、去る二月二十九日本委員会に付託され、慎重に審査を進めて参ったのでありますが、その詳細は会議録に譲ることといたします。

かくて、三月十六日、質疑を終了し、討論を省略、直ちに採決の結果、両法案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

◎行政管理庁設置法の一部を改正する法律

(昭三五・五・二〇法八五)

一、提案理由(三月一日)

○益谷国務大臣 たいま議題となりました行政管理庁設置法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

今回提案いたしました行政管理庁設置法の一部を改正する法律案は、行政監察局の所掌事務のみを分掌いたしております地方支分部局に、必要に応じて、行政管理庁及び統計基準局の所掌事務の一部をも新たに分掌させることができるようにいたしますとともに、管区及び地方行政監察局の名称の変更及び北海道所在の地方行政監察局の管轄区域の変更等を行なうものであります。

次に法律案の内容につきましてその大要を申し上げます。当庁の内部部局には官房のほか、行政管理庁、統計基準局、行政監察局の三局がありますが、地方支分部局であります管区行政監察局及び地方行政監察局は、設置法上行政監察局の所掌事務だけを分掌するように規定されております。

一方、行政管理庁の所掌事務のうち、行政機関の機構、定員及び運営に関する調査、企画、立案及び勧告等の事務には、各行政機関の中央及び地方を通じてその実態を十分に把握して初めてその全きを期し得るものがありますので、これらに関する調査の事務を必要

行政管理庁設置法の一部を改正する法律

第であります。

なお、その際、二階堂進君から、住宅地区改良法案に対し附帯決議を付すべき旨の動議が提出され、同君より提案の理由の説明があり、採決の結果、全会一致をもってこの附帯決議を付すべきものと決定いたしましたのであります。

附帯決議は次の通りであります。

住宅地区改良法案に対する附帯決議

本法の施行にあたり、政府は左の点に留意し、所期の目的達成に遺憾なきを期すべきである。

一、本法の対象地区居住者は、おおむね低額所得者なることにかんがみ、改良住宅の家賃が入居者の負担を過重ならしむることにより、本法の円滑な運営を阻害しないよう適切な行政指導等を行うこと。

一、将来出来得る限りの予算措置を講じて改良住宅の新築戸数を増加し、すみやかに不良住宅の解消を図ること。

右決議する。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院建設委員長報告(四月二十日)

(公営住宅法の一部を改正する法律(昭三五―法六〇)の委員長報告と一括して掲載)

な場合に地方支分部局をして行なわしめることができるようにいたします。また行政管理庁及び統計基準局の所掌する事務を一そう円滑、適正に遂行するために、両局の所掌事務に関する資料の収集事務をも、必要な場合に地方支分部局をして行なわしめることができるようにいたします。

また、管区行政監察局の個別の名称には、札幌、仙台等の都市名を冠しておりますが、この都市の名称を広域の名称に改める方が、管轄区域を明瞭ならしめて、より適切であると存じますので、管区行政監察局には広域の名称を冠するよりに改めます。また地方行政監察局の名称は、地方自治行政の監察機関であるかのような理解を与えますので、地方行政監察局の個別名称から地方を除きます。

次に、北海道における各支庁の所管区域内に市制が施行されますと、その区域は支庁の所管区域から除外されますので、新たに市制が施行されましたときには、その市を当庁地方局の管轄区域に編入する必要がまいりますこと、及び現在札幌管区行政監察局が管轄しております後志支庁の所管区域を函館地方行政監察局の管轄に移すことが、業務運営上一そう適切でありますので、北海道所在の地方局の管轄区域の変更をいたします。なお、内部部局の組織を定める長官の権限が設置法上規定されておりますが、国家行政組織法の規定との関係上誤解を生ぜしめ、無用と思われましますので、この際この規定を削除いたします。

次に、この改正法律は四月一日から施行することといたしております。

以上が本改正法律案のおもな内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告(三月二十五日)

○福田一君 たいま議題となりました二法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、行政管理庁設置法の一部を改正する法律案の要旨は、行政管理庁の事務を一より内滑適正に遂行するため、必要に応じて地方支分部局に行政管理局及び統計基準局の所掌事務の一部をも分掌させることができることに、各地方支分部局の名称をより適切なものに改めようとするものであります。

本案は、二月二十六日本委員会に付託され、三月一日政府より提案理由の説明を聞き、二十二日質疑を終了いたしましたところ、石橋委員より、三党の共同提案にかかる、各行政機関等の業務に関する苦情の申し出につき必要なあつせんを行なうことを行政管理庁の所掌事務に加える旨の修正案が提出され、討論の通告もなく、採決の結果、全会一致をもって修正案の通り修正議決すべきものと決定いたしました。

次に、総理府設置法の一部を改正する法律案は、総理府の付属機関として対外経済協力審議会及び宇宙開発審議会を設置しようとするものであります。これらの審議会は、いずれも内閣総理大臣の諮問機関とし、前者は、対外経済協力に関する基本的かつ総合的な政策及び重要事項について、後者は、宇宙の利用及び宇宙科学技術に

関する重要事項について、それぞれ調査審議することを任務とするものであります。

本案は、二月二十九日本委員会に付託され、三月一日政府より提案理由の説明を聞き、三月二十五日質疑を終了し、直ちに採決の結果、本案は全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、前田委員より、三党共同提案にかかる附帯決議案が提出され、全会一致をもって議決されました。次に、これを朗読いたします。

附帯決議

政府は宇宙の開発にあたり、国際的には常に世界平和を念願して、国際機構の確立と育成に、最大の努力を期し、政治体制の対立を超えて、国際的協力を推進すべきである。

国内的には、関連する各分野における基礎的研究をもあわせて、均衡ある総合的計画を策定し、かつ此の計画の実施にあたりては常に公開の原則を守り、民主的かつ恒久的な開発を期すべきである。

右決議する。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院内閣委員長報告(五月十一日)

○中野文門君 たいま議題となりました行政管理庁設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並

びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院において修正議決の上、当院に送付せられたものであります。まず、政府原案の要点を申し上げますと、

その第一点は、行政管理庁の地方支分部局の事務分掌に関する改正であります。地方支分部局は、現在は行政監察局の所掌事務だけを分掌しておりますが、さらに必要に応じて行政管理局及び統計基準局の所掌事務の一部をも分掌することができるよう改めたこととあります。

その第二点は、管区行政監察局及び地方行政監察局の名称に関する改正であります。管区行政監察局は、現在、札幌、仙台、東京等、その所在都市名を冠しておりますが、これを、北海道、東北、関東等の広域の名称に改めて管轄区域を明瞭にするともに、地方行政監察局の名称は、地方自治行政の監察を行なう機関であるかのごとき誤解を与えますので、地方行政監察局の個別名称から「地方」の字句を削除したことであります。その他、北海道における市の新設等に伴い、管区及び地方行政監察局の管轄区域の変更を行ない、また、内部部局の組織を定める長官の権限に所要の改正をいたしております。

右の政府原案に対し、衆議院におきまして、現在地方支分部局において実施している行政事情相談業務を成文化し、行政管理庁の所掌事務としてこの業務を加える旨の修正が行なわれました。

内閣委員会は、前後六回にわたり委員会を開き、この間、益谷行政管理庁長官その他関係政府委員の出席を求め、慎重にこの法律案

の審議に当たりましたが、この審議において問題となつたおもな点を申し上げますと、行政管理庁における三十五年度の主要な業務計画、行政監察機能権限をさらに強化するの要否、行政審議会の各審議会、調査会等の整理統合と委員の選挙等運営に関する政府の所見、定員法廃止の当否とこれに対する政府の所見、監察行政運営の実情と従来取り扱われてきた事情相談業務の運営状況、この改正による地方支分部局の所掌事務の増加に伴い、予算及び人員の裏づけのなかつた理由と、これがため行政監察の能率低下を来たすことなきやの点、ILO条約第八十七号の批准とこれに伴い人事院改組の問題等の諸点でありまして、これらの諸点につき、益谷長官その他行政管理庁当局との間に熱心な質疑応答がかわされましたが、その詳細は、委員会会議録に譲りたいと存じます。

去る四月二十八日の委員会におきまして質疑を終わり、次いで討論に入りましたところ、自由民主党を代表して村山委員より、本法律案の附則を、「この法律は、公布の日から施行する。」と改める旨の修正案が提出せられ、修正部分を除く原案に賛成の旨の発言がありました。次いで、日本社会党を代表して伊藤委員より、村山委員提出の修正案並びに修正部分を除く原案に賛成の旨の発言があり、その賛成の理由として、この法律案の改正のおもな点は、行政管理庁の地方支分部局においては、行政監察のほか、必要に応じて行政管理局と統計基準局の所掌事務の一部をも分掌することができるように改めんとするものであって、この点はまことに適切な改正と

思われるが、この改正の結果、本来の任務である行政監察業務の能率が低下することのないよう、その運営については政府において十分配慮されたい。また、衆議院においてなされた苦情相談に関する修正は、行政管理庁において現在苦情相談業務を行なっている以上、これを行政管理庁の所掌事務として法律に掲げることが当然のことである旨の意見が述べられました。また、同委員より、総理府初め各省庁に設置されている各種審議会等は、現在乱設の傾向にあるのみならず、委員の人選並びに運営等についても適当でない面が見られるとの理由で、三党共同提案による次の附帯決議案が提出せられました。次にこの附帯決議案を朗読いたします。

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

総理府はじめ各省庁に設置されている審議会、調査会等は、年々増加の傾向を示し、現在二百五十余の多数にのぼっているが、行政責任を明らかにし、国費を節約し、また行政機構を簡素化せんとする現内閣の基本方針に基き、政府は、この際、不用又は類似の審議会等の整理、統合を速かに断行すると共に、同一人が多数の審議会等の委員に任命されている現状は審議会等の運営に支障を来たすおそれがあるが故に、今後委員の人選についても十分留意されんことを強く要望する。

右決議する。

かくて討論を終わり、まず、村山委員提出の修正案につき採決いたしましたところ、全会一致をもって可決せられ、次いで、修正部

◎行政書士法の一部を改正する法律

(昭三五・五・二〇法八六(衆))

一、提案理由(三月二十九日)

○渡海議員 たいだいま議題に供せられました行政書士法の一部を改正する法律案について、その提案理由の説明をいたします。

行政書士法は昭和二十六年、行政書士の業務の公共性にかんがみ、その業務の適正な執行を確保して、一面その利用者の便益に資するとともに、行政書士の資質の向上と職務執行上の利益をはかるため制定せられたのでありますが、その後の本法の施行状況を見るに、従来任意設立、任意加入であった行政書士会並びにその連合会を、司法書士、税理士等類似の業務の場合と同様、義務設立、強制加入とすることによって、行政書士会の自主的な指導力を強化して行政書士の品位の保持、業務の改善、適正化に資する必要があるの

で本修正案を提案いたしました次第であります。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

二、衆議院地方行政委員長報告(四月五日)

○渡海元三郎君 たいだいま議題となりました行政書士法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過並

行政書士法の一部を改正する法律

分を除く原案につき採決いたしましたところ、これまた全会一致をもって可決せられました。よって本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

最後に、三党共同提案の附帯決議案につき採決いたしましたところ、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定せられました。なお、右の附帯決議につき益谷長官より特に発言を求められまして、政府はこの決議の趣旨を尊重し善処する旨の発言がありました。

以上御報告申し上げます。

びに結果を御報告申し上げます。

本案は、行政書士法その後の運用状況にかんがみ、従来任意設立とされておりました行政書士会及びその連合会を義務設立とし、その自主的指導力を強化整備するとともに、業として行政書士の業務を行なう者は、必ずこれに加入すべきものとして、その業務執行の適正化をはかろうとするものでありまして、さきに、第二十八回国会においても同趣旨の法案が提出され、衆議院を通過したのであります。参議院において審議未了となったものであります。

本案は、三月十八日当委員会に付託され、三月二十九日、提出者を代表して、私、渡海元三郎委員より提案理由の説明を聴取し、三月三十日質疑を終了、四月一日、討論を省略して採決を行ないましたところ、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院地方行政委員長報告(五月十三日)

○新谷寅三郎君 たいだいま議題となりました行政書士法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法案は衆議院提出にかかるとはありまして、その提案の理由は、昭和二十六年行政書士法制定以来の施行状況にかんがみ、従来、任意設立、任意加入であった行政書士会並びにその連合会を、司法書士、税理士等類似の業務におけると同様、義務設立、強制加

入とすることによって、行政書士会の自主的な指導力を強化して、行政書士の品位の保持、業務の改善、適正化に資せんとするものであります。

地方行政委員会におきましては、四月十四日、本法案の発議者衆議院議員瀬川彌三君より提案理由の説明を聞いた後、従来、任意設立、任意加入であった行政書士会とその連合会を、義務設立、強制加入に改める必要性、それと憲法に認められている職業選択の自由との関係等の諸問題について、提案者並びに当局との間に質疑応答を重ね、慎重審査を行ないましたが、その詳細については会議録によつて御了承願いたいと存じます。

五月十二日質疑を終局し、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上御報告いたします。

◎交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律

(昭三五・五・二〇法八七)

一、提案理由(二月十六日)

○奥村(又)政府委員 ただいま議題となりました交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案外二法律案につきまして、その提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府におきましては、今般、昭和三十四年度に実施した所得税の減税に伴う道府県民税及び市町村民税の減収が地方公共団体に与える影響を考慮し、あわせてその財政の健全化に資するため、当分の間、毎年度、当該年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の〇・三に相当する額の合算額を臨時地方特別交付金として地方公共団体に交付することとし、今国会に臨時地方特別交付金に関する法律案を提案いたしましたのであります。この措置に伴いまして、臨時地方特別交付金の交付に関する政府の経理は、これを交付税及び譲与税配付金特別会計において行なうことが適当でありますので、同特別会計法について所要の改正を行なおうとするものであります。

次に、関税率法の一部を改正する法律案について申し上げます。

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律

この法律案は、豚脂の関税率について改正を行なおうとするものであります。豚脂の関税率は、現行輸入税表上従価十%とされておりますが、ラードの輸入の自由化に備えて国内のラード、マーガリン、ショートニング工業を保護するため、原料用のものの税率を従価五%に引き下げる一方、精製のものの税率を従価十五%相当の従量税率に引き上げようとするものであります。

最後に、関税暫定措置法案について申し上げます。

この法律案は、関税の暫定的減免制度について規定することを内容とするものであります。関税の暫定的減免制度につきましては、現在関税率法の一部を改正する法律の附則で規定されておりますが、この制度の内容に調整を加えてこれをその附則から切り離し、関税率法及び関税法の特例として、新たにこの法律案で規定しようとするものであります。

以下、その内容につきまして御説明申し上げます。

まず、炭化水素油につきましては、最近における石炭産業の情况及び石油の輸入価格の推移等に顧み、現行の暫定減免措置は延長しないことといたしますが、わが国産業の実情を考慮いたしまして、昭和三十五年度に限り、製油原料については現行二%の軽減税率にかえて六%の軽減税率を適用するとともに、農林漁業用のA重油及び肥料製造用の原油については免税することといたしております。

次に、電子計算機につきましては、現在暫定的に関税を免除しておりますが、このうち国産の進んでいる中型及び小型の計算機の本

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律

体につきましては、国産保護の見地から免税措置を打ち切ることといたしております。

次に、ニッケルコバルトクロム触媒及びシリカアルミナ触媒並びに五酸化バナジウムにつきましては、それぞれ石油化学工業並びに特殊鋼産業の発展のために、また、小児麻痺用ワクチン製造用のサールにつきましては、国民保健の向上のために、いずれも昭和三十五年度に限り関税を免除することとしております。

以上申し述べました物品以外の物品で、現在暫定減免税制度の適用を受けているものにつきましては、最近の経済状況等にかんがみ、現行の暫定減免税措置をなお継続することとし、原子力関係物品及び航空機関係物品につきましては三年間、その他の物品につきましては一年間、さらに減免税の期間を延長することといたしております。

次に、暫定減免税制度の適用を受けた物品のうち特定の用途に供することを条件としているものにつきましては、その減免税の目的にかんがみ、あらかじめ承認を受けた場合のほか、その用途外使用を禁止することといたしております。

このほか必要な規定の整備をはかることとしております。

以上がこの三法律案の提案の理由及びその内容であります。何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛成下さいませうお願い申し上げます。

二、衆議院大蔵委員長報告(三月三十日)

ます。

以下、その内容について簡単に説明申し上げます。

第一に、この会計におきましては、建設大臣が施行する河川、砂防または地すべり防止工事にかかる直轄治水事業及び多目的ダム建設工事に関する経理を行なうことを主たる目的としており、あわせて、これらの事業または工事に関連のある直轄伊勢湾等高潮対策事業または受託工事の施行並びに都道府県知事が施行する治水事業に対する国の負担金または補助金の交付に関する経理を行なうことといたしております。

第二に、この会計は建設大臣がこれを管理することとし、治水勘定及び特定多目的ダム建設工事勘定という二つの勘定に区分経理することといたしております。

治水勘定の歳入は、直轄治水事業及び直轄伊勢湾等高潮対策事業につき国庫が負担する部分の金額または都道府県に対する国の負担金もしくは補助金の財源に充てるための一般会計からの繰入金、これらの直轄事業にかかる地方負担金並びに治水関係受託工事納付金等とし、同勘定の歳出は、これらの直轄事業費、治水関係受託工事費並びに治水事業費負担金または補助金等といたしております。

次に、特定多目的ダム建設工事勘定の歳入は、多目的ダム建設工事費に充てるための一般会計からの繰入金、地方負担金及びダム使用権設定予定者の負担金並びに多目的ダム関係受託工事納付金等とし、同勘定の歳出は、多目的ダム建設工事費並びに多目的ダム関係受託工事費等といたしますとともに、これらの歳入及び歳出並びに

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律

○植木庚子郎君 ただいま議題となりました四法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を報告申し上げます。

まず、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、昭和三十四年度に実施した所得税の減税に伴う道府県民税及び市町村民税の減収が地方公共団体に及ぼす影響を考慮しますとともに、あわせてその財政の健全化に資しますため、当分の間、毎年度、当該年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込み額のそれぞれ百分の〇・三に相当する金額の合算額を臨時地方特別交付金として地方公共団体に交付することとし、このため、別途、今国会に臨時地方特別交付金に関する法律案が提出せられておるのでありますが、この措置に伴いまして、右の臨時地方特別交付金の交付に関する政府の経理を交付税及び譲与税配付金特別会計において行なうこととしようとするものであります。

本案につきましては、審議の結果、本三十日、質疑を終了し、採決を行ないましたところ、起立多数をもって原案の通り可決となりました。

次に、治水特別会計法案について申し上げます。

この法律案は、別途今国会に提出せられております治山治水緊急措置法案に定めている治水事業十カ年計画の実施に伴いまして、同法に規定する治水事業に関する経理を一般会計と区分し、明確にするため、新たに治水特別会計を設置しますとともに、現行の特定多目的ダム建設工事特別会計はこれを廃止しようとするものであり、

資産及び負債は、これを工事別等の区分に従って経理することといたしております。

以上のほか、この法律案におきましては、この会計の予算及び決算に関して必要な事項を定めますとともに、従来の特定多目的ダム建設工事特別会計法はこれを廃止することといたしております。

本案につきましては、審議の結果、本三十日、質疑を終了し、採決を行ないましたところ、起立多数をもって原案の通り可決となりました。

次に、関税率法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、ラードの輸入の自由化に備えて、その関税率を次の通りに改めようとするものであります。すなわち、ラードの輸入税率は、現在、原料ラードたると精製ラードたるとを問わず、いずれも一〇%の従価税となっておりますが、将来、ラードの輸入の自由化を実施する場合におきまして、現在のままでは国内の精製ラード工業等を保護し得ないこととなりますので、この際、原料ラードについてはその税率を五%に引き上げますとともに、精製ラードについてはその税率を従価一五%相当の従量税率、すなわち、一キログラム当たり十五円に引き上げようとするものであります。

最後に、関税暫定措置法案について申し上げます。
この法律案は、関税率法及び関税法の特例法として、特定の物品に対する関税の暫定的な軽減または免除に関する事項を規定しようとするものであります。すなわち、関税の暫定的な減免税制度は、

従来は、昭和二十九年に制定せられました関税定率法の一部を改正する法律の附則をもって一年限りの限時法として規定せられており、毎年、減免税期間の更新や減免税品目の加除整理が行なわれてきたのでありますが、今回の品目改正を機会に、これを右の附則から切り離しまして、新たに単行法をもって独立に規定しようとするものであります。

すなわち、まず第一に、炭化水素油につきましては、最近における石炭産業の状況や石油の輸入価格の推移等に顧み、従来の暫定減免税措置を改めまして、わが国産業の実情を考慮し、昭和三十五年までに限り、製油原料については現行の軽減税率二%を六%に改めるとともに、農林漁業用のA重油及び肥料製造用の原油については免税することといたしております。

次に、電子計算機につきましては、従来、全面的な関税免除をいたしておるのですが、うち、国産の進んでいる中型及び小型計算機の本体については、国産保護の見地から、その免税措置を打ち切ることとしております。

第三に、ニッケル・コバルト・クロム触媒及びシリカ・アルミナ触媒につきましては石油化学工業の発展のため、五酸化バナジウムにつきましては特殊鋼産業の発展のため、また、小児麻痺用ワクチン製造用のサルにつきましては国民保健の向上のため、いずれも昭和三十五年度に限り関税を免除することとしております。

第四に、以上申し述べました物品以外の物品で、従来関税の暫定的な減免税制度を適用せられてきたものにつきましては、最近の経済

状況等にかんがみまして、なおその減免税措置を継続することとし、原子力関係の物品及び航空機関係の物品につきましては三カ年、それ以外の物品につきましては一カ年を限り、さらに減免税の期間を延長することとしております。

最後に、関税の暫定的な減免税制度の適用を受けた物品のうち、特定の用途に供することを条件としているものにつきましては、あらかじめ承認を受けた場合のほか、その用途外使用を禁止し、これに違反した者には罰則を適用することといたしております。

右の両法律案につきましては、審議の結果、本三十日、質疑を終了し、採決を行ないましたところ、全会一致をもって原案の通り可決となりました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院大蔵委員長報告(五月十三日)

(一般会計の歳出の財源に充てるための国有林野事業特別会計から繰入金に関する法律(昭三五―法八八)の委員長報告と一括して掲載)

◎一般会計の歳出の財源に充てるための 国有林野事業特別会計から繰入金 に関する法律 (昭三五・五・二〇法八八)

一、提案理由(二月九日)

(昭和三十四年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律(昭三五―法四)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(四月七日)

○植木庚子郎君 たいだいま議題となりました一般会計の歳出の財源に充てるための国有林野事業特別会計から繰入金に関する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、一般会計の歳出の財源に充てるため、昭和三十五年度において、国有林野事業特別会計から、十一億円を限り、一般会計への繰り入れができることとし、この繰入金に相当する額は、同会計の積立金の取りくずしによって整理しようとするものであります。すなわち、国有林野事業特別会計法の規定によりますと、同会計において毎会計年度の損益計算上利益を生じ、かつ、歳入歳出の決算上剰余金があるときは、その剰余金の範囲内で、予算の定めるところにより、その剰余金を生じた年度の翌年度において一般会

一般会計の歳出の財源に充てるための国有林野事業特別会計から繰入金に関する法律

計への繰り入れができることになっております。この規定に基づきまして、昭和三十四年度におきましては、国有林並びに公有林について、造林、治山及び林道事業の促進のため、一般会計で予算の増額措置がとられたことに関連しまして、この会計から十億円を一般会計に繰り入れ、林政に協力することとしたのであります。ところが、昭和三十四年度におきましては、国有林に災害がありましたため、遺憾ながら、決算上若干の損失を生ずる見込みとなりました。よって、昭和三十五年度の予算におきましては、前年度に行なったと同様の、剰余金からの繰り入れはできないことになったのであります。この繰り入れを一カ年度限りで打ち切りましては、この会計からする林政協力の効果が期待できませんので、今回は積立金を取りくずしまして、十一億円を限り、一般会計に繰り入れようとするものであります。

なお、本特別会計の積立金は、右の取りくずしが行なわれましても、なお相当の余裕がありますので、将来この会計の運営に支障を生ずるようなことはないものと考えられております。

本案につきましては、審議の結果、本七日、質疑を終了し、採決を行ないましたところ、全会一致をもって原案の通り可決となりました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院大蔵委員長報告(五月十三日)

○杉山昌作君 たいだいま議題となりました二つの法律案につきま

て、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、一般会計の歳出の財源に充てるための国有林野事業特別会計からする繰入金に関する法律案について申し上げます。

国有林野事業特別会計法の規定によりまして、この特別会計において剰余金を生じたときは、これをその翌年度に一般会計へ繰り入れ、または将来の損失補てんのための積立金として積み立てることができることになっております。しかし、従来は一般会計への繰り入れは全然行なわれず、剰余金はすべて損失補てん積立金として積み立てられて参つたのでございますが、昨三十四年度に至り、初めて、民有林及び公有林の造林事業の規模の拡大をはかるため、一般会計において農林漁業金融公庫への出資及び造林事業費の増額措置をとつたことと関連いたしました。この特別会計の三十三年度の剰余金のうちから十億円を一般会計へ繰り入れた次第であります。しかし、三十五年度においても、前年度と同様の趣旨によりまして、この特別会計から一般会計への繰り入れが必要とされるのであります。が、三十四年度のこの特別会計は、伊勢湾台風等の災害により損失を生じ、一般会計へ繰り入れらるべき剰余金がないのでございます。ところがこの特別会計は過去における利益の積み立てが多額にありまして、この際、特に十一億円を限りこの損失補てん積立金を取りくずして一般会計へ繰り入れることができるようにしようとするのが本案の趣旨でございます。

委員会の審議におきましては、最近のこの特券会計の決算状況、

積立金の積立状況、損失処理の方法、十一億円の使途等について、さらにまた貿易自由化後におけるバルブ資源対策に対する国有林野事業のあり方等について質疑が行なわれたのであります。その詳細は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論、採決の結果、多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

昭和三十四年度に実施された所得税の減税に伴う道府県民税及び市町村民税の減収が地方公共団体に与える影響を考慮して、臨時地方特別交付金に関する法律が先般成立したのであります。が、本法律案は、この臨時地方特別交付金の交付に関する政府の経理を交付税及び譲与税配付金特別会計で行なうために必要な規定の改正をしようとするものであります。

委員会の審議におきましては、臨時地方特別交付金三十億円をもつては地方税の減収をカバーするには十分とはいえないのではないかと、地方財政の財源調整に関して種々質疑が行なわれました。詳細は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、天坊委員より、原案の施行期日「三十五年四月一日」を「公布の日」に改める旨の修正案を付して賛成の意見が述べられ、採決の結果、多数をもって天坊委員提案の通り修正議決すべきものと決定いたしました次第でございます。

以上御報告申し上げます。

◎商工会の組織等に関する法律

(昭三五・五・二〇法八九)

一、提案理由(三月八日)

○内田(常)政府委員 ただいま議題となりました商工会の組織等に関する法律案について提案理由を御説明いたします。

中小企業問題につきましては、その重要性にかんがみ、政府といはしましてかねてから諸般の施策を講じてその解決に努力いたして参つたのであります。が、中小企業の中でも中規模事業者と小規模事業者との経営較差は、非常にはなほだしいものがあります。しかるに従来の中小企業対策においては、この小規模事業者に対する施策は必ずしも十分とはいえず、特に地方の町村における小規模事業者の対策の強化は緊要とされているところであります。

この対策強化のためには、もちろん金融措置、税制措置等についても考慮する必要があります。政府としてもこれに意を注いでおりますが、小規模事業者の特質を考へますときは、これらの事業者のためには、その実情に即した資料の収集、提供、経営及び技術に関する相談、指導、事業資金の借入れのあっせん、各種事務の代行等の業務を不断に行なう組織を確立することが最も肝要と考へられます。

このような業務を行なう組織としては、市部においてはすでに商工会の組織等に関する法律

工業の総合的改善発達をはかるための組織として商工会議所の制度があり、小規模事業者に対する事業をある程度行なっております。に対し、町村等の郡部においてはこのような制度がありませんので、これを法制化することが適当と考へられます。同時に、いかに組織を定めましても小規模事業者の資力の状況からしては、国及び地方公共団体が積極的な助成を行なうのでなければ、十分な事業活動を期待することができないので、その助成措置についても法定する必要がありますと考へられるのであります。

このような必要性に基づき、すでに現在までに主として町村において二千六百以上に及ぶ商工会が自然発生的に誕生しておりますので、これを法制化することが適当と考へられます。同時に、いかに組織を定めましても小規模事業者の資力の状況からしては、国及び地方公共団体が積極的な助成を行なうのでなければ、十分な事業活動を期待することができないので、その助成措置についても法定する必要がありますと考へられるのであります。

このような見地から今回本法律案を提出いたしました次第であります。この法律案の骨子は、商工会の組織について定めるとともに、商工会及び商工会議所の行なう小規模事業者のための事業について国の助成措置を規定するものであります。

第一に、商工会につきましては、これを本法に基づく特殊法人とする。ことに、その営利活動を禁止し、またその地区につきましては、市町村の廃置分合等若干の場合の例外を除いて、一の町村に一の商工会を設けることを原則とし、商工会議所とも地区を重複して設立することのないように定められております。

商工会の事業については、商工業に関する相談、指導、情報、資

料の収集、提供、講習会、展示会の開催等その地区内の商工業の改善発達のために必要な事業を行なうこととされており、その加入脱退は自由であり、地区内に半年以上事業所を有する商工業者であればすべて会員となることのできるものであります。商工会は、その地区内の商工業者の半数以上が加入するものであれば、通商産業大臣の認可を受けて設立することができるのであり、その管理は、総会、総代会及び役員を通じて行なわれるものであります。また、商工会の公共的性格から通商産業大臣の所要の監督規定も設けられております。

第二に、商工会及び商工会議所の行なう小規模事業者活動を促進するための措置として、国がその経費の一部を補助することができ、るよう定められておりますが、この国の助成を行なうための予算措置をいたしましては、先般衆議院におきまして御可決をいただいた昭和三十五年一般会計予算におきまして、小規模事業指導費補助金として総額三億九千二百万円を計上いたし、小規模事業者のための対策の強化拡充を期している次第であります。

以上本法律案の提案理由の概略を申し述べましたが、何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院商工委員長報告(四月十五日)

○小川平二君 たいま議題となりました商工会の組織等に関する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

計上されているのであります。

本案は、三月四日本会議において趣旨説明が行なわれた後、即日当委員会に付託され、八日政府委員より提案理由の説明を聴取し、十五日より質疑に入りました。

審議にあたっては、二十二日に参考人九名より意見を聞く等、慎重を期し、なお、十八日には審査小委員会を設置して、鋭意検討に当たらしめたのであります。

小委員会は、二十九日より六回にわたって会議を開き、本案並びに別途日本社会党より提案されておりました商工会法案及び民主社会党の本案に対する修正案を中心に綿密な審査を行なって参りましたが、四月十四日に至り、ようやく各小委員の意見の調整を得て、同日の委員会に小委員長小川平二より結果の報告がなされました。

かくして、同日委員会において本案の質疑を終局したのでありますが、これに先立ち、社会党提案の商工会法案について採決を行なういたしましたところ、起立少数をもって否決いたしましたことを、申し添えておきます。

質疑終了後、本案に対しまして、自由民主党、日本社会党及び民主社会党共同提案による修正案が提出され、自由民主党小川平二の趣旨説明の後、直ちに採決を行ないましたところ、本案は全会一致をもって修正案の通り修正議決すべきものと決した次第であります。

修正点は、商工会の事業の範囲、設立認可の手續、役員、総代会及び名称使用制限に関するものであります。

商工会の組織等に関する法律

わが国の中小企業は、中規模事業者と小規模事業者との間に著しい経営格差があることをその特色の一つとしておられるのであります。この格差を縮小し、中小企業の均衡した発展をはかるための小規模事業者対策は、従来必ずしも十分とはいえず、これを飛躍的に強化することが現在最も緊要とされているのであります。かかる実情にかんがみ、小規模事業者のための指導対策を推進することも、商工業の総合的改善発達をはかるための組織を確立すべく、本案が提出されたのであります。

次に、本案の内容について申し上げますと、第一に、商工会は本法に基づく特殊法人とし、その地区につきましても、市町村の設置分合等若干の場合の例外を除いて、一つの町村に一つの商工会を設けることを原則とし、商工会議所の地区とも重複することのないよう定められております。

第二に、商工会は、商工業に関する相談、指導の他地区内の商工業の改善発達のために必要な事業を行なうものとしておられるのであります。

第三に、商工会は、地区内の商工業者の半数以上の加入があれば、通商産業大臣の認可を受けて設立され、その管理は総会、総代会及び役員を通じて行なわれることとし、なお所要の監督規定も設けられております。

第四に、商工会及び商工会議所の行なう小規模事業者のための事業については、国がその経費の一部を補助するよう定められておりますが、このための予算措置として、本年度においては約四億円が附帯決議の要旨は、政府は商工会議所の行なう小規模事業者対策について十分に指導すること、商工会の事業を広く積極的に進めよう指導すること、経営改善普及員の身分保障について十分考慮すること、固定資産税の免除について配慮すること、及び、商工会連合会の法制化をすみやかに実現するよう努力すること、の五点であります。

質疑の内容、修正案及び附帯決議等の詳細につきましては委員会議録に譲ることといたし、以上をもって御報告いたします。

三、参議院商工委員長報告(五月十三日)

○山本利壽君 たいま議題となりました商工会の組織等に関する法律案について、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

中小企業対策としてはすでに種々な施策が講ぜられておりますが、小規模事業者対策はいまだ十分とはいえませんので、小規模事業者に対する経営改善のための事業を行なう組織として、商工会議所のほかに、現在自然発生的に各地に生まれておりますところの商工会を法制化するとともに、それらに対する助成措置を講じようとするのが政府の本法律案提出の理由であります。

本法律案の内容を申し上げます、

第一に、商工会は本法に基づく特殊法人にするとともに、その地区については、原則として一つの町村に一つの商工会を設けることとし、商工会議所とは地区を重複して設立することのないように定めております。

第二に、商工会は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を目的とし、商工業に関する相談、指導、講習会、展示会等の事業を行なうこととされており、その地区内に六カ月以上事業所を有する商工業者であれば、すべて会員となることができることとなっております。

第三に、商工会は、その地区内の商工業者の半数以上が加入するものであれば、通産大臣の認可を受けて設立することができ、その管理は、総会、総代会及び役員を通じて行なわれ、所要の監督規定も設けられております。

第四に、商工会及び商工会議所の行なう小規模事業者のための経営改善に対する事業については、国がその経費の一部を補助することができるようになっております。

以上が政府提出の原案の概要であります。衆議院におきまして、商工会の行なう事業の範囲、設立の手続、役員の数、総代会及び名称独占規定の猶予期間について修正がなされたのであります。

当委員会におきましては、関係者の参考意見を聴取するなど、その審査にあたっては慎重を期したのであります。質疑の範囲も広範

にわたるものでありますが、これらの詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して樺委員から、自由民主党を代表して川上委員から、民主社会党を代表して島委員から、いずれも賛成の討論があり、その際、それぞれの立場から、会議所をして零細企業指導を重要視させること、金融、税制等に関し積極的に指導すること、将来さらに予算を増額すること、既存商工会の名称変更についても配慮すること、特定政党の商工会利用を厳に排除すること等について希望が述べられたのであります。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

右御報告を終わります。

◎航空法の一部を改正する法律

(昭三五・六・一法九〇)

一、提案理由(三月二十二日)

○樺橋国務大臣 たいだいま議題となりました航空法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

御承知の通り、最近におけるわが国の民間航空の発展はまことに目ざましいものがありまして、特にこの一、二年の間においては、ジェット機等の大型高速機の就航を見るに至り、質的にも量的にも今や航空界は画期的な発展段階に入ろうとしております。このような航空の発展に即応して航空の安全を確保し、航空輸送の秩序を確保するためには、飛行場周辺の安全表面の確保、航空交通管制の整備、航空機検査制度の合理化、航空運送事業に関する規制の再検討等が必要であります。このため現行の航空法に所要の改正を加えた

こと、この法律案を提案する理由であります。

次に、この法律案によります主要な改正点につきまして御説明申し上げます。

航空法の一部を改正する法律

機または装備品の整備または改造を行なう事業者についてその能力の認定を行なうこととし、認定を受けた者がした、航空機または装備品の修理または改造につきましては、航空機の修理改造検査または装備品の予備品証明のための検査を省略することができることとする等の改正をいたしまして、航空機及び装備品の整備または改造に関する検査制度の合理化をはかったこととあります。

第二は、最近におけるジェット機等の高速大型機の就航、計器着陸誘導装置の発達等の事情に対処し、航空機の航行の安全を確保するため、飛行場周辺における高層建築物等の設置の制限等に関する規定を改正したことであります。その一は、公共の用に供する飛行場について、水平表面の上に出る物件の設置を制限することといたしました。そして、航空機の離陸及び着陸の安全の確保をはかったこととあります。その二は、第一種空港及び政令で定める第二種空港について新たに延長進入表面、円錐表面または外側水平表面という安全表面を設定することとし、これらの表面の上に出る物件の設置を制限することといたしました。計器着陸誘導装置による航空機の精密進入の安全の確保及び高速大型機の離陸または着陸のために必要な飛行の経路の確保をはかったこととあります。その三は、地表または水面から六十メートル以上の高さの物件につきましては、当該物件の設置者が航空障害灯を設置しなければならぬこととするなど、航空障害灯に関する規定の適正化をはかったこととあります。その四は、昼間においても航空機からの識別が困難である煙突、鉄塔その他の運輸省令で定める物件につきましては、昼間障害標識を設置

しなければならぬことといたしまして、これらの物件と航空機との衝突の防止をはかつたこととあります。

第三は、最近における航空交通量の増大、ことにジェット機等の高速機の運航が著しく増加して参りました事情に対処し、航空交通管制に関する制度を整備するため、これに関する規定を改正したことであります。その一は、ジェット機等の高速大型機が常時航行する空域における航空交通の安全を確保するため、運輸大臣が指定する一定の空域を飛行する航空機は、必ず計器飛行方式に従つて飛行しなければならぬこととするなど航空交通管制に関する規定を整備したこととあります。その二は、航空交通管制制度の合理的運用をはかるため、自衛隊の使用する飛行場のうち政令で定めるものにつきましては、これに関する航空交通管制業務を防衛庁長官に委任して行なわせることとしたこととありますが、もちろん、この場合におきましても航空交通管制の一元的運用をはかる必要がありますので、運輸大臣において、防衛庁長官の行なう当該業務を統制することといたしております。

第四に、航空運送事業の健全な発達を促進するため、利用航空運送事業に関する規定を創設したこととあります。すなわち、近時航空機による貨物輸送の著しい発展に伴い、鉄道における通運業のように、航空運送事業者以外の者で、みずから荷主と運送契約を行ない、航空運送事業者を下請として利用して貨物の運送をする業態が出現して参りましたが、これを利用して航空運送事業として免許の対象とすることにより、航空運送事業の秩序の確保をはかつたのであ

ります。

最後に、航空機に関する爆発物事故の防止のために、爆発物と疑うに足る物件について航空運送事業者による航空機からの取りおろしの権限を付与するなど、航空機の運航の安全に関する規定を整備いたしますとともに、航空従業者の業務範囲について、その適正化をはかり、検査手数料等の手数料に関する規定を整備する等、所要の改正を加えた次第であります。

以上がこの法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院運輸委員長報告(五月六日)

○平井義一君 ただいま議題となりました航空法の一部を改正する法律案外一法案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、航空法の一部を改正する法律案について申し上げます。本法案は、最近におけるわが国の民間航空の発展に即応して、航空の安全及び航空輸送の秩序を確保するため、現行法に所要の改正を加えようとするものでありまして、主要な改正点を申し上げますと、

第一点は、運輸大臣が行なう航空機及び装備品の修理または改造の検査について、運輸大臣が認定した事業場において当該修理または改造を行つた場合には検査を省略することができるようにするものであります。

次に、臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案について申し上げます。

現行法は、戦後のわが国外航商船隊の再建をはかるために、船舶の建造を調整する必要上、昭和二十八年に制定されたものでありまして、法律の存続期間は昭和三十六年三月三十一日までと規定されております。しかしながら、今後予想される貿易量の増大に伴い、外航船舶を整備拡充することは、わが国経済の自立発展をはかるために欠くことのできないものでありますので、政府は、今後も外航船舶の建造に積極的な助成策をとることとなつておりますが、その目的を達成する上において、なお引き続き船舶の建造を規制する必要がありますので、わが国の国際海運の現状から見て、法律の存続期間を昭和四十年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

本法案は、去る二月二十六日本委員会に予備付託となり、三月二日、政府より提案理由の説明を聴取し、四月十三日本付託となり、四月二十日、二十七日質疑を行ないましたが、その内容は会議録により御承知願います。

かくて、五月四日、討論を省略し採決の結果、本法案は全会一致をもって政府原案通り可決いたしました。

三、参議院運輸委員長報告(六月一日)

○平島敏夫君 ただいま議題となりました航空法の一部を改正する

第二点は、公共の用に供する飛行場について、水平表面の上に出る物件の設置を制限するとともに、一定の空港について、新たに延長進入表面、円錐表面または外側水平表面を設定して、これらの表面の上に出る物件の設置を制限し、また、地表または水面から六十メートル以上の高さの物件の設置者に対して、航空障害灯あるいは昼間障害標識の設置義務を課せようとするものであります。

第三点は、運輸大臣が指定する空域を飛行する場合には、計器飛行方式によらなければ飛行できないこととするともに、政令で定める自衛隊の飛行場の航空交通管制業務を防衛庁長官に委任しようとするものであります。

第四点は、利用航空運送事業を新たに免許制にするとともに、爆発物の輸送禁止規定の整備、航空機の検査手数料の適正化をはかるうとするものであります。

本法案は、三月十六日本委員会に付託され、同月二十二日、政府より提案理由の説明を聴取し、四月六日、十三日、二十日、二十七日質疑を行ないましたが、その内容は会議録により御承知願います。

かくて、同二十七日、討論を省略し採決の結果、本法案は全会一致をもって政府原案通り可決いたしました。

なお、日本社会党久保三郎委員より、政府は、航空の安全を確保するため、管制本部の移転、管制諸施設の整備拡充、管制管の待遇改善等の措置を講ずべき趣旨の附帯決議案が提出され、採決の結果、これまた全会一致をもって可決いたしました。

法律案の運輸委員会における審議の経過並びに結果について御報告いたします。

本改正案は、政府の説明によりますと、最近のわが国民間航空の飛躍的な発展、特にジェット機等、大型高速機の就航にあたり、その実態に即し航空の安全と航空輸送の秩序を確保するため、所要の改正を行なわんとするものであります。

改正のおもなる点について申し上げますと、第一点は、航行の安全を確保するための物件制限の範囲拡大と航空障害灯設置基準の改正であります。改正の第二点は、航空交通管制の整備についてであります。改正の第三点は職権の委任についてであります。運輸大臣は政令で定める飛行場についての管制業務を防衛庁長官に委任することができる旨の規定を設けたことであります。改正の第四点は、新たに利用運送事業についての免許制を実施するほか、航空機及び装備品の整備、または改造に関する検査制度の合理化をはかることであります。

以上が改正案の概要であります。

なお、当委員会の審議に際しては、特に、本年三月十六日の名古屋空港における事故に対し、委員を現地に派遣し、本案審議の参考に資するほか、熱心な質疑が行なわれました。そのおもなる点は、航空交通の現状及び名古屋空港の事故との関連において、管制施設の整備及びその適正化、管制官の責任体制とその処遇の改善についであります。次は、自衛隊と民間航空との共同使用の飛行場における運営上の諸問題、防衛庁長官に委任する管制業務、高層気象観

測における米国機の使用等、航空行政全般にわたり質疑が行なわれましたが、その詳細は速記録に譲りたいと思ひます。

討論に入りましたところ、中村順造委員より日本社会党を代表して、附帯決議案を付し、その趣旨について政府の誠意ある努力を要望し賛成するとの発言がありました。附帯決議案の骨子は、

一、自衛隊との共同使用の飛行場については、これを分離する方針を確立し、その実現に努めること。
一、航空交通の現状に即するより管制諸施設の整備拡充をはかること。

一、航空交通管制官の責任体制を確立するとともに、その待遇改善に努めること。

以上であります。かくて討論を終わり、採決に入りましたところ、本法律案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと五月十七日決定いたしました。

次に、中村委員提出の附帯決議案を採決いたしましたところ、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。以上御報告いたします。

と決定した次第であります。

以上御報告申し上げます。

(註) 衆議院においては委員会の審査は省略された。

◎国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律

(昭三五・六・九法九一)(衆)

一、提案理由(五月六日)

○三和精一君 ただいま議題となりました国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案について、提案の理由を簡単に説明いたします。

本案は、先刻議決されました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案において一般職の職員の俸給月額が改訂されるに伴い、国会議員の秘書の給料月額を一般職の職員と同様に増額するものであります。月額二万三千三百円を二万四千四百円に改訂するものであります。

何とぞ御賛成あらんことをお願い申し上げます。

二、参議院議院運営委員長報告(六月八日)

○高橋進太郎君 ただいま議題となりました国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案は、今般一般職の職員の給料額が改訂されますに伴い、国会議員の秘書の給料額も現行の給料月額二万三千三百円を二万四千四百円に改正するものであります。議院運営委員会におきましては、審議の結果、可決すべきものと

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律

◎特別職の職員に関する法律の一部を改正する法律 (昭三五・六・九法九二)

三、参議院内閣委員長報告(六月八日)

(一般職の職員に関する法律の一部を改正する法律(昭三五・法九三)の委員長報告と一括して掲載)

一、提案理由(二月十一日)

○奥村(又)政府委員 ただいま議題となりました特別職の職員に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

政府は今回昭和三十四年七月に行なわれました人事院勧告に基づいて昭和三十五年四月一日以降、一般職の職員のうち主として中級の職員給与を改定することとし、別途法律案を提出して御審議を願うことといたしておるのでありますが、これに伴いまして、従来より一般職の職員との均衡を考慮してその俸給が定められております秘書官につきましても、同様に俸給月額改定を行なおうとするものであります。

以上がこの法律案の提案の理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

二、衆議院内閣委員長報告(五月六日)

(一般職の職員に関する法律の一部を改正する法律(昭三五・法九三)の委員長報告と一括して掲載)

◎一般職の職員に関する法律の一部を改正する法律 (昭三五・六・九法九三)

一、提案理由(二月十一日)

(農地被買収者問題調査会設置法(昭三五・法一一二)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院内閣委員長報告(五月六日)

○高橋禎一君 ただいま議題となりました三法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、一般職の職員に関する法律の一部を改正する法律案の要旨は、

第一に、昨年七月十六日付の人事院勧告を全面的に実施するため、六月十五日に支給する期末手当の額を〇・一月分増額して〇・七五分とし、各俸給表を改正して中級職員の俸給月額を最高千二百円引き上げ、研究職員及び医師については、さらにおおむね一号俸程度の給与改善を行ない、これらに伴う昇給間差額の調整を行ない、若干の号俸について昇給期間をそれぞれ三月短縮する措置を行なっていることであります。

第二に、昨年十月に一部俸給繰り入れの措置がとられました暫定手当の今後の整理につきましては、これが一般職国家公務員の給与

一般職の職員に関する法律の一部を改正する法律

体系全般と密接に関連する問題でありますため、人事院の調査研究の結果を待つて処理することが至当と考えられるところから、暫定手当の整理を含め、いわゆる地域給に関し適当と認める措置を国会及び内閣に勧告するため、全国各地における生計費等を調査研究することを人事院の権限に加えていることとあります。

第三に、特殊勤務手当に関する規定の整備を行なうとともに、従来その一種として設けられております遠隔地手当を独立した手当として設定していることとあります。

なお、施行期日は本年四月一日といたしております。

次に、特別職の職員に関する法律の一部を改正する法律案の要旨は、今回の一般職の中級職員の給与改訂に伴い、従来より一般職の職員との均衡を考慮してその俸給が定められております秘書官につきましても、同様に俸給月額の改訂を行なおうとするものであります。

次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の要旨は、一般職の職員に関する法律の一部を改正する法律案の例に準じまして、防衛庁職員の俸給月額等の改訂を行ない、あわせて、特殊勤務手当等に関する現行規定につきましても、一般職に準じて整備を行なおうとするものであります。

以上三法案は、いずれも二月八日本委員会に付託となり、二月十一日政府より提案理由の説明を聴取し、二月十九日より質疑に入り、慎重審議を行ない、四月二十八日質疑を終了いたしましたところ、右三法案に対し、自由民主党、民主社会党両党共同提案にかか

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

修正案がそれぞれ提出され、高橋順一委員より趣旨説明がなされましたが、その要旨は、いずれも施行期日にかかわるものでありまして、「昭和三十五年四月一日」としてありますものを「公布の日」に改め、俸給表の改正規定等は本年四月一日から適用する等であります。

かくて、討論の通告もなく、直ちに採決の結果、右三法案は起立多数をもっていずれも修正案の通り修正議決すべきものと決しました。

なお、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対しまして、石山権作委員より三党共同の附帯決議案が提出され、全会一致の議決を見ただけであります。

附帯決議を朗読いたします。

一、公務員給与と民間給与との格差が相当率に達している現状にかんがみ政府は、速やかにこれが解消のため公務員給与の改訂措置を講ずべきである。

一、昭和三十二年四月一日以降の法律改正による昇給期間の改正により、不均衡を生じた給与については、人事院において、これを調整する措置を採ることを考慮すべきである。

右決議する。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院内閣委員長報告(六月八日)

○中野文門君 ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関

等の改定を行ない、あわせて特殊勤務手当等に関する規定を整備するため必要な措置を講じようとするものであります。

以上三法案につきましては、衆議院において施行期日等の点につき所要の修正が行なわれました。

次に、国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び新炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、北海道に在勤する一般職の国家公務員に対して支給する石炭手当につき、その支給地域に甲地、乙地、丙地の三区分を設けるとともに、その支給額の限度を引き上げ、世帯主たる職員については、現行の三トンを、甲地において三・六トン、乙地において三・三トン、丙地において三トン、その他の職員については、現行の一トンを、甲地において一・二トン、乙地において一・一トン、丙地において一トんに改めることとするほか、石炭手当等この法律に定める給与に関して人事院が調査研究し、国会及び内閣に勧告できるような措置しようとするものであります。

この法律案につきましては、衆議院において施行期日につき所要の修正が行なわれました。

次に、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、衆議院において修正議決の上、本院に送付されたものであります。その内容を申し上げます。

第一に、国家公務員等で、任命権者の要請により、途中において公庫等の職員となり、再び国家公務員等に復帰した者が退職する場

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

する法律の一部を改正する法律案外五件につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、第一に、昨年七月の人事院勧告に基づき、六月十五日に支給する期末手当の額を〇・一月分増額し、第二に、現行の各俸給表について、中級職員の俸給月額を最高千円引き上げ、研究職員及び医師の俸給月額をさらにおおむね一号俸程度の給与改善を行ない、第三に、暫定手当の整理を含め、いわゆる地域給に関し、適当と認める措置を国会及び内閣に勧告するため調査研究することを人事院の権限に加え、第四に、現行の特殊勤務手当の性格を明確にするとともに、従来その一種として設けられている隔遠地手当を独立した手当として設定すること等の措置を講じようとするものであります。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

今回、一般職の職員のうち、主として中級の職員の給与を改正することになりますので、これに伴い、従来より一般職の職員との均衡を考慮してその俸給が定められております秘書官につきましても、同様に俸給月額の改定を行なおうとするものであります。

次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、一般職の職員の例に準じて防衛庁職員の俸給月額

合に、その退職手当の額の計算について特例を設け、さきの国家公務員等としての在職期間が後の国家公務員等としての在職期間に引き続いたものとみなした場合に受けることとなる退職手当の支給割合から、さきの国家公務員等としての在職期間に対する退職手当の支給割合を控除した支給割合を、その者の退職時の俸給月額に乘じた額を退職手当として支給できるように改めようとするものであります。

第二に、現在国家公務員等に支給される失業者の退職手当は、すべて公共職業安定所において支給されておるが、季節的に多数の退職者が同一地域で発生するような場合には、政令で定める職員について、その者が退職の際所属していた官署または事務所等において支給できるように改めようとするものであります。

第三に、失業保険法及び職業安定法の一部改正に対応して、国家公務員等の退職手当の額が失業保険の給付内容を下回らないように措置しようとするものであります。この点は衆議院におきまして修正せられたものであります。

最後に、国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、さきに今国会において成立いたしました労働者災害補償保険法の一部を改正する法律に対応して所要の改正を行なわんとするものであります。その内容のおもなものを申し上げます。

第一に、国家公務員災害補償法の一部を改正して、公務による身

体障害の程度の重い一級から三級までの労働能力喪失者に対し、従来の一時金にかえて年金を支給するとともに、打ち切り補償制度を廃止して、完全になおるまで国の責任で療養を続け得るようによりに改め、

第二に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正して、従来労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律によっていた特別職の職員の公務災害補償について、一般職の職員の例によって行ない得るようによりに改め、

第三に、労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律の一部を改正して、船員保険法の適用を受けない船員である職員についても、一般職の職員と同様に年金を支給する等の措置を講じようとするものであります。

内閣委員会は、以上六法案につき、益谷国務大臣、佐藤大蔵大臣、赤城防衛庁長官、石原自治庁長官、浅井人事院総裁、福田総理府総務長官その他関係政府委員の出席を求めまして、慎重に審議を重ねました。

その審議において問題となつたおもな点を申し上げますと、人事院が本年実施している民間給与調査と従来行なつてきた調査との差異、自衛官の給与体系、今回の仲裁裁定による三公社・五現業職員の給与と一般職公務員の給与との格差に対する措置、期末手当の増額並びに給与改訂に伴う地方公共団体の財源措置、研究職及び医療職の給与をさらに増額することの要否、現在の暫定手当並びに薪炭手当、寒冷地手当の今後の措置に関する政府並びに人事院の所見、

仲裁裁定を閣議がそのまま認めることに決定したが、一般公務員との給与との間に格差ができたので、この善後措置について閣議に諮り、総理からも比較的好意のある要望があったが、結局閣議においては何ら結論が出なかつた。自分としては、今後とも機会あることに努力したい所存である」旨の答弁があり、この点につきまして大蔵大臣より、「人事院から勧告が出された場合、財政状況をも勘案して給与改善に努力する」旨の言明がありました。

なお、国家公務員退職手当法の審議におきまして、外地に在職し引き揚げ後再就職した公務員の在職期間の通算については、衆議院大蔵委員会の附帯決議もあり、またこの法律案の精神にかんがみ、でき得る限り外地引揚者に対し寛大な措置を講ぜられたい旨の質問に対しまして、大蔵当局より御趣旨に沿うよう検討する旨の答弁がなされました。

昨日の委員会におきまして、質疑を終わり、討論もなく、よつて直ちに以上六法案を順次採決いたしましたところ、いずれも全会一致をもって衆議院送付の原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

今回の退職手当法の改正法案において、公庫のほか政令で定めんとする機関の範囲、国と地方公共団体との間における人事交流において、退職手当につき通算措置の要否、公務災害を受けた者に対する福祉施設の現状、従前、災害補償につき打ち切り補償が行なわれたものに対し、特別措置を講ずることの要否等の諸点につきまして、関係国務大臣並びに政府委員との間に熱心な質疑応答がありました。

特に給与三法案の審議におきまして、「給与に関する人事院勧告が国会及び内閣に提出された際、最近は何れも例年より実施されておるが、政府は今後これをその年度内に実施する決意ありや否や」との質問に対しまして、益谷国務大臣は、「人事院勧告に沿うて給与改善を行なう場合、その実施時期はその年度の四月にさかのほるべきものであることは認める。政府は、今後人事院勧告の提出された場合、すなわちこれを尊重し、勧告がその年度の四月一日実施と、その期日を明らかにした場合には四月一日から実施する決意であるということに間違いはない」旨の所信を明らかにされました。また、「一般公務員の給与が民間の給与並びに三公社・五現業の給与と比較し、今日相当率の格差が生じている現状にかんがみ、この格差に対し、政府はいかなる措置を講ずるか」との質問に対しまして、益谷国務大臣より、「現在の一般公務員の給与が安く、他との給与と均衡がとれていない、従つて一般公務員の給与をすみやかに改訂すべきものである」という意見は、今もなお堅持しており、閣議のつど自分からその意見を開陳している。三公社・五現業との

◎防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

(昭三五・六・九法九四)

一、提案理由(二月十一日)

○赤城国務大臣 ただいま議題となりました防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由並びに内容の概要を説明申し上げます。

この改正案は、今般提出されました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の例に準じまして、防衛庁職員の俸給月額等の改定を行ない、あわせて特殊勤務手当等に関する規定を整備するため必要な措置を講じようとするものであります。すなわちまず参事官等及び自衛官の俸給表につきましては、一般職の例に準じて改定を行なうこととし、事務官等の俸給表につきましては、従前通り一般職に適用される俸給表によることといたしております。これにあわせて、防衛大学の学生に対する学生手当の額につきましても改定を行なうことといたしております。また特殊勤務手当等に関する現行規定につきましても、一般職に準じて整備することといたしております。なおこの法律案は本年四月一日から施行することといたしております。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

二、衆議院内閣委員長報告(五月六日)

(一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭三五・法九三)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院内閣委員長報告(六月八日)

(一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭三五・法九三)の委員長報告と一括して掲載)

◎医療金融公庫法 (昭三五・六・一一法九五)

一、提案理由(二月二十五日)

○渡邊国務大臣 ただいま議題となりました医療金融公庫法案の提案の理由を御説明申し上げます。

国民の健康な生活を確保するため、国民皆保険の制度が、現在着々とその実現を見つつあるのであります。これがためには、私の医療機関の適正な整備と機能の向上をはかることが必要であります。

現在、公的医療機関に対しましては国庫補助、政府融資等の施策が講ぜられ、その整備の推進がはかられているのであります。私的医療機関につきましては、これらの点について十分とは言いがたいのであります。現下における私的医療機関の担当すべき役割から見て、その適正な整備及び機能の向上をはかるためには、これに必要な資金を、財政資金により、長期かつ低利に融通する道を講ずることが必要と考へるのであります。

現在、財政資金による融資の道といたしましては、国民金融公庫及び中小企業金融公庫があり、これら両公庫によつて私的医療機関に対する融資もかなり行なわれているのであります。これら既存の公庫の融資によりましては、ただいま申し上げましたような私的医療機関の整備の見地から申して、十分にその目的に沿い得ないも

医療金融公庫法

のがあると考えられます。従つてこのような目的に沿うよう最も効果的な融資を行なうための専門の金融機関として、医療金融公庫を本法案により新設することとした次第でありまして、昭和三十一年度において、一般会計からの政府出資十億円をもつて公庫の資本金とし、これと政府資金の借入金二十億円との合計額三十億円をもつて発足することといたしておるのであります。

本法案におきましては、公庫設立の趣旨に基づいて、公庫の目的及び業務の範囲を定めるとともに、役員任命など公庫の組織に関する事、予算、決算その他の公庫の会計の方法、公庫の業務についての主務大臣の監督等について、他の公庫の例にない規定することといたしました。公庫と中小企業金融公庫との業務の調整に必要な中小企業金融公庫法の一部改正その他同公庫の設立に伴う必要な措置を講ずることといたしております。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

二、衆議院社会労働委員長報告(五月六日)

○永山忠則君 ただいま議題となりました医療金融公庫法案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

国民皆保険制度はいよいよ明年四月には実現の運びとなったのであります。これがためには、公私の医療機関の適正な整備と機能

の向上をはかることがきわめて肝要であります。しかしして、現在、公的医療機関の整備につきましましては、国庫補助、政府融資等の諸施策が講ぜられておるのであります。これに反して、私的医療機関に對しましては、財政資金による融資の方法としては、国民金融公庫及び中小企業金融公庫による融資が行なわれておるのみでございます。現下における私的医療機関の担当すべき使命の重大性と公的医療機関への融資との均衡上、その整備に必要な資金を長期かつ低利に融通することが最も必要に迫られたのでございます。そのゆえに、専門の金融機関として医療金融公庫を新設する本法案が提出されたのでございます。

そのおもなる内容について申し上げますれば、

第一に、医療金融公庫は、国民の健康な生活を確保するに足りる医療の適正な普及向上に資するため、私立の病院、診療所等の設置及びその機能の向上に必要な長期かつ低利の資金であつて、一般の金融機関が融通することを困難とするものに融通することを目的とするものでございます。

第二に、公庫の業務の範囲を定めるとともに、役員任命など公庫の組織に關すること、予算、決算、その他会計の方法、業務に對する主務大臣の監督等について、他の公庫の例にない規定しております。

第三に、公庫の資本金は十億円とし、全額政府出資で、このほか、公庫は主務大臣の認可を受けて政府から資金の借入れをなすことができることとなつておるのでございますが、昭和三十五年度

業務の一部を委託できること。

第三に、本公庫の役員は、理事長一人、理事三人以内及び監事一人とし、理事長及び監事は主務大臣の任命、理事は理事長が主務大臣の認可を受けて任命すること。

第四に、厚生大臣及び大蔵大臣が主務大臣として本公庫を監督するものとし、本公庫の業務、会計等について、他の公庫の例にならぬ、監督の規定を設けたこと。

第五に、本公庫と中小企業金融公庫との業務の調整に必要な中小企業金融公庫法の一部改正その他、本公庫の設立に伴い必要な措置を講じたこと等であります。

社会労働委員会におきましては、厚生大臣、政府委員及び大蔵省当局に對し、各委員より終始熱心な質疑が行なわれたのであります。が、そのうちおもなものを申し上げますと、

第一条の融資の目的中「一般の金融機関が融通することを困難とするもの」の解釈については、「資金の用途の性質上、特に低利または長期に必要なため、あるいは必要な資金であるが信用力薄弱等のため一般金融機関が貸付困難なもの」との趣旨の答弁があり、「資本金と政府借入金二十億円の合計三十億円の資金量では不十分である。将来増額の見通しいかん」との質問に對しては、「将来の金融事情にもよるが、公庫の資金コストを低くするためには、今後相当額の新規投資を必要とするので、そのように努力する」との答弁があり、「受託金融機関を通じて融資する場合に、実際の負担金利が公庫の基準とする低金利を上回るようなおそれはないか」

は、政府資金の借入金二十億円で、合計額三十億円をもって発足することとなつております。

本法案は、二月十日日本委員会に付託され、同月二十五日渡邊厚生大臣より提案理由の説明を聴取した後、四月二十八日質疑を終了し、直ちに採決を行ないましたところ、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決いたしました次第でございます。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院社会労働委員長報告(六月八日)

○加藤武徳君 ただいま議題となりました医療金融公庫法案につきまして、社会労働委員会における審議の経過並びに結果を報告いたします。

本法案は、国民皆保険の制度のもとにおいて、私立の病院、診療所、薬局、助産所等の担当すべき役割から見て、その適正な整備及び機能の向上に必要な資金を、財政投融资により長期かつ低利に供給する道を特別に講ずることとし、そのための専門の機関として、本法案により医療金融公庫を新設せんとするものであります。

政府の説明によりますと、法案の要旨は、

第一に、公庫は法人とし、医療の適正な普及向上に資するため、私立の病院、診療所等の設置及びその機能の向上に必要な資金で、一般金融機関では貸付困難なものの融資を目的とすること。

第二に、本公庫の資本金は十億円、政府の全額出資とし、主務大臣の認可を受けて政府から借入金を行ない、または他の金融機関にとの質問に對しては、「公庫の貸付趣旨に反しないよう十分留意して指導監督を行なう」とのことでありました。「貸付の限度額については、各種業種別に一定の規格を定め、その金額の八割を貸し付け、規格で定められない医療機械、運搬資金等については一定の限度額で実施したい」との答弁があり、「過剰都市における医療機関の整備にも貸付を行なうことができるか」との質問に對しては、「過剰地区においても既存の医療機関の老朽による改築とか設備の更新については融資の対象とする」との答弁がありました。

また、特に無医・無薬局地区の対策については、各委員より活発に発言が行なわれ、「国民皆保険の実をあげるために、この金融公庫が無医・無薬局地区の解消のため果たす役割はいかん」という問題については、「無医・無薬局地区といえども当然に公庫の融資対象となるのであるが、公庫の初年度における資金量としては、解消対策として十分の考慮を払うまでには至らないので、将来、公庫の資金量の増大に伴つてその実現に努力する」との所信が述べられ、「公庫融資の資金配分について、業種別または地域別のワクを設けるとすれば、その配分の基準をいかに定めるか」という質問に對しては、「その細目基準は、公庫発足のとき、主務官庁と公庫とで最終的にきめられるものであるが、この際、早急にこれに關する指導要綱をきめ、厚生省の基本的方針を明らかにしておきたい」との答弁がありました。

その他、公庫の業務範囲、業務委託の基準、貸付対象の範囲、貸付条件の基準、事業計画等の諸問題について、また、国民金融公

庫、中小企業金融公庫との関係について必要な資料を要求し、各委員より熱心な質疑が行なわれましたが、その詳細につきましては委員会会議録によって御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって、政府提出、衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。以上報告いたします。

◎国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律

(昭三五・六・一三法九六)

一、提案理由(三月三日)

○福田(篤)政府委員 ただいま議題となりました国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由並びに内容の概略を御説明申し上げます。

この改正案は、北海道に在勤する一般職の国家公務員に対して支給する石炭手当について、支給地域に区分を設けるとともに、その支給額の限度を改定し、あわせて人事院が、この法律に定める給与に関する調査研究して、国会及び内閣に同時に勧告することができるようにするものであります。

すなわち第一に、現行の石炭手当の支給地域は、北海道一円一率であります。今回これを寒冷の度合い、採暖の状況等により甲乙丙の三地域に区分し、それぞれの地域の範囲を別表で定めることといたしました。

第二に、石炭手当の支給額算定の基礎となる石炭の数量の最高限度を、世帯主たる職員については現行の三トンから甲地において三・

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律

六トン、乙地において三・三トンに、その他の職員については現行の一トンから甲地において一・二トン、乙地において一・一トンに、それぞれ引き上げることといたしました。なお世帯主たる職員のうち、たとえば独身者などに対する支給額は、採暖の実情を考慮して、その他の世帯主たる職員に対する支給額の最高限の三分の二を限度とすることとし、それに該当する職員の範囲は、人事院の勧告に基づいて内閣総理大臣が定めることといたしました。

第三に、石炭手当等この法律に定める給与は、一般職国家公務員の給与体系全般と密接な関係があり、その改正については人事院における調査研究の結果を待ち、その勧告に基づいて処理するのが至当と考えられますので、この際人事院において、この法律に定める給与に関する調査研究し、必要と認めるときは国会及び内閣に同時に勧告することができることといたしました。

この法律案は以上の趣旨に基づきまして、国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の改正を行ない、本年四月一日から施行しようとするものであります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成下さいませようお願い申し上げます。

二、衆議院内閣委員長報告(五月十三日)

(自治庁設置法の一部を改正する法律(昭和三五―法一一三)の委員長報告と一括して掲載)

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律

三、参議院内閣委員長報告(六月八日)

(二) 一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律(昭三五・法九三)の委員長報告と一括して掲載)

◎国有鉄道運賃法の一部を改正する法律

(昭三五・六・二二法九七)

一、提案理由(五月六日)

○檜橋国務大臣 ただいま議題となりました国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

近年わが国の国内輸送の分野におきましては、自動車、航空機等の発達に伴いまして、国鉄の占めてきた地位は著しく変貌し、総輸送量に占める国鉄輸送量の比重は年々低下の一途をたどっておりますが、国鉄の運賃制度は、国鉄が陸上輸送において独占的地位を保っていた当時のままであるため、多くの不合理を生じております。

すなわちこのような事態に対処するためには、旅客輸送の分野におきましては、近代的車両を使用した優秀列車を極力増発する等、輸送の質的改善をはかる必要があります。このため本法律案におきましては、まず、現在の一等、二等、三等の三等級制を一等、二等の二等級制に改めることにいたしました。また普通旅客運賃の賃率につきましては、現在の四地帯制を二地帯制に改め、現行の大幅な遠距離通減制のある程度是正することにいたしました。しかし、反面急行等の料金は、これを引き下げまして、急行列車等を利用しやすくするとともに、遠距離通減の是正による旅客の負担増を緩和

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律

し、旅客の負担においては、従来とほとんど変わらないようにしたいと考えております。なお、これら急行等の料金は、本来付帯料金の性格を持っており、これに輸送の実情に応じた弾力性を持たせる方がサービスの向上に資するものと思われましますので、この際これを運輸大臣の認可事項といたしました。

次に、貨物運賃の分配におきましては、原価主義をとる他の輸送機関が著しく発達したため、原価に比べて割高な運賃を課せられた貨物は、他に転移し、国鉄には運賃の割安な貨物が集中する傾向があり、このままでは貨物輸送の面の赤字は年々増大する一方でありましますので、これに対処するため、本法律案におきましては、普通等級の数を現行の十二等級から十等級に圧縮いたしました。現在の大幅な負担力主義を原価主義で幾分修正することにいたしました。

このように、本法律案は、現在の運賃制度の不合理な点を是正することを主眼とするものでありまして、不増収、不減収を建前としたしております。

以上がこの法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

二、衆議院運輸委員長報告(六月十七日)

○平井義一君 ただいま議題となりました国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本法案の要旨を簡単に御説明申し上げます。

近年、わが国内輸送の分野におきましては、自動車、航空機等の発達に伴いまして、国鉄の占めてきた地位は変貌し、その独占性は著しく失われつつある現状であります。一方、国鉄の運賃制度は従来そのままでありましたため、多くの不合理を生じておる実情であります。本法案は、かかる事態に対処するため、現在の運賃制度の不合理な点を是正することを主眼とし、総体といたしましては、不増収、不減収を建前として、大要次のように改正しようとするものであります。

まず、旅客運賃について申し上げますと、第一に、現在一、二、三等の三等級制を一、二等の二等級制とすること、第二に、普通旅客運賃の遠距離通減制を是正して、現行の四地帯制の賃率を、三百キロメートルまで二等一キロメートル当たり二円四十銭、三百キロメートルをこえる部分一円二十銭の二地帯制の賃率に改めるとともに、その反面、負担増となる遠距離旅客のために遠距離往復運賃の復路割引、急行料金の引き下げ等をあわせ考慮すること、第三に、急行等の料金は現行法定事項であります。これを運輸大臣の認可事項とするともに、地帯制の合理化によって大幅な料金引き下げをすること等であります。

次に、貨物運賃につきましては、現行の普通等級十二等級を十等級に、特別等級三等級を四等級として、等級間賃率の上下の幅を縮め、現在の大幅な負担力主義を、原価主義で幾分修正することといたしております。その結果、国鉄の輸送貨物で分類される千百十九品目のうち、今回の改定で上がるものは二百三十三品目、下がるも

のは三百二十一品目、変更のないもの五百六十五品目となっております。

本案は、去る五月六日当委員会に付託され、同日政府より提案理由の説明を聴取し、同月十一日、十三日、十七日、十八日質疑を行ない、特に十七日には、学識経験者、利用者、報道関係者を参考人として招致して、その意見を徴する等、慎重に審査いたしました。その詳細は会議録によって御承知願います。

かくして、五月十八日質疑を終了し、討論に入り、自由民主党を代表して高橋清一郎委員より賛成、日本社会党を代表して久保三郎委員より反対の意見が表明され、採決の結果、起立多数をもって本法案は政府原案の通り可決すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院運輸委員長報告(六月二十日)

○平島敏夫君 ただいま上程になりました国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、法律改正の理由について政府の説明するところを申し上げますと、最近、自動車、航空機の進出に伴い、従来国鉄が国内輸送の分野において占めてきた地位は著しく変動し、総輸送量に占める国鉄の比重も年々低下し、かつて国鉄が陸上輸送において独占的地位を保持しておった当時のままの運賃制度では多くの不合理を生ずるに至りましたので、国鉄の近代化の促進と輸送の質的改善をはかるた

め、不増収不減収を建前として、運賃制度の改訂を行なおうとするものであります。

委員会におきましては、各委員から、鉄道運賃制度調査会の答申と改正案との関係、運賃決定の四原則に対する政府の見解、国鉄経営のあり方、すなわち公共性と企業性の問題、今回の改正案における不増収不減収の方針と、赤字経営の国鉄として経営改善をはかるためさらに徹底した賃率の改正を行なう意思の有無等の点について、質疑が行なわれました。これらの点については、速記録により御承知を願います。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたところ、別に発言もなく、直ちに採決の結果、全会一致をもって送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

◎外務省設置法の一部を改正する法律

(昭三五・六・二三法九八)

一、提案理由(四月二十六日)

○小林(絹)政府委員 外務省設置法の一部を改正する法律案の提案理由を説明いたします。

今般の改正は外務省設置法の一部を改正いたしまして、新たに外務審議官一人を置き、外務省の所掌事務の一部を総括整理せしめようとするものであります。

御承知の通り戦後の外交関係は政治、経済、文化、科学等の面において、ますます複雑かつ専門化するとともに、国際連合を初め国際機関の数も増加し、これら国際機関の開催にかかるあらゆる国際行政面にわたる会議への出席等により、外務省の事務は画期的に増加いたしました。また一方新興独立国の増加に伴い、在京公館長の接待、応待等の事務も最近とみに増加しております。

これらの専門化せる多岐にわたる外務省の省務を統轄整理するためには、とうてい大臣、次官のみでは物理的にも不可能になってきているのが実情でありまして、特に外務省関係の事務は、外国政府に対し、わが国を代表する立場よりその意向を伝達する性質のものがほとんどであり、必然的に上層部の決裁によらざるを得ないのであります。

従いましてこれらの重要な事務を新たに設けます外務審議官に分掌せしめて、外交事務の円滑な運営を期するため、本法律案を提案する次第であります。

何とぞ本案につきまして慎重御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告(五月十三日)

(自治庁設置法の一部を改正する法律(昭三五―法一二三)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院内閣委員長報告(六月二十日)

(農地被買収者問題調査会設置法(昭三五―法一二二)の委員長報告と一括して掲載)

◎国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律

(昭三五・六・二三法九九)

一、提案理由(四月五日)

○益谷国務大臣 ただいま議題となりました国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由並びに内容の概略を御説明申し上げます。

この改正案は、三月十一日付をもって人事院から政府に対しまして、さきに今国会に提案いたしました労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案と対応して国家公務員の身体障害者等に対する保護の改善をはかるため、国家公務員災害補償法の一部改正について申し入れがありましたので、政府におきましてはこの申し入れに基づき、かつ特別職の職員についての同様の改正をもあわせ行なうこととして、今回の提案となったものでございます。

改正の第一は、国家公務員災害補償法の一部を改正いたしまして、公務による身体障害の程度の重い者、具体的に申しますと、補償法では身体障害の程度を一級から十四級までに区分しておりますが、そのうちの一級から三級までの労働能力を全く失った者に対して、従来の一時金にかえて年金を支給し、もって保護の万全を期したいということ及び公務による負傷または疾病が三年を過ぎててもなおらない場合には、従来は、その後の療養費の支給にかえて一時金

を支給する打ち切り補償の制度がございましたが、これを廃止しまして、そのような場合にも、完全になおるまで国の責任で療養を続けるようにしようとするものであります。この二点がおもな改正でございます。

なおこの改正によりまして、身体障害者について、同一の事由により共済制度その他の年金制度に基づく年金との併給関係が生じますので、このような場合について二重の国庫負担を避けるための調整措置を講ずることとしております。

改正の第二は、特別職の職員に関する措置であります。従来、後に述べますところの労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律によることとされておりました特別職の職員の公務災害補償については、今後右の応急措置法によらないこととし、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正しまして、一般職の職員の例によりこれを行なうこととしようとするものでございます。

改正の第三は、労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律の一部を改正いたし、船員である職員について次に述べるような改正を行なうとするものであります。

すなわち船員の災害補償につきましては、従来国家公務員災害補償法によらずに、海上保安庁の海上保安士及び防衛庁の海曹以下の職員には、ただいま述べました応急措置法による一時金としての補償が行なわれ、その他の船員である職員には、船員保険法の規定による災害補償としての障害年金が支給されることとなっておりますので、今回この応急措置法による職員について、一般の職員と同様

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律

に年金を支給することとしたということでもあります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

二、衆議院内閣委員長報告(五月十三日)

(自治庁設置法の一部を改正する法律(昭三五―法一一三)の委員長報告を一括して掲載)

三、参議院内閣委員長報告(六月八日)

(一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭三五―法九三)の委員長報告を一括して掲載)

◎裁判官の災害補償に関する法律

(昭三五・六・二三法一〇〇)

一、提案理由(四月五日)

○井野国務大臣 裁判官の災害補償に関する法律案について、その趣旨を説明いたします。

政府は、労働者災害補償保険法の一部改正と対応して、一般の政府職員の災害補償制度の改善及び整備を行なうこととし、今国会に国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案を提出し、御審議を仰いでおりますことは、御承知の通りであります。この裁判官の災害補償に関する法律案は、裁判官についても、他の特別職の職員と同様、一般職の職員の例にならって、その災害補償制度を整備しようとするものであります。

御承知の通り、現在、裁判官の公務上の災害に対する補償につきましては、他の特別職の職員と同様に、労働基準法等の施行に伴う政府職員にかかる給与の応急措置に関する法律の規定によっているのでありますが、このたび、一般職の職員の公務上の災害に対する補償について、国家公務員災害補償法の一部改正により、身体障害の程度の重い者及び長期療養者に対する補償を改善し、さらに特別職の職員の給与に関する法律に掲げる特別職の職員の公務上の災害に対する補償等についても、同法の一部改正により、一般職の職員

裁判官の災害補償に関する法律

の例によるものとするようになりましたので、この際、裁判官の公務上の災害に対する補償等につきましても、一般職の職員の例によるものとして、その災害補償制度を整備しようとするものであります。

以上が裁判官の災害補償に関する法律案の趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願いいたします。

二、衆議院法務委員長報告(四月十五日)

(下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律(昭三五―法五八)の委員長報告を一括して掲載)

三、参議院法務委員長報告(六月二十日)

○後藤義隆君 ただいま議題となりました裁判官の災害補償に関する法律案並びに裁判所法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審議の経過並びに結果につき御報告いたします。

まず、裁判官の災害補償に関する法律案について申し上げます。この法律案は、一般職の例にならい、他の特別職の職員と同様、裁判官についてその災害補償制度を整備しようとするものであります。現在、裁判官の公務上の災害に対する補償については、特別職の職員とともに労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律の規定によっておりますが、このたび国家公務員災害補償法並びに特別職の職員の給与に関する法律の一部が改正

され、一般職の職員並びに特別職の職員については、身体障害の程度の重い者及び長期療養者に対する補償が改善されたことにかんがみ、裁判官についても一般職の職員の例によることとするものであります。

委員会は、政府当局から提案理由の説明を聴取しました後、質疑に入り、従来の災害補償の実施状況、公務災害福祉施設の現状等につき質疑が行なわれましたが、これが詳細は議事録に譲ることといたしました。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、別に発言もなく、直ちに採決に入り、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、裁判所法の一部を改正する法律案について申し上げます。最高裁判所においては、かねてから裁判所書記官制度に検討を加え、特にその任用資格の引き上げ、研修制度の整備等により、これが学識、能力の涵養に努力して参りました結果、最近における裁判所書記官の素質の向上は著しいものがあります。近年、訴訟事件の増加、裁判官の不足等の理由から、著しい訴訟の遅延を見るに至り、その解決が現下の急務とされているのでありますが、裁判官については、任用資格等の関係から、その大幅な増員が期待できない現状にかんがみ、裁判所法第六十条を改正して、素質、能力の向上した裁判所書記官をして、その従来の職務に付加して、事件に關し、裁判官の命を受けて法令及び判例の調査その他の裁判官の行なう調査の補助をせしむることとし、もって審理の促進、裁判の適正

に寄与させようとするものであります。

委員会は、三月二十九日政府当局から提案理由の説明を聴取いたしました後、各委員から、書記官制度の基本的構想、今回の改正の訴訟促進に対する効果、本改正案に伴う裁判所書記官の事務量の増加と、勤務時間の延長、号俸調整との関係等につき、熱心な質疑が行なわれたのでありますが、これが詳細は議事録に譲ることといたしました。

かくて六月十七日質疑を終了し、討論に入りましたところ、自由民主党を代表いたしました井川委員から、本法案は妥当なものと考えるが、なお、より適切な運用を期するため、次のような附帯決議を付し、政府原案に賛成する旨の意見が述べられました。

右附帯決議を朗読いたします。

裁判所法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府並びに裁判所当局は、急拠左記事項の実現に努力すること。

- 一、裁判官及びその他の裁判所職員の増員並びにこれに伴う諸施設の整備を図り、裁判の適正迅速の要請に対処すべきこと。
- 一、裁判所書記官及び家庭裁判所調査官に対しては、事務分配の適正とその合理的運用により、負担の過重を来たさないよう特に配慮すること。
- 一、裁判所書記官の定員を充実して、その執務体制を整備すること。

かくて討論を終局し、政府原案並びに附帯決議案につきそれぞれ

採決いたしましたところ、いずれも全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

◎天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律 (昭三五・六・二三法一〇一)

一、提案理由(六月十六日)

○小枝政府委員 たいま提案になりました天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

この改正法律案の内容は、本年五月のチリ地震津波により特に著しい被害を受けた一定区域内の被害漁業者に対して貸し付けられる経営資金について、貸付限度額の特例を設けるものであります。すなわち、真珠またはカキの養殖に必要な資金として貸し付けられる場合は五十万円、その他の漁業経営に必要な資金として貸し付けられる場合は二十万円と、通常の貸付限度額の十五万円に比べそれぞれ大幅に貸付限度額を引き上げ、もってチリ地震津波による被害漁業者に対する資金の融通に遺憾のないようにいたしたいと存するのであります。

以上がこの法律案を提案いたす理由であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたす次第であります。

次に、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁業

者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた水産業施設の災害復旧に関する特別措置法案及び昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁村において漁民の共同利用に供する特定の漁業施設の設置に関する特別措置法案について、その提案の理由と内容の概略を御説明申し上げます。

最初に、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案について御説明いたします。

今回のチリ地震津波災害により沿岸漁業者の所有する小型漁船で被害を受けたものは六千隻に達し、しかもその被害は地域的に集中して発生しているのであります。これら被害沿岸漁業者の多くは経営規模の零細な漁家でありまして、漁船は最も重要な生産手段であり、これが被害は、漁家の経営と生活に対する甚大な打撃となるのであります。従って、被害沿岸漁業者の漁業経営及び生活を維持するためには、災害を受けたこれら小型漁船の早急な復興をはかることが先決であります。これら沿岸漁業者の信用能力は低く、自力による回復はきわめて困難な実情にありますので、これに対する応急措置として、組合員の所有経営にかかる小型漁船の被害の大きい漁業協同組合に対し、国及び都道府県が特別の助成措置を講じ、被害を受けた沿岸漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造を行なわせることが、必要かつ適当な措置と考えられるのであります。

このため、チリ地震津波災害による小型漁船の被害が著しい都道

府県を対象とし、これらの都道府県において組合員の所有経営にかかる小型漁船の被害の著しい漁業協同組合が、チリ地震津波災害によりその所有経営にかかる小型漁船について沈没、滅失その他著しい損害を受けた組合員の共同利用に供するために小型の漁船を建造する場合において、その建造に要する経費の三分の二を都道府県が補助する場合、国は予算の範囲内でこの都道府県の補助額の二分の一を補助することができることとした次第であります。なお、小型漁船の建造及びその利用の方法につきましては、漁村の実態に即して弾力ある運用を期することとしたしておることを申し添えます。

次に、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた水産業施設の災害復旧事業に関する特別措置法案について御説明いたします。

今次津波災害におきましては、水産関係の共同利用施設、すなわち、共同加工場、冷蔵庫、倉庫等のこうむった損害も相当大きいものがあるのであります。これらの共同利用施設は、漁業者の漁獲物の円滑な処理を行ない魚価の維持に貢献する等漁業経営上欠くべからざる施設でありますから、漁業者の個人施設と同様その迅速な復旧をはかる必要があることは申すまでもありません。

水産業協同組合の所有する共同利用施設の災害復旧につきましては、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律によりまして、一カ所十万円以上の復旧事業費につき十分の二の国庫補助を行なうことになっておりますが、今回は、災害の実情にかんがみ、その特例を設けて、被害激甚地域に対する補助率を十分

の九に、その他の地域に対する補助率を十分の五に引き上げるとともに、被害激甚地域における補助対象事業費を一カ所三万円に引き下げる措置を講ずることとした次第であります。

さらに、この法律案におきましては、水産動植物の養殖施設に対する助成措置を定めております。今次津波災害においては、水産関係個人施設の被害が大きかったのであります。特に、カキ、真珠等の水産物養殖施設については、昨年以來再度の災害を受けた漁業者も多く、その打撃は深刻なものであるであります。このため、政府といたしましては、被害の大きかった地域におけるカキ、真珠及び真珠貝の養殖施設の災害復旧事業に対しましては被害の程度に応じ予算の範囲内において十分の九以内の国庫補助の措置を講じ、これら養殖業のすみやかな回復を期することとした次第であります。

最後に、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁村において漁民の共同利用に供する特定の漁業施設の設置に関する特別措置法案について御説明申し上げます。

今回のチリ地震津波による災害の特色は、北海道及び三陸方面の沿岸漁村部落で集中的な打撃を受け、漁民の住宅や漁船、漁具、養殖施設等の個人漁業施設の大半を喪失したものが多数に及ぶことでありまして、これら漁村部落の漁民は、当面の生活資金にも事欠く現状にあるのであります。従いまして、これら被害激甚漁村部落につきましては、網組、ノリ組、生産組合等の漁民集団により、それぞれその地域に適した漁業を応急的に実施させ、または必要な共同利用

施設を建設させることによりその迅速な立ち上がりをはかることが何よりも必要と考えられますので、漁民の漁業施設、住宅等の被害の大きい部落の区域をその地区内に含む漁業協同組合が、これら部落の漁民の共同利用に供する水産養殖施設、網漁具、その他の共同利用施設を設置するのに要する経費につき、都道府県が当該漁業協同組合に対し二分の一を下らない率による補助をする場合には、国は予算の範囲内において当該都道府県に対し二分の一の補助をすることができるとした次第であります。

チリ地震津波による水産関係の災害復旧等の助成に関する三つの特別措置法案の内容はおおむね以上の通りであります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決下さるようお願い申し上げます。

二、衆議院農林水産委員長報告(六月十七日)

○吉川久衛君 たいま議題となりました四法案につき、農林水産委員会における審議の経過並びに結果について、その概要を御報告いたします。

まず、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、本年五月のチリ地震津波により特に著しい被害を受けた地域内の被害漁民に対し、いわゆる天災融資法に基づいて貸し付けられる経営資金について、その貸付限度額を引き上げようとするものであって、そのおもな内容は、真珠またはカキの養殖に必要な資金については、現行の貸付限度額十五万円を五十万円までに、その

他の漁業経営資金については二十万円までに引き上げることであり

ます。次に、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた水産業施設の災害復旧事業に関する特別措置法案について申し上げます。

本津波により水産業関係の共同利用施設が特に甚大な被害を受けたことは御承知の通りでありまして、これらの施設の復旧は、沿岸漁民の漁業経営上、一日もゆるがせにできないものであります。

よって、これが復旧を促進するため、共同利用施設等の災害復旧に対する補助につき特別措置を講じようというのが、本案提出の理由であります。すなわち、その内容のおもな点は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づき、国庫補助の対象となる復旧事業費が現行十万円以上となっているのを三万円以上に改め、また、被害激甚地に対する補助率を十分の九に、その他の地域に対する補助率を十分の五に引き上げるとともに、真珠及びカキなどの養殖施設については、その被害の激甚さと沿岸漁業振興上の重要性にかんがみ、特に個人施設についても十分の九以内の国庫補助の道を開くこととあります。

次に、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁村における漁民の共同利用に供する特定の漁業施設の設置に関する特別措置法案について申し上げます。

今次災害により北海道及び三陸方面の漁村部落は集中的な被害を受けたのでありますが、これらの被害漁村部落に対し、その部落に

三、参議院農林水産委員長報告(六月二十日)

○堀本宜実君 たいま議題となりましたチリ地震津波による漁業災害対策関係の法律案四件について、農林水産委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

第一に、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案は、特に著しい被害を受けた地域の被害漁業者に対する経営資金の貸付限度額に特例を設け、真珠またはカキの養殖資金は五十万円、その他の漁業経営資金は二十万円とし、通常の貸付限度額十五万円に比べて、それぞれこれを引き上げようとするものであります。

次に、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた水産業施設の災害復旧事業に関する特別措置法案は、水産業協同組合の所有する共同利用施設の災害復旧について、災害復旧事業費国庫補助の特例を設け、通常の場合は一カ所十万円以上の復旧事業費のものにつき、十分の二の国の補助を行なうことになっておりますが、今回は、被害激甚地のものについては、一カ所の復旧事業費を三万円に引き下げ、国の補助率を十分の九に引き上げ、その他の地域については国の補助率を十分の五に引き上げるとともに、被害の大きかった地域におけるカキ、真珠及び真珠貝の養殖施設の災害復旧事業に対し、事業費が三万円以上のものについては、十分の九以内の国庫補助をすることとしようとするものであります。

次に、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁村

適した漁業を応急的に実施せしめ、または必要な共同利用施設を設置せしめる等により、被害漁民の迅速な立ち上がりをはかることを目的として、これらの被害部落を地区内に含む漁業協同組合が共同利用に供する水産養殖施設、網漁具等を設置し、これに対して都道府県がその費用の二分の一以上を補助した場合には、国は当該都道府県に対し、その全額を補助しようとするのが、本案の提出の理由及び内容であります。

最後に、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案について申し上げます。

本案は、今回のチリ地震津波により著しい被害を受けた小型漁船の復旧を促進し、沿岸零細漁民の生産手段を確保するため、組合員の所有する小型漁船の被害の著しい漁業協同組合が、その所有漁船について沈没、滅失、その他著しい損害を受けた組合員の共同利用に供するため小型漁船を建造する場合において、都道府県がその建造費の三分の二を補助する場合、国は、予算の範囲内で、この都道府県の補助額の二分の一を補助することができるようにしようとするものであります。

以上の四案は、六月十三日本委員会に付託となり、同十六日政府より提案理由の説明を聴取し、同日質疑を行ない、討論を省略して採決いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案通り可決すべきものと議決した次第であります。

以上をもって報告を終わります。

右御報告いたします。

における漁民の共同利用に供する特定の漁業施設の設置に関する特別措置法案は、特定の特別被害漁村の全部または一部をその地域内に含む漁業協同組合が、その特別被害漁村内に住んでいる組合員の共同利用に供する水産養殖施設、網、漁具等特定の漁業施設を設置するために必要な経費に対して、都道府県が二分の一補助する場合、国はその同額を補助しようとするものであります。

最後に、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案は、小型漁船の被害の大きかった都道府県において、組合員の所有経営にかかると小型漁船の被害の大きい漁業協同組合が、これら所有経営する小型漁船が沈没、滅失その他著しい損害を受けた組合員の共同利用に供するために、小型の漁船を建造するにあたって、その経費の三分の二以上を補助する場合、国はその二分の一を補助しようとするものであります。

委員会におきましては、政府当局からこれらの法律案の提案理由その他について説明を聞き、一括して質疑に入り、これら法律の実施に関する具体的方法及び伊勢湾台風の場合の措置と今回の措置との比較等に関して、諸般の事項について政府の見解がたゞされたのでありまして、これが詳細は会議録に譲ることを御了承いただきましたと存じます。

かくて質疑を終わり、討論に入り、別に発言もなく、続いて順次採決の結果、これら法律案四件は、いずれも全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

◎日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律

(昭三五・六・二三法一〇二)

一、提案理由(三月十一日)

○藤山国務大臣 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律案の提案理由を説明いたします。

この法律は、題名の示す通り、現行の安全保障条約及び行政協定にかわる新安全保障条約及び地位協定の締結に伴い、わが国内の関係法令の整理を行なうものであります。条約、協定の締結に伴う関係法令の整理は、条約、協定の実施という共通の目的のために行なわれるのであり、また、その内容も、大部分が引用されている条約、協定の名称変更という共通の事項でありますので、これら関係法令の改正を一括取りまとめ、これを一本の法律案にいたしましたのであります。

この法律案の内容といたしましては、改正される法律三十一件及びポツダム政令一件に及んでおりますが、大部分は関係法令中に引用されている条約及び協定の名称変更等にかかる技術的なものであります。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律

現行行政協定の規定が実質的に改められることに伴う関係国内法の実体的な改正といたしましては、一、新しい地位協定第十一条の税関検査に関する規定の改正に伴う関税法等特例法の一部改正、二、地位協定第十二条第四項の規定により、PX等、米国の歳出外諸機関の労務が、原則として、いわゆる間接雇用になることに伴う調達庁設置法、国家公務員法等一部改正法、駐留軍労務者支払特例法及び特別調達資金設置令の一部改正、三、地位協定第十四条にいう米軍のための特殊契約者について新たに指定要件が加えられたことに伴う所得税法等特例法の一部改正、並びに、四、地位協定第十八条の民事上の請求権の処理に関する規定が改められたことに伴う調達庁設置法及び民事特別法の一部改正がそのおもなものであります。

以上の実質的改正のほかは、いずれも題名の変更または法令中の用語の定義の統一等の形式的改正であります。なお、附則につきましても、いずれも、現行行政協定から新地位協定に切りかわることに伴って、旧法下においてなされた行為等につき新法下でも引き続き同様な規制を行なうため、または罰則を従前通り適用するため経過措置を定めたものであります。

以上説明いたしましたように、この法律案は、新条約及び新協定の締結に伴い、関係法令の整理を行なうものでございます。何とぞ本案につきまして、慎重御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

二、衆議院日米安全保障条約等特別委員長報告

(五月二十日)

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(昭三五一条六)の特別委員長報告と一括して掲載)

三、参議院日米安全保障条約等特別委員長報告

(六月二十日)

○草葉隆圓君 ただいま議題となりました日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律案につきまして、特別委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、題名の示す通り、現行の日米安全保障条約及び行政協定にかわる新安全保障条約及び地位協定の締結に伴い、国内関係法令の整理を行なうものでありまして、内容といたしましては、改正される法律三十一件及びボツダム政令一件に及んでおりますが、大部分は関係法令中に引用されております条約及び協定の名称変更等にかかる技術的なものであります。現行行政協定の規定が地位協定において改められたことに伴う国内法の実質的改正といたしましては、協定の税関検査に関する規定の改正に伴う関税法等特例法の一部改正、米国の歳出外資金諸機関の労務が原則として間接雇用になることに伴う調達庁設置法等の一部改正、米軍のためのいわゆる特殊契約者について新たに指定要件が加えられたことに伴う所得税

法等特例法の一部改正、並びに民事上の請求権の処理に関する規定が改められたことに伴う調達庁設置法及び民事特別法の一部改正がそのおもなものであります。なお、附則におきましては所要の経過措置が定められております。

この法律案は、去る五月二十日、新条約及び協定とともに衆議院より送付され、本特別委員会に付託されました。審議が行なわれたのでありますが、その詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

委員会は、六月二十日、本案に対する質疑を終え、討論を省略し、採決を行ないました結果、本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

◎日本電信電話公社法の一部を改正する

法律 (昭三五・六・二四法一〇三)

一、提案理由(二月二十三日)

○植竹國務大臣 ただいま議題になりました日本電信電話公社法の一部を改正する法律の理由を御説明申し上げます。

日本電信電話公社は、昭和二十八年年度以来電気通信設備の整備拡充に専心努力し、相当見るべき成果を上げておりますが、近時国民経済の急速な伸張に伴いまして、電話に対する需要もさらに熾烈の度を加えて参りました。そこで、これに対応するため、日本電信電話公社は、昭和三十五年度以降拡充計画の規模を拡大修正することとしたのでありますが、これに要する資金量は、相当大きな額に上っております。

さて、この資金の調達であります。これにつきましては、財政投融資資金及び日本電信電話公社の自工資金をこれに充たいたしましすほか、さきに御審議をお願いいたしました電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律案に基づく電信電話債券の発行による資金の借入れ、並びに昭和三十五年度政府関係機関予算の予算総則にありますように、外貨電信電話債券の発行及び外貨資金の借入れにこれを期待することといたしております。この外貨電信電話債券の発行及び外貨資金の借入れを行なうためには、日本電信

日本電信電話公社法の一部を改正する法律

電話公社法の関係規定を整備する必要があります。この法律案は、

この趣旨で同法の改正を行なおうとするものであります。

次に、この法律案のおもな内容について申し上げます。

まず第一に、ある特別の債券の発行につきましては、日本電信電話公社は、郵政大臣の認可を受けることを要しないことといたしております。すなわち、世銀との外貨資金の借入れ契約に基づいて当該銀行に引き渡すための外貨電信電話債券につきましては、事前にその借入れについて郵政大臣の認可が行なわれているものであります。そのため、あらためて郵政大臣の認可を受けることなく発行できることとし、また、外貨電信電話債券を失った者からの請求があった場合に、その代債券を発行いたしますことが外国の慣習等となつておりますので、そういう場合の代債券の発行につきましても、特に郵政大臣の認可を受けることを要しないのであります。

なお、代債券の発行の場合には、一般の電信電話債券と同様、政府はこれにかかる債務について保証契約をすることができ、旨の規定を設けております。

第二に、世銀が日本電信電話公社に対して資金の貸付を行なった場合には、電信電話債券の債権者と同様に、日本電信電話公社の財産について先取特権を有するものとしております。

第三に、日本電信電話公社は、電信電話債券発行等の国内における事務の委託と同様、郵政大臣の認可を受けて、外貨電信電話債券の発行等の事務を外国の銀行、信託会社等に委託することができることといたしております。

第四に、外貨電信電話債券の消化を円滑にするために、その利子等に対する租税その他の公課については、国際慣行にならうて免税措置を講ずることといたしております。

第五に、日本道路公団法等の例にならうして、日本電信電話公社が世界銀行の要求により引き渡した外貨電信電話債券を、外国の投資家が譲り受けたときには、当該債券にかかる元利金の外貨送金に対する制限を取り除く措置の規定を設けております。

第六に、日本国有鉄道法の例にならうして、電信電話債券の消滅時効を元金については十年、利子については五年と明定することといたしております。

以上の通りでございますので、何とぞ十分御審議下さいまして、すみやかに御可決下さいませうようお願い申し上げます。

二、衆議院通信委員長報告(五月六日)

○佐藤洋之助君 たいだいま議題となりました日本電信電話公社法の一部を改正する法律案に関し、通信委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、去る二月二十日内閣から提出されたものであります。その趣旨とするところは、日本電信電話公社の電気通信設備長期拡充計画の遂行上必要とする建設資金の一部を調達するため、公社が外国通貨をもって表示する電信電話債券を発行し、及び国際復興開発銀行から外貨資金の借入れをすることができるよう、日本電信電話公社法等の関係規定を整備しようとするものであります。

本法案は、外貨電信電話債券の発行認可、発行事務の委託、利子に対する免税及び世銀借入れの場合の公社財産に対する先取特権に関する規定等と内容とありますが、細目にわたる御説明は省略いたします。

通信委員会におきましては、本案の付託を受けまして以来、しばしば会議を開き、政府の提案理由の説明を聴取し、政府及び日本電信電話公社当局に対して質疑を行ない、慎重審議を重ねたのであります。その詳細は会議録に譲ることといたします。

かくして、委員会は、四月二十八日本案に対する質疑を終了し、討論を省略、直ちに採決を行ないましたところ、多数をもって本案を可決いたしました次第であります。

これをもって御報告を終わります。

三、参議院通信委員長報告(六月二十日)

○柴田栄君 たいだいま議題となりました日本電信電話公社法の一部を改正する法律案について、通信委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本改正案の趣旨は、日本電信電話公社が電気通信設備拡充長期計画に対応する建設資金の一部に充当するため、外国通貨をもって表示する電信電話債券の発行及び国際復興開発銀行から外貨資金の借入れを行なうことができるように所要の規定を整備しようとするものであります。

おもなる内容について申し上げますと、第一に、世銀へ借り入れ契約に基づいて引き渡すための外債発行については郵政大臣の認可を受ける必要のないこと。第二に、世銀は外貨電信電話債券の債権者と同様に、電電公社の財産について先取特権を有すること。第三に、債券の発行等に関し、その一部または全部を外国の銀行等に委託することができること。第四に、債券の利子等に対し免税の措置を講じていること等であります。

通信委員会におきましては、郵政省及び電電公社各当局につき、詳細にわたり質疑を行ない、慎重審議をいたしましたのであります。が、質疑のおもなる点を申し上げますと、国家財政資金の融資によれなかつた理由、また、外資を導入することによって電電公社事業の自主性に影響を及ぼすようなことがないかなどでありました。これに対し、財政資金にも限度があるので、やむなく外資導入をも考えた。また、外資を導入することによっていわゆるひもがつかうようなことがあるならば借入れはいたさないとの答弁がありました。なお、詳細については会議録によって御承知を願いたいと存じます。

六月二十日質疑を終局し、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右御報告申し上げます。

◎裁判所法の一部を改正する法律

(昭三五・六・二五法一〇四)

一、提案理由(三月二十二日)

○中村政府委員 裁判所法の一部を改正する法律案について、その趣旨を説明いたします。

この法律案は、裁判所法第六十条を改正して、裁判所書記官は、従来の職務のほかに、裁判所の事件に関し、裁判官の命を受けて、裁判官の行なう法令及び判例の調査その他必要な事項の調査を補助する職務をも行なうものとしようとするものであります。

裁判所書記官は、裁判事務についての補助的機関であつて、その職務の重要であることは申すまでもありませんが、最高裁判所においては、かねてから、その任用資格を高めるとともに、研修制度を整備する等裁判所書記官の学識、能力の涵養に努めて参りました結果、最近における裁判所書記官の素質の向上は著しいものがあると認められるに至りました。しかるところ、近年、裁判所に係属する事件の増加に伴い、裁判官の精励努力にもかかわらず、訴訟の遅延を見るに至り、その解消が刻下の急務とされておりますことは御承知の通りであります。そこで、政府におきましては、最高裁判所とともに慎重検討の結果、裁判官について任用資格等の関係からその大幅な増員が期待できない現状のもとにおきましては、事件の審理

及び裁判の適正迅速化をはかり、人権保障の実をあげるための方策の一つとして、素質、能力の向上した裁判所書記官をして、その従来の職務に付随して、事件に関し、裁判官の命を受けて、法令及び判例の調査その他の裁判官の行なう調査を補助させるのを適當とするとの結論に達し、ここにこの法律案を提出した次第であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいませようお願いいたします。

二、衆議院法務委員長報告(四月十五日)

(下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律(昭三五―法五八)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院法務委員長報告(六月二十日)

(裁判官の災害補償に関する法律(昭三五―法一〇〇)の委員長報告と一括して掲載)

◎道路交通法

(昭三五・六・二五法一〇五)

一、提案理由(二月十八日)

○国務大臣(石原幹市郎君) ただいま議題となりました道路交通法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、現行の道路交通取締法及び同法施行令を廃止し、新たに道路交通法を制定しようとするものであります。

現行の道路交通取締法は、昭和二十二年に制定され、以来、数次の部分的な改正を加えられて今日に至つては、数十年前のものであります。この間わが国における交通事情は、自動車の急激な発達、普及及び増加に伴い、まことに著しく変化し、特に最近における大都市の道路交通は、同法制定当時と比較しますと、異常なまでに発展、変貌を遂げ、しかも、近い将来におきましては、さらに一層その複雑と困難が加わることが予想される状況であります。このような実情に対し、現行法令の規定では、すでに、種々の点で不十分なことが痛感されるのみならず、今後の交通事情の変化には、とつてい対処し得ないものと判断されるに至りましたので、今回同法及び同法施行令について全面的に検討を加え、新しい時代に即応した道路交通の基本法としてこの法律案を立案いたしましたものであります。

この法律案は、現行法令と比較して、相当広い範囲にわたつて規

定の整備、新設をいたしておりますが、その重要な点は、次の通りであります。

第一は、法の名称を道路交通法とし、また、法の目的を明確にしたこととあります。この法律は、道路交通の基本法たる性格を有するものであることにかんがみ、現行の道路交通取締法という名称を改め、道路交通法とし、また、法の目的につきましても単に道路における危険を防止し、その他交通の安全をはかるのみでなく、積極的に交通の円滑をはかることをも目的とするものであることを明らかにいたしました。

第二は、法体系を整備するとともに、用語及び表現を平易化したこととあります。現行法におきましては、道路交通の規制に関する基本的な事項が法及び施行令の両者にわたつて規定されているのであります。これら基本的な事項は、すべてこの法律の中に規定することとして、法体系を整備し、また、国民のだけれどもがこの法律を容易に理解し得るように用語及び表現をできるだけ平易にすることに意を用いました。

第三は、交通の規制に関する規定を整備したこととあります。そのおもなものは、交通規制のための道路標示の設置に関する規定を新設すること、公安委員会が区間または期間の短い通行の禁止または制限を警察署長に行なわせることができる規定を新設すること、自動車の最低速度に関する規定を新設すること及び道路交通に関する調査を行なうための規定を新設すること等とあります。

第四は、歩行者の通行に関する規定を整備することと、歩行者

の保護の徹底をはかったことでもあります。歩行者の通行につきま
しては、特に一章を設けまして、その通行方法の基本を明らかにしま
すとともに、これらの規定には、原則として罰則を付さず、違反者
に対しては、警察官が必要な指示を行なうことといたしました。ま
た、車両等の交通方法に関する規定において歩行者の通行の保護を
はかることといたしました。

第五は、車両等の交通方法の合理化をはかったことでもあります。
自動車を始めとする各種車両等の増加に伴いまして、現行規定では、
車両等の交通の規制について十分な実効を期することが困難とな
るに至りましたので、車両の通行方法の基本原則、追越しに関する
規制、交差点における通行方法、停車及び駐車に関する規制等につ
いて新たな規定を設けるとともに、現行規定についても全面的な検
討を加え、車両等の交通方法の合理化に必要な規定の整備をいたし
ました。

第六は、交通の円滑をはかり、危険を防止するための措置を強化
したことであります。道路において車両等の通行が停滞したため交
通が著しく混雑するおそれがある場合における混雑緩和の措置、違
法駐車または違法工作物等が交通の危険を生じさせ、または著しく
交通の妨害となるおそれがある場合における移動、除去、移転等の
措置について必要な規定を設けるほか、酔っぱらい運転、過労運転
等の無謀運転の禁止、整備不良車両の運転の禁止等道路における危
険防止の措置に関する規定を整備することといたしました。

第七は、雇用者及び車両運行管理者の義務についての規定を設け
ました。

二、参議院地方行政委員長報告(三月三十一日)

○新谷寅三郎君 たいま議題となりました道路交通法案につきま
して、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告いた
します。

政府の説明によれば、昭和二十二年、現行道路交通取締法の制定
以来、自動車の急激な発達、普及及び増加に伴い、わが国における
道路交通事情は今や著しい変化を見、特に最近における大都市の道
路交通は異常な発展、変貌を遂げ、現行法令の規定をもつてして
は、今後ますます発展することが予想される新しい情勢にとりて
対処できないものと判断せられるに至りましたので、今回道路交
通取締法を廃止して、新たに時代に適応した道路交通の基本法とし
て、ここに本法案を提案するに至ったものであります。その内容
の要点は要次のごときであります。

すなわち、第一に、法の目的につき、単に道路における危険を防
止し、その他交通の安全をはかるのみでなく、積極的に交通の円滑
をはかることを目的とするものであることを明らかにしておりま
す。

第二に、交通の規制に関する規定を整備したこととあります。その

たこととあります。最近における交通事故及び交通法令違反の原因
には、単に運転者の責に帰すべきもののみならず、むしろ運転者を
雇用する者あるいは車両の運行を管理する地位にある者の責任と思
われるものが多いことが痛感されるところであります。よつて、雇
用者は、その雇用する運転者に安全な運転を行なわせるより努めな
ければならないこと、雇用運転者をして苛酷な条件のもとに運転さ
せてはならないこと等とするほか、車両等の運行を直接管理する地
位にある者は、無免許運転、無謀運転等を命じ、または容認しては
ならないこととし、これらの者が、運転者とともに、交通の秩序の
確立に責任のあることを明らかにいたしました。

第八は、運転免許制度の合理化をはかったこととあります。運転
免許の種別を整理してその簡素化をはかったこと、免許証の交付手
続についてその不合理を改めたこと、免許についての行政処分の実
効をはかる措置を講じたこと、各都道府県における運転免許関係事
務の斉一化、適正化をはかるため全国的な基準を命令で定めること
としたこと等運転免許に関する規定を整備して、運転免許制度の合
理化をはかることといたしました。

最後に、罰則を整備したこととあります。現行法制定以後の社会
情勢の変化及び現行の各種法令に規定する罰則との均衡を考慮して
全面的に罰則を整備するとともに、過失犯の規定及び両罰規定を整
備することとし、また、交通事故の原因に飲酒によるものが多い実
情にかんがみ、運転者が交通違反を犯した場合において酒気を帯び
ていたときの刑の加重について規定する等罰則の整備をはかること

おもなものは、交通規制のための道路標示の設置に関する規定、自
動車の最低速度に関する規定及び道路交通に関する調査を行なうた
めの規定の新設等とあります。

第三に、歩行者の通行について、その通行方法の基本を明らかに
するとともに、これらの規定には原則として罰則を付さず、違反者
に対しては警察官が必要な指示を行なうこととし、また、車両等の
交通方法に関する規定において、歩行者の通行の保護をはかったこ
ととあります。

第四に、最近における道路交通の実情にかんがみ、車両等の通行
方法の基本原則、追いつきに際する規制、交差点における通行方
法、停車及び駐車に関する規制等に関し新たに規定を設け、その他
現行規定に全面的な検討を加え、車両等の交通方法の合理化に必要
な規定を整備したこととあります。

第五に、道路における車両等の通行の停滞のため交通が著しく混
雑するおそれがある場合における混雑緩和の措置、違法駐車または
違法工作物等が、交通の危険を生じさせまたは著しく交通の妨害と
なるおそれがある場合における移動、除去、移転等の措置について
必要な規定を設けるほか、酔っぱらい運転、過労運転等の無謀運転
の禁止、整備不良車両の運転の禁止等、道路における危険防止のた
めに規定の整備をはかったこととあります。

第六に、最近における交通事故及び交通法令違反の原因には、単
に運転者の責めに帰すべきもののみならず、むしろその雇用者ある
いは車両の運行を管理する地位にある者の責任と思われるものが少

なくない実情にかんがみ、雇用者等の義務についての規定を設け、これらの者が、運転者とともに、交通秩序の確立に責任のあることを明らかにしたことであります。

第七に、運転免許の種類を整理してその簡素化をはかり、各都道府県における運転免許関係事務の斉一化、適正化のため、全国的な基準を命令で定めることとする等、運転免許制度の合理化をはかったことであります。

第八に、罰則については、現行法制定以後の社会情勢の変化及び現行各種法令に規定する罰則との均衡を考慮して、全面的にこれを改正するとともに、過失犯の規定及び罰則規定を整備し、また、運転者が交通違反を犯した場合において酒気を帯びていたときの刑の加重について規定したこと等であります。

地方行政委員会におきましては、本法案が全文百数十カ条より成る道路交通に関する基本法であるのみならず、一般国民の日常生活にも多大の関係を有するものである点にかんがみ、前後十回にわたって委員会を開き、その間、運輸委員会との連合審査会を二回開会するほか、参考人の出席を求めて意見を聴取し、実地調査を行ない、特に、交通行政の総合施策の問題については、石原国務大臣、植橋運輸大臣、福田総務長官その他、警察、運輸、建設、労働、法務各当局の出席を求めて質疑応答を重ねる等、慎重審議を行ないましたが、その詳細については会議録によって御了承を願いたいと存じます。

ただ、その間、後に申し上げます本法案に対する修正案及び附帯決

より、各派共同の修正案が提出せられたのであります。その修正案の要点は、

第一に、第六条の、車両等の通行が著しく停滞したことにより道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合における警察官の指示権に制限を加えて、同条第一項に規定する禁止制限等の措置のみによつてはその現場における混雑を緩和することができないと認めるときは、その混雑を緩和するため必要な限度において、その現場にある関係者に対し必要な指示をすることができるとし、
第二に、第七条第三項において、道路における危険防止のため緊急の必要があると認めるときは、警察官は、一時、歩行者または車両等の通行を禁止し、または制限することができるとあるのを、「道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合に」限定して、取り締まりの慎重を期し、

第三に、第四十五条について、駐車禁止の場所のうち「勾配の急な坂」を削るとともに、公安委員会が駐車を禁止する場所として指定した場所といえども、実情に応じ、警察署長の許可を条件として、駐車ができる旨の除外規定を設け、また、公安委員会が交通ひんばんでないと認めて指定した区域については、駐車車両の右側に三・五メートル以上の余地のない道路においても、駐車を認めることとし、

第四に、第六十五条の酔っぱらい運転の禁止の規定を改めて、何人も酒気を帯びて、すなわち、身体に政令で定める程度以上にアル

議において取り上げられました諸問題のほか、終始熱心に論議せられました事項のうち、一、二の点について御報告申し上げますと、第七十七条により、公安委員会が集団示威運動等をこの規定に該当するものと定めれば、公安条例による公安委員会の許可手続と重複して警察署長の許可をも受けなければならないのみならず、署長は、同条第五項により、道路における危険の防止、交通の安全と円滑をはかるため必要と認めた場合には、その許可を取り消すこともできることになるが、これが乱用されることはないかとの質問に對しては、政府側より、許可手続の重複については、関係規則の調整により処理できる問題であり、署長の許可権については、集団示威運動等は、同条第二項により、警察署長が許可をしなければならぬと認められるので、これを不許可にすることはあり得ない。従つて、その許可をみだりに取り消すような許可権の乱用については、敢にこれを戒しめる旨の答弁がありました。また、本法案は、運転者とその雇用者と、双方ともに、交通の秩序の確立に責任のあることを明らかにし、罰則規定も整備したというが、実際上はその責任が運転者にしわ寄せされて、不公平な取り扱いになるのではないかとこの質問に對しては、本法案の立場からいえば、この程度の規制が限度だと思われるが、政府としては、関係官庁においてそれぞれ関係法規の勵行と雇用者側に対する指導監督の徹底をはかり、本法案の趣旨が没却されることがないように一そう努力したい旨の答弁がありました。

三月三十日、質疑を終了して討論に入りましたところ、鍋島委員

コールを保有する状態において車両等を運転してはならないこととするとともに、罰則の対象としては、この「酒気帯び運転禁止」の規定に違反して、酒に酔い、すなわち、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態において車両等を運転した者に限定することとし、

第五に、第七十四条第二項は、雇用者の義務として、雇用者は、雇用運転者に対し最高速度の規定に違反することを誘発するように時間を拘束した業務を課し、またはそのような条件を付して運転させてはならない旨を規定しているが、この規定を実効ならしめるため、新たにこの義務に違反する雇用者に対する罰則を設けることとし、
第六に、運転免許の種類を整理に関連して、免許の年齢制限を原案よりも引き上げて、大型免許、普通免許及び特殊免許にあっては十八才に、三輪免許、二輪免許、軽免許、第一種原付免許及び第二種原付免許にあっては十六才に改めるとともに、この年齢引き上げの趣旨に沿う経過規定を設けることとし、

第七に、法令等の違反者で、その者が自動車等を運転すること、著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがある者に對し、公安委員会は、免許を与えず、または一年をこえない範囲内において免許を保留することができるとし、

第八に、免許証の携帯及び提示義務の規定に違反した場合の罰則が、三万円以下の罰金とあるのを、一万円以下の罰金または料料に改め、

第九に、本法案の罰則については、一般国民の理解を深めるための方策として、本法案中罰則を伴う各条の末尾に、その各条に対する罰則が第何条に規定せられているかを明瞭ならしめるための参照条文を付記することにしたこと等であります。

次いで、鈴木委員は日本社会党を代表して、本法案の修正案及び修正部分を除く原案に対し賛成の旨を述べられ、各派共同提案にかかる附帯決議案を提出せられたのであります。その案文は次の通りであります。

近時、交通事故激増の実情にかんがみ、政府は、本法の制定に当り特に左の諸点に留意し、交通対策上遺憾なきを期すべきである。

- 一、交通関係行政の連絡調整を強化し、総合的施策の策定推進を図るため、内閣に法的根拠に基く強力な審議機関を設置すること。
- 一、一般国民に対して、本法趣旨の徹底と交通道徳の昂揚を図るため必要な措置を講ずるとともに、学校教育を通じ学童に對して交通知識の普及を図ること。
- 一、交通警察に関する要員及びその施設整備を充実すること。
- 一、交通に関する行政処分等についての苦情処理機関の設置につき検討を加えること。
- 一、安全運転の一般原則に関する基準を設定して運用の適正を期すること。
- 一、乗車定員の規制については、実情に即し、その運用につき

- 慎重を期すること。
- 一、自動車教習所の指定基準を確立強化して運転免許の適正を期すること。
- 一、免許の取消、停止等については慎重を期して処理すること。

右決議する。
かくて討論を終わり、採決の結果、本法案に対する修正案及び修正部分を除く原案は、いずれも全会一致をもって可決せられ、従つて本法案は修正議決すべきものと決定した次第であります。

なお、鈴木委員提出の附帯決議案は、これまた全会一致をもってこれを委員会の決議とすることに決定し、これに対し石原国務大臣より、決議の趣旨に沿うよう極力努力したい旨の所信を表明せられた次第であります。

以上御報告申し上げます。

三、衆議院地方行政委員長報告(六月十七日)

○濱地文平君 ただいま議題となりました道路交通法案及び消防法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、道路交通法案について申し上げます。
御承知のように、現行の道路交通取締法が制定されましたのは昭和二十二年のことでありまして、その後、交通事情は画期的な変化を遂げ、とりわけ、大都市における道路交通は異常なまでに発達、

変貌し、しかも、近き将来におきまして、その一そりの複雑と困難とが予想される次第であります。他方、これに伴い、交通事故もまた急激に増加し、この結果、現行法令によりましては、もはや道路交通の実情に著しく適合し得ないばかりか、相次ぐ致命的な法改正の結果として、法体系の上にも幾多不整備の個所を生じてきているのであります。

本案は、このような現実に立脚して、道路交通における危険を防止し、その安全と円滑をはかるため、法体系の整備はもとより、現下の新しい交通事情に即応した道路交通の基本法として、現行の道路交通取締法及び同施行令にかわり、新しい立法措置として提出されたものであります。その要旨は主要次のごとくであります。

すなわち、第一に、法の目的として、単に道路における危険を防止し、その他交通の安全をはかることのみでなく、積極的に交通の円滑をもはかるものであることを明らかにし、その名称も、現行の道路交通取締法から道路交通法と改めております。

第二に、法体系を整備し、あわせて、国民のだけでもこの法律を容易に理解できるより、たとえば、罰則のごときも、それぞれの関係条文ごとに明記するなど、用語及び表現の平易化をはかつております。

第三には、交通規制のための道路標示の設置に関する規定のほか、交通の規制に関する規定を整備したことでありまして、

第四には、歩行者の通行につきまして、その通行方法の基本を明らかにするとともに、規定を整備し、歩行者の保護の徹底をはか

たことであります。

第五に、最近における道路交通の実情にかんがみ、現行の規定に全面的な検討を加え、車両等の交通方法の合理化に必要な規定を整えたことであります。

第六に、道路における車両等の通行の停滞のため交通が著しく混雑するおそれがある場合における混雑緩和の措置、あるいは酒気帯び運転の禁止等、交通の円滑をはかり、危険を防止するための措置を強化したことであります。

第七に、最近における交通事故及び交通法令違反の原因には、単に運転者の責めに帰すべきもののみならず、むしろ、その雇用者ないし車両運行管理者の責任と思われものが少なくない実情にかんがみ、雇用者等の義務についての規定を設け、それらの者が運転者とともに交通秩序の確立に責任のあることを明らかにしたことであります。

第八に、運転免許の種類を整理して、その簡素化をはかつておりますが、そのうち、運転免許の年令につきましては、政府原案において、普通車の免許年令を十六才、第一種原付免許にあっては十四才となつておりましたものを、参議院において、現下の交通事故の激増及びこの問題に対する世論の動向にこたえ、免許年令をそれぞれ二才引き上げております。

そのほか、各都道府県における運転免許関係事務の斉一化、適正化のため、全国的な基準を命令で定めることとする等、運転免許制度の合理化をはかったことであります。

最後に、罰則につきましては、現行法制定以後の社会情勢の変化及び現行各種法令に規定する罰則との均衡を考慮して、全面的にこれを改正するとともに、過失犯の規定及び両罰規定を整備し、また、運転者が交通違反を犯した場合において酒気を帯びていたときの刑の加重についても規定したこと等であります。

本案は、去る二月十七日本委員会に予備付託となり、二月二十六日石原国務大臣より提案理由の説明を聴取いたしました。三月三十一日参議院で修正議決され、本付託となりました。当委員会におきましては、本法案が全文百四十余条よりなる道路交通の基本法であり、かつ、一般国民の日常生活にも影響するところまことに大なるものがありますので、前後十回余にわたって委員会を開き、また、特に道路交通法案審査小委員会を設け、その間、運輸委員会との連合審査会を開会するほか、参考人の出席を求めてその意見を聞き、あるいは実地調査を行なうなど、熱心かつ慎重に審査を行なったのであります。

その詳細につきましては会議録によつて御了承をいただきたいと存じますが、あとにも述べますような本法案に対する修正案及び附帯決議におきまして取り上げられた諸問題のほか、熱心に論議された事項のうち二、三の点について御報告申し上げます。まず、「本案の目的とする道路交通の安全と円滑も、道路交通行政の一元化はないし総合化をはかることなくしては、とうてい達成し得ないのである」との質問に対しましては、政府側より、「警察庁ほか交通に關係を有する行政機関相互間の連絡調整を徹底して、総合的な

道路交通行政の実現を期するため、内閣に強力な機関を設置するよう推進したい」との答弁があり、また、「本法の趣旨を徹底するための方策いかん」との質問に対しましては、「交通道徳の確立と交通法令の普及をはかるため、国民運動を展開するほか、学校教育を通じて交通知識を普及するなど、法の趣旨及び内容の周知徹底に努めたい」との答弁がありました。

五月十七日、本案につきまして、相川勝六小委員長より、右小委員会における審査の経過及び結果について報告があり、次いで、質疑を終了いたしましたところ、小委員会の結論に基づき、自由民主党、日本社会党、民主社会党の三党共同提案にかかる修正案が提出され、日本社会党川村継義委員よりその趣旨説明が行なわれたのであります。

その要旨は、第一に、公安委員会は、信号機設置の権能を有するにとどまらず、いやくも必要と認められる場所については、積極的にその設置に努力しなければならない旨を規定して、その責任と義務を明確にしたことであります。

第二は、児童または幼児の登下校の際における交通事故の頻発にかんがみ、特に誘導、合図等の措置をとる必要があると認められる場所については、警察官のみならず、緑のおばさんのごとき人々も、これらの措置をとることによつて児童、幼児の保護に当たること強く要請される旨を法的に規定したことあります。

第三は、公安委員会の行なう道路の交通に関する調査につき、これを単に調査にとどめず、必要と認めるときは、公安委員会は意見

を付してその調査の結果を道路の管理者または關係行政庁に通知することにより、道路交通の安全と円滑に資せんとするものであります。

以上が修正案の要旨であります。

次いで、採決に付しましたところ、全会一致をもつて三党共同修正案の通り修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、自由民主党額田三三委員より、自由民主党、日本社会党、民主社会党共同の附帯決議案が提出されましたが、これまた全会一致をもつて可決いたしました。

決議文を朗読いたします。

附帯決議

本法の制定に伴い、政府は、次の諸点についてすみやかに適切な対策を講ずべきである。

一、警察庁、運輸省、建設省、文部省、労働省、通商産業省等交通に關係のある行政機関相互間の連絡調整を徹底して、総合的な道路交通行政の実現を期するとともに、これら関連行政の調整のために内閣に強力な機関を設置すること。

一、交通道徳の確立と交通法令の普及を図るため、とくに次の方策を講じてその徹底を期すること。

- 1 遵法精神を高揚するための国民運動を展開すること。とくに車両の運転者、道路の利用者等本法に關係の深い者に対しては、法の趣旨及び内容の周知徹底につとめること。
- 2 学校教育を通じ、児童に対して交通知識の普及を図ること。

道路公通法

と。

一、道路交通の円滑、事故の防止並びに危害の予防を徹底するため、とくに次の事項について積極的な対策を樹立し、その実現を期すること。

- 1 児童、幼児の登、下校の際における保護の徹底を期するため、所要の行政措置を講ずること。
- 2 都道府県単位又は地区別に交通事故防止のための組織あるいはモニター制度を採用する等、国民の協力態勢を確立すること。
- 3 泥はねによる被害を防止するため、道路の補修の促進、徐行運転の励行、泥よけ器の装置等につき積極的に措置すること。

一、信号機、道路標識等の設置を促進し、交通上必要と認められる箇所については、必ずこれを設置するようにつとめること。

一、安全運転の一般原則に関する基準を設定してその運用に慎重を期すること。

一、乗車定員の規制については、実情を勘案し、その運用につき慎重を期すること。

一、自動車教習所の指定基準の設定については、その規模、要員の資格要件、教習の内容等をとくに考慮して適正な基準を確立し、積極的に自動車教習所の質的向上を図ること。

交通に関する行政処分等についての苦情処理機関の設置を検討すること。

一、飲酒運転の危険性にかんがみ、本法の運用を通じてその防止の徹底を期すること。

一、交通警察の充実及びその運営の合理化を図るため、交通警察官の資質の向上及びその増員ならびに交通警察に関する予算の増額等の措置を講ずること。

一、雇用者及び車両等の運行を管理する者の義務に関する規定については、この規定の趣旨を実現しうるようその運用の適正を期すること。

右決議する。

以上でございます。

次に、消防法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、火災防止の徹底を期するため、従来の防火責任者の制度を改め、一定の防火対象物に防火管理者を設けさせ、その資格及び職務内容等について整備をはかり、また、火災の拡大の危険の著しい物品の貯蔵または取り扱いの技術上の基準を市町村条例で定めることとし、なお、消防の用に供する設備等に関する技術上の基準は、これを政令で定めることとし、地方的実情により、市町村条例でその基準以上のものを付加することもできるようにするなどの改正を行なおうとするものであります。

本案は、二月二十九日本委員会に予備付託となり、三月八日石原國務大臣より提案理由の説明を聴取しましたが、四月二十日本付託となり、慎重に審査を行ないました。その詳細につきましては会議録によって御承知いただきたいと存じます。

五月十八日質疑を終了し、討論を省略して採決を行ないましたところ、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決しました。以上、御報告申し上げます。

◎昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害に伴う公営住宅法の特例に関する法律 (昭三五・六・二七法一〇六)

一、提案理由(六月十四日)

(昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法(昭三五―法一〇七)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院建設委員長報告(六月十七日)

(昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法(昭三五―法一〇七)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院建設委員長報告(六月二十日)

(昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法(昭三五―法一〇七)の委員長報告と一括して掲載)

◎昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法

(昭三五・六・二七法一〇七)

一、提案理由(六月十四日)

○村上国務大臣 たいま議題となりました昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法案につきまして、提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

本年五月チリ沖に発生した地震に伴う大津波が、わが国の太平洋沿岸の各地に襲来し、幾多のとうとい人命を失うとともに、巨額の物的損害を惹起しましたことは周知の通りであります。特に三陸沿岸地域等は、過去におきましても幾たびか津波による災害を受けているところでありまして、政府といたしましては、国土保全と民生安定の見地から、この際津波による災害を防止する対策を樹立し、計画的にこれを実施することとした次第であります。

これが、この法律案を提出する理由であります。次にその要旨について御説明申し上げます。

まず、この法律の目的は、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域において、津波対策事業の計画的な実施をはかることといたしております。

次に、この法律案の要旨について御説明申し上げます。

すなわち、本年五月のチリ地震津波による災害であつて政令で定める地域に発生したものに關して、事業主体が災害により住宅を失つた者に賃貸するため第二種公営住宅を建設するときは、国は、予算の範囲内でその費用の四分の三を補助することができることとし、現行法に定める国の補助率より高率の補助を行なう措置を講ずるとともに、国の補助の対象とする住宅の戸数を増加し、災害により滅失した住宅の戸数の五割に相当する戸数を国の補助の対象とすることといたしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願いいたします。

二、衆議院建設委員長報告(六月十七日)

○羽田武副郎君 たいま議題になりました、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法案、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害に伴う公営住宅法の特例に関する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法

り、もつて国土の保全と民生の安定に資することとあります。

第二に、津波対策事業の内容となるべき事業は、チリ地震津波により災害を受けた地域におきまして、災害を受けた海岸または海岸付近の河川及びこれらに接続する海岸または海岸付近の河川について施行する事業で、津波による災害を防止するために必要な海岸堤防、河川堤防等の新設または改良に関する事業等であります。

第三に、主務大臣は、関係地方公共団体の意見を聞いて、津波対策事業計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないことといたしました。

第四に、津波対策事業計画その他津波対策事業に関する重要な事項を審議するために、総理府にチリ地震津波対策審議会を置くことといたしました。

第五に、政府は、津波対策事業計画を実施するために必要な措置を講ずることとし、国の財政の許す範囲内においてその実施を促進すべきことといたしました。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、たいま議題となりました昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害に伴う公営住宅法の特例に関する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

その法律案は、本年五月のチリ地震津波による住宅の被害の状況にかんがみ、その災害による被災者を入居させるための公営住宅の

における津波対策事業に関する特別措置法案であります。この法案の内容は、チリ地震津波による災害を受けた地域における対策事業の計画的な実施をはかることを目的とし、総理府にチリ地震津波対策審議会を置き、主務大臣は、関係地方公共団体の意見を聞き、審議会の議を経て津波対策事業計画案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこと、及び、政府は、津波対策事業計画を実施するために必要な措置を講じ、国の財政の許す範囲内においてその実施の促進に努めることといたすのが、本法案の内容であります。

次に、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害に伴う公営住宅法の特例に関する法律案であります。この法案の内容は、チリ地震津波による災害で、政令で定める地域に発生したものに關して、事業主体が、災害により住宅を失つた者に賃貸するため第二種公営住宅を建設するときは、国は予算の範囲内でその費用の四分の三を補助することができることとするとともに、国の補助の対象とする戸数を、災害により滅失した住宅の戸数の五割に相当する戸数とするというものが、本法案の内容であります。

両法案は、六月十三日本委員会に付託せられ、六月十四日提案理由の説明を聴取し、質疑に入つたのであります。その詳細は会議録に譲ることといたします。

かくて、討論を省略して採決の結果、両法案とも全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法

三〇二

三、参議院建設委員長報告(六月二十日)

○岩沢忠恭君 たいま議題となりました昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法案外一件について、建設委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。この法律案は災害地域における津波対策事業を計画的に実施しようとするものでありまして、その要旨は、第一に、津波対策事業とは、政令で定める地域において、海岸または海岸附近の河川について施行する事業で、津波災害を防止するために必要な海岸堤防、河川堤防等の新設または改良に関する事業等であります。第二に、主務大臣は、関係地方公共団体の意見を聞いて津波対策事業計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならぬこととするとともに、総理府にチリ地震津波対策審議会を置くこととしたのであります。第三に、政府は津波対策事業計画を実施するために必要な措置を講ずることとし、国の財政の許す範囲内において実施を促進すべきこととしたしております。

次に、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害に伴う公営住宅法の特例に関する法律案の内容について申し上げます。

本案は、チリ地震津波による住宅の被害状況にかんがみ、政令で定める地域について、事業主体が第二種公営住宅を建設するときは、現行法の規定にかかわらず、国は災害被災戸数の五割以内について建設に要する費用の四分の三を補助することができるものとしたこととあります。

◎昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた水産業施設の災害復旧事業に関する特別措置法

(昭三五・六・二七法一〇八)

一、提案理由(六月十六日)

(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律(昭三五―法一〇一)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院農林水産委員長報告(六月十七日)

(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律(昭三五―法一〇一)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院農林水産委員長報告(六月二十日)

(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律(昭三五―法一〇一)の委員長報告と一括して掲載)

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた水産業施設の災害復旧事業に関する特別措置法

三〇三

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁村における漁民の共同利用に供する特定の漁業施設の設置に関する特別措置法

◎昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁村における漁民の共同利用に供する特定の漁業施設の設置に関する特別措置法

(昭三五・六・二七法一〇九)

一、提案理由(六月十六日)

(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律(昭三五―法一〇一)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院農林水産委員長報告(六月十七日)

(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律(昭三五―法一〇一)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院農林水産委員長報告(六月二十日)

(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律(昭三五―法一〇一)の委員長報告と一括して掲載)

◎昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法

(昭三五・六・二七法一一〇)

一、提案理由(六月十六日)

(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律(昭三五―法一〇一)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院農林水産委員長報告(六月十七日)

(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律(昭三五―法一〇一)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院農林水産委員長報告(六月二十日)

(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律(昭三五―法一〇一)の委員長報告と一括して掲載)

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法

◎国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律 (昭三五・六・二八法一一一)

一、提案理由(三月三十日)

○奥村(又)政府委員 たいま議題となりました国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

第一は、現在、国等と公庫等との間に人事交流が行なわれておりますが、現行の国家公務員等退職手当法は、退職手当の算定について、国家公務員等としての引き続いた在職期間を基礎とすることを建前とし、また、退職手当の支給割合の構成が長期勤続者優遇の建前で作られておりますため、国家公務員等で、任命権者の要請により、途中において公庫等の職員となり、再び国家公務員等に復帰した者が退職する場合は、退職手当の面で不利益を受ける結果になっております。今回、国等と公庫等との間の人事交流の実情にかんがみ、退職手当の額の計算について特例を設け、以上のような不合理を是正しようとするものであります。すなわち、この場合には、先ず国家公務員等としての在職期間が後の国家公務員等としての在職期間に引き続いたものとみなした場合に受けることとなる退職手当の支給割合から先の国家公務員等としての在職期間に対する退職手当の支給割合を控除した支給割合を、その者の退職時の俸給月額に

乗じた額を、退職手当として支給することとしようとするものであります。

なお、この特例は、昭和三十五年四月一日以後の退職者について適用することとしております。

第二は、現在、国家公務員等に支給される失業者の退職手当は、すべて公共職業安定所において支給されておりますが、季節的に多数の退職者が同一地域で発生するような場合には、公共職業安定所の正常業務の運営が阻害される傾向がありますので、この点につき、所要の特例を設けようとするものであります。

すなわち、政令で定める職員については、その者が退職の際所屬していた官署または事務所等において支給することとしようとするのであります。

以上が、この法律案の提案の理由及びその概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛成下さいませようお願い申し上げます。

二、衆議院大蔵委員長報告(五月六日)

(船主相互保険組合法の一部を改正する法律(昭三五―法八〇)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院内閣委員長報告(六月八日)

(一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭三五―法九三)の委員長報告と一括して掲載)

◎農地被買収者問題調査会設置法

(昭三五・六・三〇法一一二)

一、提案理由(二月十一日)

○福田(篤)政府委員 たいま議題となりました農地被買収者問題調査会設置法案についてその提案の理由を御説明申し上げます。

戦後のわが国の農業生産力の発展に対して、農地改革の寄与しておりますところはまことに大きいのであります。反面これが非常に大きな社会的変革でありましたために、従来の社会的経済的基盤が大幅に変更され、その際農地を買収された者に関してもいろいろな社会的な問題が起っていると懸われます。

言うまでもなく農地改革は、正当な法律に基づいて正当に行なわれたことであつて、これを是正する意味における補償は考えられないのであります。現行の農地法の問題とは別個に、この農地改革の副次的結果ともいふべき被買収者に関する社会的な問題について、その実状を明らかにするとともに、要すれば所要の措置を講じて参りたいと存する次第であります。以上申し上げましたような見地から、この際総理府にその付属機関として農地被買収者問題調査会を設置し、広く各界の学識経験者の意見を聞き、農地改革により農地を買収された者に関する社会的な問題を調査し、何らかの措置を講ずる必要があるかいなかを審議することといたしたのであります。

農地被買収者問題調査会設置法

次に本法律案の概要を御説明申し上げます。農地被買収者問題調査会の任務は、内閣総理大臣の諮問に応じ、農地改革により農地を買収された者についての社会的な問題を調査審議することであり、調査会は二十人以内の委員で組織することとし、さらに十人以上の専門調査員及び十人以上の幹事の設置を考へております。調査会の調査審議はおおむね二年を目途にし、その結論を得たい考えのもとに、この法律の有効期限を、この法律施行後二年といたしております。

以上がこの法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいませようお願いする次第であります。

たいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由並びに内容の概略を御説明申し上げます。

昨年七月十六日人事院は国会及び内閣に対し、一般職国家公務員の期末手当を増額し、俸給表の改正を行なうべきことを勧告いたしましたのであります。政府といたしまして慎重に検討を重ねた結果、このたびこれを全面的に実施することが妥当であるとの結論に達しましたので、本法について所要の改正を行なうとするものであります。

すなわち、第一に、六月十五日に支給する期末手当の額を〇・一月分増額して〇・七五分とすることといたしました。

三〇七

第二に、現行の各俸給表について、中級職員の受けるべき俸給月額を最高千百円引き上げ、研究職員及び医師の受けるべき俸給月額については、さらにおおむね一号俸程度の給与改善を行なうとともに、これらに伴う昇給間差額の調整を行ない、若干の号俸について昇給期間をそれぞれ三月短縮する措置を行なうこととした。

次に暫定手当について、昨年十月にその一部を俸給に繰り入れる措置がとられたのでありますが、今後の暫定手当の整理については、一般職国家公務員の給与体系全般と密接に関連する問題であるため、人事院における調査研究の結果を待つて処理することが至当と考えられるのであります。しかるに勤務地手当が廃止され暫定手当に移行した際、この種地域給についての人事院の調査研究に関する権限規定が削除せられておりますので、この際右に申し上げた趣旨に基づきまして、給与関係の人事院の権限規定の改正を行なうことといたしました。すなわち暫定手当の整理を含め、いわゆる地域給に關し適当と認める措置を国会及び内閣に勧告するため、調査研究することを人事院の権限に加えることといたしました。

次に、現行の特殊勤務手当は、俸給に組み入れられる等の措置が行なわれるまでの暫定措置として、政令にゆだねられておりますが、その後実際の運用に当たって、種々実情に即しない点が認められるに至りましたので、この際特殊勤務手当に関する規定の整備を行なうとするのであります。すなわち特殊勤務手当の性格を明確にするにとともに、従来その一種として設けられている隔遠地手当を私

立した手当として設定することとし、具体的細目はそれぞれ人事院規則にゆだねることとした。

この法律案は、以上の趣旨に基づきまして、一般職の職員の給与に關する法律及び関係法律の改正を行ない、本年四月一日から施行しようとするのであります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

二、衆議院内閣委員長報告(四月五日)

○福田一君 ただいま議題となりました農地被買収者問題調査会設置法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の要旨を申し上げますと、戦後行なわれた農地改革は、正当な法律に基づいて行なわれたものであるから、これを是正する意味における補償は考えられないが、この農地改革の副次的な結果ともいべき被買収者に關する社会的な問題について、その実情を明らかにするとともに、これに対して何らかの措置を講ずる要があるかないかを二年間にわたって調査審議させるため、内閣総理大臣の諮問機関として、総理府に農地被買収者問題調査会を設置しようとするものであります。

この調査会は、委員二十人以内で組織し、専門の事項を調査させるため専門調査員十人以内を置くことができるとし、委員及び専門調査員は、学識経験者のうちから内閣総理大臣が任命すること

といたしております。

本案は、さる二月九日本会議において趣旨説明を聴取した後、本委員会に付託され、二月十一日提案理由の説明を聞き、自來、委員会を開くこと七回、また、農林水産委員会と連合審査会を開くなど、きわめて慎重に審査を行なつたのであります。この間、久保田豊君、中村時雄君、田万廣文君、受田新吉君、石田宥全君、芳賀貞君、角屋堅次郎君の各委員より、各般の事項について詳細に熱心な質疑が行なわれたのであります。これに対し、岸内閣総理大臣初め佐藤大蔵、福田農林の両大臣、その他政府委員等よりそれぞれ答弁がなされたのであります。これを要約いたしますと、岸内閣総理大臣よりは、「農地改革は適正に行なわれたものであり、これを憲法違反でないとする最高裁判所の判決はあくまで支持し、旧地主に対して、当時行なつた補償を修正するような考えは毛頭ない。しかし、農地改革という大変革によつて各種の複雑な社会問題が起つてゐることは事実であり、政治の立場から考へるならば、合憲であるからといってこれを放置することはできないので、これを公正に解決する必要を認め、その実態を調査することを目的として、本調査会を設置しようとするものである」旨の答弁がなされました。佐藤大蔵大臣よりは、「農地転用税または転売税とかの目的税を創設する考えはない。本調査会より何らかの措置を必要とする旨の答申がなされ、これに伴つて財政的支出を必要とする場合においては、これを一般財源に求めたい」旨の答弁がなされました。福田農林大臣よりは、「本法が成立しても、農地法の精神はあくまで

維持し、農地改革の成果は、これをますます発展させたい。また、昭和三十年の調査は、農政の観点から行なつたものであり、本調査会は、社会的観点から調査しようとするものである」旨の答弁がなされたのであります。

かくて、四月一日質疑を打ち切り、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して久保田委員が、民主社会党を代表して田万委員が、それぞれ反対の意見を述べられ、自由民主党を代表して淺香委員が賛成の意見を述べられたのであります。採決の結果、本案は多数をもって原案の通りこれを可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院内閣委員長報告(六月二十日)

○中野文門君 ただいま議題となりました農地被買収者問題調査会設置法案外三件につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、この法律案の提案の理由として政府の述べるところを申し上げますと、戦後のわが国の農業生産力の発展に対して、農地改革の寄与しているところはまことに大であるが、反面、これが非常に大きな社会的変革であつたために、従来の社会的・経済的基盤が大幅に変更され、その際、農地を買収された者に関しても種々の社会的問題が発生していると思われる。農地改革は正当な法律に基づいて正當に行なわれたものであつて、これを是正する意味における補

償は考えられないが、現行の農地法の問題とは別に、この農地改革の副次的結果ともいふべき被買収者に関する社会的な問題について、その実情を明らかにするとともに、要すれば所要の措置を講じたい所存であることである。

次に、本法律案の内容を申し上げますと、政府は、右に申しましたような見地から、総理府にその付属機関として農地被買収者問題調査会を設置し、農地改革により農地を買収された者に関する社会的問題を調査し、何らかの措置を講ずる要ありやいなやを審議させることとしたしております。この調査会は各界の学識経験者二十人以上で組織することとし、さらに十人以上の専門調査員及び十人以上の幹事を置くこととしたしております。この調査会は、この法律の公布の日から二年間設置されることとなっております。

内閣委員会は、前後六回にわたり委員会を開き、この間、岸内閣総理大臣、益谷國務大臣、福田総理府総務長官、その他関係政府委員の出席を求めまして、慎重に本法律案の審議に当たりましたが、その審議において問題となつたおもな点を申し上げますと、本調査会を特に総理府に置いた理由、本調査会の設置期間と委員の選任、地主以外に戦争により犠牲となつた者に対しても調査会を設けて調査することの要否、旧地主に対する補償の可否、農地法を全面的に改正する意図の有無、農地を宅地に転売した場合の特別課税の要否、農地転用の防止対策等の諸点であります。特に岸総理に対し、政府が前国会において一たん撤回したこの法律案を今国会に再び提出するに至つた理由いかん、また本調査会設置の目的とするこ

ころは何かという質問がなされましたのに対して、岸総理より、政府は、農地改革は正当な法律によつて正当に行なわれたものであつて、その効果をさかのぼつて左右しようということをも頭考えてはいない。また、この点については最高裁の判決もあつて、国家が再び旧地主に対して補償をするというがごときことは考えておらぬということは、従来政府の一貫した方針であるが、この農地改革という大変動によつて多数の人々が急激な変化を受け、日本の農村における旧地主の生活や生業に急変を及ぼしていることから生じている種々の不安ということを考えて、その間の実情を十分把握して、何らかの措置を講ずる必要の有無の点は、政治問題として政府の考へるべき問題である。政府としてはこのような見解をもつて本法律案を提出したのであつて、農地改革の実質を変更するところがごときことを全然意図しているものではない旨の答弁がありました。

去る十八日の委員会におきまして質疑を終わり、別に討論もなく、よつて直ちに本法律案を採決いたしましたところ、全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。

次に、自治庁設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。まず本法律案の内容について申し上げます。第一は、自治庁を自治省とし、国家消防本部をこれに統合して自治省の外局として消防庁を置くこととするものであります。自治省の権限は、現行の自治庁及び国家消防本部のままであります。ただ、省の設置に伴い、従来内閣総理大臣の権限に属していた事務が自治大臣の権限に移るこ

とになりますので、これがため所要の改正を行なつております。なお、消防庁の組織、所管事務及び権限は、従前の通り消防組織法の定めるところによるものとしております。第二は、自治省の機構の点であります。内部部局はすべて現在の自治庁のままでとし、付属機関として、従来の自治庁の付属機関のほか、これまで総理府の付属機関であつた奄美群島復興審議会を自治省に移管することとしたしております。

主要な改正点は以上の二点であります。なおこのほか、自治省の設置に伴い、職員を引き継ぎその他従前の処分等に関する経過措置を定めるとともに、関係法律の整備を行なうこととしたしております。なお、本法律案は、衆議院において、自治庁の省昇格に伴い関係法律の整理につき所要の修正が行なわれました。

内閣委員会は前後三回委員会を開き、この間、石原自治庁長官その他関係政府委員の出席を求めまして慎重に本法律案の審議を行なりましたが、その審議におきまして、省昇格は内務省の復活ではないかという世論もあり、特に自治省と警察とはいかなる関係になるのかという点、中央政府の自治体に対する監督権が拡大される点の有無、自治省昇格の機会に地方制度に関する事務をできるだけ自治省に統合する考へはないか、特に、開発関係の事務、沖繩に関する事務等を自治省に移管することの要否、自治省設置にあたり、現在地方自治に関する総理大臣の権限を自治大臣に全面的に移管することの要否、国家消防本部を自治省に統合する理由等の諸点につき、質疑応答が行なわれました。

去る十八日の委員会において質疑を終わり、別に討論もなく、よつて直ちに本法律案を採決いたしましたところ、全会一致をもつて衆議院送付の原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、建設省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず本法律案の内容を申し上げます。そのおもなものは、建設省の付属機関として公共用地取得制度調査会を設置しようとする点でありまして、政府の説明によりますと、最近における公共事業の事業量の増大に伴い、これらの事業の用に供する土地の取得が困難の度を加え、公共事業等の円滑な施行に支障を及ぼしている現状にかんがみ、公共用地取得制度に関する重要事項を調査審議させるため、昭和三十六年三月三十一日まで建設省の付属機関として公共用地取得制度調査会を設置するとともに、公共用地取得制度に関する調査を建設省の所掌事務としようとするものであります。このほか建設省の付属機関である地理調査所の名称を国土地理院に改め、その他建設省の所掌事務について所要の改正を行なわんとするものであります。なお、本法律案は衆議院において施行期日について所要の修正が行なわれました。

内閣委員会は前後五回にわたり委員会を開き、この間、村上建設大臣その他関係政府委員の出席を求めまして本法律案を慎重に審議いたしました。その審議におきまして、公共用地取得制度調査会を設置する目的、現行土地収用法の欠陥と目される点、現在の土地収用法の運営の実情、調査会の運営と委員の選任、公共用地収用の

際住民の移転先のあつせん等生活保障の方法を講ずること、砂防行政機構の強化等の諸点につき質疑応答が行なわれました。

去る十八日の委員会におきまして質疑を終わり、別に討論もなく、よつて直ちに本法律案を採決いたしましたところ、全会一致をもつて衆議院送付の原案通り可決すべきものと決定いたしました。

最後に、外務省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず本法律案の内容を申し上げますと、外務省に新たに外務審議官一人を置き、外務省の所掌事務の一部を総括整理せしめようとするものであります。

内閣委員会は前後三回にわたり委員会を開き、この間、藤山外務大臣その他関係政府委員の出席を求めまして本法律案を慎重に審議いたしました。その審議におきまして、今回外務審議官を特に設置せんとする理由、外務審議官の職務の内容及び事務次官と外務審議官との職務上の関係等につき質疑応答が行なわれました。

去る十八日の委員会において質疑を終わり、別に討論もなく、よつて直ちに本法律案を採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

◎自治庁設置法の一部を改正する法律

(昭三五・六・三〇法一一三)

一、提案理由(三月二十二日)

○石原国務大臣 ただいま議題となりました自治庁設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由と要旨を御説明申し上げます。

申し上げるまでもなく地方自治は民主政治の基盤でありまして、その健全な発達をはかることは、わが民主政治の根底をつちかちかゆえんであると存じます。しこうして地方公共団体はその本来の公共事務を処理するほか、国の行政もその大半は地方公共団体の手を通じて行なわれ、国税及び地方税を合わせた租税総額の六割以上は、これらの行政を遂行するために、地方公共団体の責任で使用しているものであります。地方財政の規模は国家財政に比肩する大きさを持つていのであります。このように地方自治はまことに重要な役割を果たしており、その伸張と運営のいかんは、国政の上にもきわめて重大な関係を持つておるのであります。従いまして中央各省と地方公共団体との間の連絡協調を一そう緊密にし、国政と地方自治との調和を保つて、地方自治の健全な発達と国政の適切な遂行をはかることがさぶる緊要でありまして、これがためには、地方自治に関する行政を担当する国の行政機関として現在のような総理府自治庁設置法の一部を改正する法律

の一外局では適當とは認めがたく、責任ある一省を設けることが必要であると存するのであります。

また消防行政につきましては、その重要性にかんがみ、かねてその強化充実をはかる必要が痛感されていのであります。現在これをつかさどる国家消防本部は、国の行政組織上の地位が明確でないのであります。自治体消防の本質とその地方公共団体の一般行政との深い関連にかんがみ、これを地方自治を所掌する責任省に統合し、その責任体制を確立することが、消防行政を伸張させるゆえんであると考えられるのであります。これがため、自治庁に国家消防本部を統合して自治省を設け、国家消防本部はその外局としようとするものであります。

以下、本法案の内容について御説明申し上げます。

第一は、自治庁設置法を改めて、自治庁を自治省とし、国家消防本部をこれに統合して自治省の外局として消防庁を置こうとするものであります。自治省の権限は、現行の自治庁及び国家消防本部のままであります。ただ省の設置に伴い従来、内閣総理大臣の権限に属していた事務が自治大臣の権限に移ることになりましたので、これがため必要な条文の整理を行なうことといたしました。なお、消防庁の組織、所管事務及び権限は、従前の通り消防組織法の定めるところによるものとしたのであります。

第二は、自治省の機構につきましては、内部部局はすべて現在の自治庁のままとし、付属機関として、従来の自治庁の付属機関のほか、これまで総理府の付属機関であった奄美群島復興審議会を移

管し、自治省を置くこととしたのであります。

第三は、自治省の設置に伴い、職員の引き継ぎ、その他従前の処分等に関する経過措置を定めるとともに、関係法律の整理を行なうこととしたのであります。

以上が、自治庁設置法の一部を改正する法律案の提案理由及び要旨でございますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院内閣委員長報告(五月十三日)

○福田一君 ただいま議題となりました四法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、自治庁設置法の一部を改正する法律案は、民主政治の基盤である地方自治の重要性にかんがみまして、中央各省と地方公共団体との間の連絡協調を一そう緊密にし、地方自治の健全な発達と国政の適切な遂行をはかるため、自治庁設置法を改正しようとするもので、その内容を申し上げます。

まず、第一は、現在総理府の外局である自治庁を自治省として責任ある一省を設け、国家消防本部をこれに統合し、自治省の外局として消防庁を置くこととあります。自治省の権限は現行の自治庁及び国家消防本部のままでありますが、ただ、省の設置に伴い、従来内閣総理大臣の権限に属していた事務が自治大臣の権限に移ることになりますので、必要な条文の整理を行なっております。なお、消防庁の組織、所管事務及び権限は、従前の通り消防組織法の定め

によっております。

第二は、これまで総理府の付属機関であった奄美群島復興審議会を自治省の付属機関として移管することとあります。なお、その他自治省の機構はすべて現在の自治庁のままとしております。

第三は、自治省の設置に伴い、職員の引き継ぎ、その他、従前の処分等に関する経過措置を定めるとともに、関係法律の整理を行なうこととあります。

本案は、三月十二日政府より提出され、同十八日、本会議において趣旨説明を行なった後、本委員会に付託され、三月二十二日提案理由の説明を聞き、自來、委員会を聞くこと六回、保科善四郎君、石山権作君、門司亮君、北山愛郎君の各委員よりきわめて熱心に質疑が行なわれたのであります。その質疑の中心となる点を申し上げますと、「現在、地方自治の伸張のためには、自治庁の省昇格より、地方財政の充実をはかり、地方公共団体の自主性を確立するための諸方策こそ必要なのであって、単なる省昇格は、いたずらに中央集権的な官僚統制が強化されるだけで、地方自治の発展には何ら寄与するところとならないのではないか」という点であります。これに対し、政府は、「地方行政は、憲法に定める地方自治の本旨に基づいてあくまで運営されるべきで、自治庁の省昇格によって中央集権的な官僚統制などはかり得るものではなく、省昇格は、むしろ、積極的に地方自治の伸張をはかるため、行政組織上、まず責任ある体制を確立しようとするものである」と旨の答弁がなされたのであります。

第三に、人事院に、この法律に定める給与について調査研究することともに、必要と認めるときは国会及び内閣に同時に勧告し得る権限を与えていることとあります。

なお、施行は本年四月一日としております。本案は、三月一日本委員会に付託され、三月三日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行ない、五月十日質疑を終了いたしましたところ、施行期日を「公布の日」に改める旨の三党共同提案にかかる修正案が提出され、岡崎委員より趣旨説明がなされた後、討論の通告もなく、直ちに採決の結果、全会一致をもって本案は修正案の通り修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、岡崎委員より三党共同の附帯決議案が提出され、これまた全会一致の議決を見たのであります。

附帯決議を朗読いたします。

現行の寒冷地手当、薪炭手当には種々不合理、不均衡が生じている実情にかんがみ、政府は、速やかに人事院をして調査研究せしめ、昭和三十六年度より改正するよう措置するものとする。

右決議する。

以上であります。

これに対し、益谷国務大臣より、人事院の勧告を待つて善処する旨、また、浅井人事院総裁より、すみやかに調査研究を行なう旨、それぞれ発言がなされたことを、あわせて御報告申し上げます。

次に、国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案は、

かくて、五月十日質疑を終了いたしましたところ、四国地方開発促進法及び行政書士法の一部を改正する法律案について、自治庁の省昇格に伴い、関係規定の整理を行なうための、自由民主党の提案にかかる修正案が提出され、高橋等委員よりその趣旨説明の後、討論に入り、日本社会党を代表して石山委員より、民主社会党を代表して門司委員より、それぞれ反対の意見が述べられ、採決の結果、多数をもって本案は修正案の通り修正議決すべきものと決した次第であります。

次に、国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案の趣旨は、

第一に、現行の石炭手当の支給地域が北海道一円一率であり、そのを、寒冷の度合い、採暖の状況等から、これを甲地、乙地、丙地の三地域に区分し、その範囲は別表で定めることとしております。

第二に、石炭手当の支給額算定の基礎となる石炭の数量の最高限を、世帯主たる職員については、現行の三トンから、甲地において三・六トン、乙地において三・三トンに、その他の職員については、現行の一トンから、甲地において一・二トン、乙地において一・一トンに、それぞれ引き上げることとしたのであります。なお、世帯主たる職員のうち、人事院の勧告に基づいて、内閣総理大臣が定める者、たとえば独身者などがありますが、これに対する支給額は、採暖の実情を考慮して、その他の世帯主たる職員に対する支給額の三分の二を限度とすることとしたのであります。

自治庁設置法の一部を改正する法律

に提出されました労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案と対応して、国家公務員の身体障害者等に対する保護改善をはかるため、去る三月十一日付人事院の政府に対する申し入れに基づき、国家公務員災害補償法を改正し、かつ、特別職の職員についても同様改正を行なおうとするものであります。

改正の第一点は、公務による身体障害の程度の重い一級から三級までの労働能力喪失者に対し、従来の一時金にかえて年金を支給し、これまでの打ち切り補償制度を廃止して、完全治癒まで国の責任で治療を続けるようにしようとするものであります。なお、同一事由による共済制度その他の年金制度に基づく年金との両者を支給する関係が生じますので、二重国庫負担を避けるための調整措置を講ずることといたしておるのであります。

改正の第二点は、従来労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律によることとされていた特別職の職員の公務災害補償については、一般職の職員の例によりこれを行なうこととしようとするものであります。

改正の第三点は、前述の応急措置法を改正して、従来同法による一時金としての災害補償が行なわれていた船員である職員についても、一般の職員と同様に年金を支給しようとするものであります。

本案は、去る三月三十一日本委員会に付託され、四月五日政府の提案理由の説明を聞き、五月十三日質疑を終了し、討論の通告もないので、直ちに採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。

最後に、外務省設置法の一部を改正する法律案の要旨は、戦後ににおける外交関係がいよいよ複雑かつ専門化するとともに、新興独立国の増加に伴い、在京公館長の接受、応待等の事務もますます増加し、これら多岐にわたる省務を総括整理するためには、大臣、次官のみでは物理的にも不可能になってきている実情にかんがみ、外務省の円滑な運営を期するため、新たに外務審議官一人を置き、外務省の所掌事務の一部を総括整理せしめようとするものであります。

本案は、四月十九日本委員会に付託され、二十六日政府より提案理由の説明を聞き、五月十二日質疑に入ったのであります。石山權作君より、「本法案によると、外務審議官の職責は重要な外交政策の企画立案とあるが、これは、将来下部機構を設ける等、機構拡充の含みを持っているのではないか」という質問があり、これに対し、政府より、「外務審議官は、国家行政組織法第十七条の二の第四項に基づいて設置される特別な職であって、下部機構を設ける意思は全くない」旨の答弁がなされたのであります。

かくて、討論の通告もなく、直ちに採決の結果、本案は全会一致をもって原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。以上、御報告申し上げます。

三、参議院内閣委員長報告(六月二十日)

(農地被買取者問題調査会設置法(昭三五―法一一二)の委員長報告と一括して掲載)

◎昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律 (昭三五・六・三〇法一一四)

一、提案理由(六月十四日)

○丹羽政府委員 昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案の提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

今回のチリ地震津波による被害が甚大である点にかんがみ、過去の災害の場合に準じて、国におきまして災害復旧のための諸種の特例措置を講ずる必要があるものであります。その一環として、この法律は、チリ地震津波による災害を受けた地方公共団体に対し、現在制限されている地方債発行の特例を認め、災害を受けた地方公共団体の財政運営に遺憾なからしめようとするものであります。

次に本法律案の内容の要旨につきまして御説明申し上げます。地方財政法第五条に地方公共団体が地方債を起すことのできる場合が制限的に列挙されておりますが、今回同条の規定の特例として、災害を受けた地方公共団体が、地方税、使用料、手数料その他命令で定める徴収金の減免を行ない、そのため生ずるところの歳入の不足を補う場合、または災害救助対策、伝染病予防対策その他命令で定める災害対策に通常要する費用であつて、当該地方公共団体が負

担しなければならぬものの財源とする場合に地方債を発行することができるようにならざるを得ないものであります。なお、当該地方債を発行できる地方公共団体は、災害を受けた地方公共団体のうち政令で定めるものとされており、政令では、従来例に準じて指定の基準を定めるようにいたしたいと考えております。

以上が昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案の提案理由及びその内容の要旨であります。

二、衆議院地方行政委員長報告(六月十七日)

○濱地文平君 昭和三十五年五月のチリ地震津波により災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果の概要を御報告申し上げます。

本案は、今回のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体に對して起債の特例を認め、もつてその財政運営に遺憾なからしめようとするものであります。

その内容は、第一に、被災地方公共団体が政令で指定されたものは、地方財政法第五条の特例として地方債の発行を認められること、第二に、この地方債発行の目的は、地方税等の減免による歳入の不足を補うため、または災害対策に要する経費に充てるためであること、第三に、この地方債の資金は、資金運用部資金または簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金をもつて充てるものとし、

また、その地方債の利息の定率及び償還方法は政令で定めることなどを要点とするものであります。

本案は、六月十三日本委員会に付託され、翌十四日丹羽自治政務次官より提案理由の説明を聴取し、同日質疑を終了、直ちに討論を省略して採決を行いましたところ、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決しました。

右、御報告申し上げます。

三、参議院地方行政委員長報告(六月二十日)

○鍋島直紹君 たいま議題となりました昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法案は、チリ地震津波による被害が甚大である点にかんがみまして、その対策として、災害を受けた地方公共団体に対し起債の特例を認めんとするものであります。

その要点は、第一に、地方財政法第五条の特例としまして、今回災害を受けました地方公共団体のうち政令で定めるものが地方税、使用料、手数料等の減免により生ずる歳入の不足を補う場合、または一定の災害対策に要する費用の財源とする場合におきましては、地方債をもってその財源とすることができるといたしたのであります。第二に、その場合の地方債は、資金運用部資金または簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金をもって引き受けるものと

する等であります。

地方行政委員会におきましては、六月十六日政府側より提案理由の説明を聞きまして、当局との間に質疑応答を重ね、慎重審査を行ないましたが、その詳細につきましては会議録によって御承知を願いたいと思ひます。

六月十七日質疑を終局し、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上御報告申し上げます。

◎建設省設置法の一部を改正する法律

(昭三五・七・一法一一五)

一、提案理由(三月三日)

○大沢(雄)政府委員 たいま議題となりました建設省設置法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

この法律案は、最近における公共事業等の事業量の増大に伴い、これらの事業の用に供する土地の取得が困難を加え、公共事業等の円滑な施行に支障を及ぼしている現状にかんがみ、建設省の付属機関として臨時に公共用地取得制度調査会を設置し、公共用地取得制度に関する重要事項を調査審議させることとするほか、建設省の所掌事務についてその整備をはかろうとするものであります。以下その要旨を御説明申し上げます。

まず第一に、建設大臣の諮問に応じて公共用地取得制度に関する重要事項を調査審議させるため、昭和三十六年三月三十一日までの一年間を限り、建設省の付属機関として公共用地取得制度調査会を設置することとし、また、公共用地取得制度に関する調査を本省の所掌事務とすることとしたことであります。

第二に、日本住宅公団の経営一般の監督に関する事務は、現在大臣官房において所掌いたしておりますが、住宅局において所掌いた

建設省設置法の一部を改正する法律

してあります日本住宅公団関係の事務と統合することが適当と考えられますので、この事務を住宅局の所掌事務とすることとしたこととあります。

第三に、建設省の付属機関である地理調査所の名称を国土地理院に改めることとしたこととあります。地理調査所におきましては、測量法に基づく土地の測量に関する各般の行政事務を所掌することと、地図の調製等の業務を行なっておりますので、地理調査所という名称は、その所掌事務の実態を表わすのに適当でないと考え、その名称を改めることとしたのであります。

第四に、建設省が委託を受けて建設工事等を行なうことができる場合の委託機関として、国民金融公庫及び農林漁業金融公庫を加えるとともに、委託により建設工事用機械技能者の養成及び訓練を行なうことができることとしたこととあります。

なお以上のほか、土木研究所の所掌事務に地すべり防止工事または海岸保全施設工事にかかる特殊な工作物の設計に関する事務を加え、また建設研修所の所掌事務に委託に基づく建設工事用機械技能者の養成及び訓練並びに産業開発青年隊の幹部の訓練に関する事務を加える等所掌事務に関する規定の整備をはかるとともに、地理調査所の名称の変更に伴う関係規定の整備を行なっております。

以上が建設省設置法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

二、衆議院建設委員長報告(四月十九日)

○福田一君 ただいま議題となりました建設省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

改正のおもなる点は、第一に、公共用地取得制度に関する重要事項を調査審議させるため、本省の付属機関として、存置期限を一年とする公共用地取得制度調査会を設置すること、第二に、大臣官房において所掌している日本住宅公団の経営一般の監督に関する事務を住宅局の所掌とすること、第三に、付属機関である地理調査所を国土地理院と改めること、第四に、建設省が委託を受けて建設工事等を行なうことのできる委託機関のうち国民金融公庫及び農林漁業金融公庫を加えること、第五に、建設研修所の所掌事務に、委託に基づく建設工用機械技能者の養成及び訓練並びに産業開発青年隊の幹部の訓練に関する事務を加えること、第六に、土木研究所の所掌事務に、地すべり防止工事または海岸保全施設工事にかかる特殊な工作物の設計に関する事務を加えること、であります。

本案は、三月一日日本委員会に付託され、三日政府より提案理由の説明を聞き、四月十三日参考人より意見を聞く等、慎重に審議を行ない、十四日質疑を終了し、十五日採決に入りましたところ、高橋禎一委員より、施行期日を公布の日改める旨の三党共同提案にかかる修正案が提出され、討論を行なわず採決の結果、全会一致をもって修正案の通り修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対しまして、高橋禎一委員より三党共同提案にかかる附帯決議案が提出され、全会一致の議決を見たのであります。次に、これを朗読いたします。

附帯決議

政府及び公共用地取得制度調査会が、土地収用法の検討にあつては、いやくも、収用地その他の補償額決定以前に、起業者に対し、被収用者の意思に反して、その使用権を認めるがとき公権力の強化に依り私有財産権を侵害することのないよう特に考慮せられんことを強く要望する。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院内閣委員長報告(六月二十日)

(農地被買収者問題調査会設置法(昭三五・法一一二)の委員長報告と一括して掲載)

すなわち、母子世帯の母の中には、みずから事業を営む才能や手腕に恵まれないために現行の貸付金制度を十分活用できない者が少なくなく、また他方、母子世帯の母にとつては、就職の機会がきわめて少ないので、これらの母子世帯の経済的自立をはかるために、母子世帯の福祉をはかることを主たる目的とする法人に対し、母子世帯の母の使用することを条件に貸付金の貸付を行ない、適当な収益事業を行なわせようとするものであります。

改正の第二点は、住宅補修資金について六カ月間の据置期間を設けることとあります。現在、住宅補修資金については、据置期間が設けられていないのでありますが、実際問題として、直ちに償還することは、非常に困難なことでありますので、母子世帯が償還を円滑に行なうことができるように据置期間を設けようとするものであります。

改正の第三点は、災害により被害を受けた母子世帯に対する事業開始資金、事業継続資金または住宅補修資金について、その据置期間を貸付の日から二年間まで延長することができるようにすることとあります。

この種の措置は、従来大災害ごとに特別立法により行なわれてきたものであります。これを一般的な制度として、災害による被害を受けた母子世帯の福祉をはかるものとして、あります。

以上が改正案の概要であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

◎母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律

(昭三五・七・一法一一六)

一、提案理由(四月十四日)

○政府委員(内藤隆君) ただいま議題となりました母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

現行の母子福祉資金貸付制度は、都道府県が母子世帯の母や子に対し、生業資金、修学資金等八種類の資金を貸し付け、その経済的自立の助成をはかることを目的として行なうものであります。昭和二十八年四月この法律の施行以来昭和三十三年度末までに、都道府県が母子世帯に貸し付けました実績は、件数にして約三十二万件、金額にして約六十四億円に達しており、わが国における母子福祉対策に多大の寄与をいたしているものであります。

今回の改正の第一点は、母子世帯の福祉をはかることを主たる目的とする社会福祉法人または民法第三十四条の規定により設立された法人が、母子世帯の母を使用して行なう事業について、事業開始資金及び事業継続資金を貸し付けることができるようにすることにも、その貸付金額の限度をそれぞれ百万円及び三十万円とし、その利率を年五分とすることとあります。

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律

二、参議院社会労働委員長報告(四月二十七日)

○加藤武徳君 ただいま議題となりました母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審議の経過並びに結果を報告いたします。

本法律案は、母子世帯に対する福祉資金貸付の状況にかんがみ、貸付対象及び償還方法に改正を加えんとするものであります。

その要旨は、第一に、母子世帯の福祉増進を主たる目的とする社会福祉法人または民法第三十四条の規定による法人が母子世帯の母を使用して行なう事業について、事業開始資金百万円まで、及び事業継続資金三十万円までを貸し付け得ることとして、母子世帯の母の就職を容易ならしめ、その利率を年五分とすること。第二に、住宅補修資金の貸付について六カ月の据置期間を設けて償還を容易ならしめること。第三に、災害を受けた母子世帯に対する事業開始資金、事業継続資金または住宅補修資金の貸付について、据置期間の延長を二年以内において認めること等であります。

委員会におきましては、母子福祉資金制度の運用については、母子福祉資金の団体貸付の限度額の増加、母子相談員の設置活動状況と費用負担、貸付金の償還状況と償還猶予条件の緩和、貸付金の在庫負担率の引き上げと貸付利率の引き下げ等について質疑が行なわれ、また総合的母子福祉対策については、現在百十五万世帯もある母子家庭のうち、その一割強が生活保護の被保護者であるという状況であって、その就職状況から見ても、定まった勤労生活につき得

ておる者は、わずかに二六%であり、三三%弱は自由労働その他不安定な仕事に従事せざるを得ない者であり、また、これら世帯の月収について見ても、五千円以下が一七%弱、五千円以上一万円以下が三二%強、一万円以上一万五千円以下が二三%弱、一万五千円以上が二九%弱という状況であって、一万円以下の月収の者が実に四八%を占めているという実情からして、これら母子世帯の福祉対策については、あらゆる角度から、たとえば雇用促進、保育対策、母子寮の整備、母子福祉年金の準母子世帯や生別母子世帯への支給等、大いに研究すべき問題があつて、当委員会においては熱心な審議が行なわれ、特に貸付利率の引き下げと母子福祉対策の根本施策については、各委員より強い要望がございましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次いで高野委員より、本法律案に対し、各派共同提案にかかる次の附帯決議を付するの動議が提出されました。

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一、母子家族は、本来社会保障施策の重要問題として取扱うべきであり、国がその生活の保護資金の貸付のみでなく、年金その他の支給金の増額によつて行ふことを建前とすべきであり、政府は此の際母子家族対策をその生活実体に即して立てるべきである。

二、貸付金の徴集については、母子家族の実体を十分勘案して特段の配慮をなすべきである。

三、貸付金の利子については、軽減その他今後特別の考慮をなすべきである。

四、地方財政窮乏の現状にかんがみ、貸付に要する資金は、出来るかぎり国庫負担を増額するよう努めること。

右の決議案について採決を行ないましたところ、これまた全会一致をもつて本法律案の附帯決議とすることに決定した次第であります。

以上報告いたします。

三、衆議院社会労働委員長報告(六月十七日)

○永山忠則君 ただいま議題となりました母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案につき、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本改正法律案のおもなる内容について申し上げますれば、まず第一は、母子世帯の中には事業経営の能力に欠けるため現行制度を十分活用できないものが多く、また、母子世帯の母は就職の機会がきわめて少ないので、その実情にかんがみ、これら母子世帯の経済的自立をはかるために、社会法人または民法第三十四条の規定により設立された法人が母子世帯の母を使用して行なう事業について、事業開始資金及び事業継続資金を貸し付けることができるようにいたすものであります。その場合、貸付金額の限度をそれぞれ百万円

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律

及び三十万円とし、その利率を年五分として、適当な収益事業を行なわせようとするものであります。第二は、住宅補修資金の貸付について、新たに六カ月の据置期間を設けて償還を容易ならしめることであり、第三は、災害による被災母子世帯に対する事業開始資金、事業継続資金または住宅補修資金について、その据置期間を貸付の日から二年間まで延長できるようにすること等であります。

本法案は、四月二十七日委員会に付託され、五月五日政府より提案理由の説明を聴取いたしましたのであります。本月十四日の委員会において採決に入りましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。

◎消防法の一部を改正する法律

(昭三五・七・二法一一七)

一、提案理由(三月二日)

○国務大臣(石原幹市郎君) 今回提案いたしました消防法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由並びにその内容の概要を御説明申し上げます。

消防法の改正につきましては、すでに第三十一回国会におきまして、その一部の改正を見たところでありましたが、その後さらに火災の予防の徹底を期するため種々検討して参りましたところ、今回成案を得ましたので、ここに提案いたしました次第であります。

以下、この法律案の主なる内容につきまして御説明申し上げます。まず第一に、従来の防火責任者の制度を改めて、一定の防火対象物に防火管理者を設けさせ、その資格及び職務内容等について整備をはかり、もって防火管理の徹底を期することいたしました。

第二に、火災の拡大の危険の著しい物品の貯蔵または取り扱いの技術上の基準を市町村条例で定めることとし、これらに起因する火災の予防の徹底を期することいたしました。

第三に、従来は、消防の用に供する機械器具等につきまして、設備すべき建築物その他の工作物の指定並びに設備の技術上の基準に関する規定は市町村条例にゆだねておりましたが、これを改めて、

政令で指定した防火対象物に対しては、消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設を設置するとともに維持しなければならないこととし、これに関する技術上の基準は政令で定めることとして、これが徹底をはかり、もって火災等の災害の防止を期することとしたしました。なお、技術上の基準につきましては、地方的実情に応じ、市町村条例でその付加をすることができるとして、実情に即した運営をはかることいたしました。また、この技術上の基準に関する法令の改正または防火対象物の用途の変更による切りかえを円滑に措置するため、現存の防火対象物等における消防設備等についての法規の適用関係を調整する条項を設けることとしたしました。

第四に、以上の改正に伴う罰則及び経過措置について規定するとともに、その他規定の整備をはかることいたしました。

以上がこの法律案を提出いたしました理由とその内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さらんことをお願いいたします。

二、参議院地方行政委員長報告(四月二十日)

(地方税法の一部を改正する法律(昭三五・法五六)の委員長報告と一括して掲載)

三、衆議院地方行政委員長報告(六月十七日)

(道路交通法(昭三五・法一〇五)の委員長報告と一括して掲載)

のであります。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望いたします次第であります。

二、参議院商工委員長報告(四月十三日)

○山本利壽君 ただいま議題となりました石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本法律案の概要について申し上げます。石油及び可燃性天然ガス資源開発法は、石油及び天然ガスを合理的に開発するため、その掘採の方法を定めるとともに、探鉱の促進をはかることを目的として、昭和二十七年に制定されたものであります。その後、天然ガスの探鉱は着々と進められ、相当な成果をあげて参りましたが、エネルギー資源及び化学工業原料としての天然ガスの需要は今後飛躍的に増大するものと見込まれております。今回の改正は、かかる事態に即応して、昨年来、急激に開発が進められて参りました構造性ガスの探鉱を補助金交付の対象として追加するとともに、補助事業が成功した場合における納付金の納付義務者として、補助を受けた租鉱権者を追加しようとするものであります。

この法律案は参議院先議の議案でありまして、委員会における質疑の際に取り上げられたおもな問題は、天然ガス及び石油精製から発生するガスの生産と利用の見通し、天然ガス採取と地盤沈下問題との関係、国産原油及び天然ガス開発に対する政府の今後の方針等

◎石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律

(昭三五・七・二四法一一八)

一、提案理由(四月五日)

○政府委員(原田憲君) 本日ここに御審議を願います石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

昭和二十七年石油及び可燃性天然ガス資源開発法の施行以来、政府は石油及び可燃性天然ガス資源を合理的に開発し、公共の福祉の増進に寄与するため、その掘採方法について所要の措置を講ずるとともに、探鉱に対して補助金の交付による積極的助成を行なつて参つたのであります。この間天然ガスの探鉱は着々進められ、その成果も次第に現われて参つたのであります。しかしながらエネルギー資源および化学工業原料としての天然ガスの地位は、近來ますます重要な度を加えつつあり、その需要は、将来飛躍的に増大するものと見込まれております。

本改正は、かかる事態に即応して、昨年来急激に開発が進んでおりますところの生産性の著しく高い構造性ガスの探鉱を補助金交付の対象として追加するとともに、補助事業が成功した場合における納付金の納付義務者として被補助租鉱権者等を追加しようとするも

石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律

石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律

三二六

の点であります。その詳細は会議録によってごらんいただきたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたが、別に発言もなく、直ちに採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右御報告申し上げます。

三、衆議院商工委員長報告(六月十七日)

(繊維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律(昭三五―法一二二)の委員長報告と一括して掲載)

◎昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法

(昭三五・七・一四法一一九)

一、提案理由(六月十四日)

○池田内務大臣 たいだいま提案になりました昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案につきまして、提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

まず提案の理由について御説明申し上げます。
昭和三十五年五月のチリ地震津波は、中小企業者に対して想像以上に大きな被害を与え、これが急速な立ち直りのためには再建資金の融通の円滑化をはかることが刻下の急務となつて参りました。

このため政府におきましては、直ちに国民金融公庫、中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫の資金を重点的に災害融資に振り向けることといたしましたほか、昭和三十四年度の伊勢湾台風等による風水害の際にとつた措置に準じて、両公庫の災害融資については行政措置によって貸出利率の引き下げを行なうこととしたのであります。また、商工組合中央金庫の行なう災害融資についても法律により同様に貸付利率の引き下げの措置をとることが必要と考えられるので

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた中小企業者に対する特別措置法

三二七

あります。

次に本法案の概要は、商工組合中央金庫が行なう災害融資について、両公庫の場合と同様、その貸付利率の引き下げを行なうため、商工組合中央金庫に対する政府の利子補給に關し必要な事項を規定したものであります。

すなわち、政府は商工組合中央金庫が災害を受けた中小企業者であつて政令で指定するものに対し、昭和三十五年十月三十一日まで貸し付けた再建資金のうち、被害中小企業者一人につき五十万円までの額について、貸付を行なつた日から三年間を限り、年六分五厘の利率を適用したときは、通常利率との差額を商工組合中央金庫に対して支給することができることとした次第であります。

以上この法律案の提案理由及びその概要を申し述べましたが、何とぞ慎重御審議の上御賛同あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院商工委員長報告(六月十七日)

○中村幸八君 たいだいま議題となりました昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

去る五月二十四日のチリ地震津波が三陸地方を初め太平洋沿岸各地の中小企業者に甚大な被害をもたらしたのは御承知の通りであります。被害中小企業者の急速なる立ち直りのためには、再建資金

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法

三二八

の融通の円滑化をはかることが刻下の急務となっているのであります。すでに、政府におきましては、政府関係金融機関の資金を災害融資に重点的に振り向けることとしたほか、貸付金利の引き下げの措置を講じつつあるのであります。が、商工組合中央金庫の行なり災害融資について引き下げ金利を適用するには特別の立法措置が必要とされ、このために本法案が提出されたのであります。

すなわち、本案の内容は、商工組合中央金庫が政令で指定する被害中小企業者に対し再建資金を貸し付ける場合、一人当たり五十万円までについては、三年間を限り年六分五厘の利率を適用することとし、通常金利との差額を政府が利子補給することとしたものであります。

本案は、六月十四日当委員会に付託され、同日の本会議における趣旨説明の後、委員会において池田通商産業大臣より提案理由の説明を聴取し、引き続き質疑を行ない、質疑終了後、直ちに採決に付しましたところ、全会一致をもって可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告を申し上げます。

三、参議院商工委員長報告(六月二十日)

○山本利壽君 たいだいま、議題となりました昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案について、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、今次の災害を受けた中小企業者に対する再建資金の融通の円滑化をはかるための措置として、商工組合中央金庫が行なう災害融資について、その貸付利率を引き下げること、通常利率との差額を同金庫に対して利子補給を行なうとするものであります。本委員会におきましては、中小企業者の被災状況、伊勢湾台風の際とられた立法措置との相違点等について質疑が行なわれましたが、詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

右御報告を終わります。

◎運輸省設置法の一部を改正する法律

(昭三五・七・一九法一一〇)

一、提案理由(二月十一日)

○前田政府委員 たいだいま、議題となりました運輸省設置法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

今回の改正の要点は、まず第一には、本省の内外部局であります海運局に国内旅客船公団監理官一人を置くこととあります。国内旅客船公団は、国内旅客船の整備に必要な資金の調達が困難な海上旅客運送事業者等に協力することにより、民生の安定に必要な航路の維持改善に資することを目的として、昨年六月資本金二億円全額政府出資の特殊法人として設立されたものであります。今回この公団の監督事務を能率的に遂行するため、海運局に国内旅客船公団監理官一人を置くことといたしましたのであります。

次に改正の第二点は、本省の付属機関として自動車審議会を置くこととあります。現在自動車輸送に対する需要は膨大なものとなっております。これに対処して自動車行政を適正かつ能率的に遂行するため、本省の付属機関として自動車審議会を新設して、自動車輸送及び自動車の保安に関する基本的な問題を調査審議させることとしたのであります。なおこの審議会は、わが国経済の拡大発展の速度に即応して、急速に政策を樹立する必要があると見られますので、一年以

運輸省設置法の一部を改正する法律

内に審議を終える予定であります。その存続期間を昭和三十六年三月三十一日までといたしております。

このほか、第三十一回国会において成立を見ました日本国有鉄道法の一部を改正する法律の施行に伴い、日本国有鉄道の監督に関する運輸大臣の職権の一部を陸運局長が行使できることとなりましたので、この機会に所掌事務について所要の改正をすることといたしております。

以上がこの法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告(三月二十九日)

○福田一君 たいだいま議題となりました運輸省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の改正の第一点は、国内旅客船公団の監督事務を能率的に遂行するため、海運局に国内旅客船公団監理官一人を置くこと、第二点は、自動車輸送に対する需要の膨大化にかんがみ、これが輸送及び保安に関する基本的な問題を調査審議させるため、本省の付属機関として、その存続期間を一年とする自動車審議会を設置することであり、その他、日本国有鉄道法の改正に伴い、陸運局長の所掌事務について所要の改正を加えることとあります。

本案は、二月五日本委員会に付託され、十一日政府より提案理由の説明を聞き、三月二十九日、質疑を終了し、討論の通告もなく、

三二九

採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告申し上げます。

三、参議院内閣委員長報告(六月二十日)

○中野文門君 ただいま議題となりました運輸省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案の内容を申し上げますと、この改正の第一点は、本省の内部部局である海運局に、特別な職として国内旅客船公団監理官一人を置こうとする点であります。改正の第二点は、本省の付属機関として自動車審議会を設置しようとする点でありまして、この審議会の設置期間は昭和三十六年三月三十一日までとなっております。なお、このほか、運輸省の所掌事務について所要の改正をいたしております。

内閣委員会は、前後六回にわたり委員会を開き、この間、樺橋運輸大臣その他関係政府委員の出席を求めまして、慎重に本法律案の審議に当たりましたが、その審議において問題となりましたおもな点を申し上げますと、国内旅客船、特に離島航路旅客船の現状とその経理及び資金の運営状況等、海上運輸に関する政府の基本施策、東京都の交通緩和に関する今後の対策、個人タクシーの許可、いわゆる白タクの取り締まり等に関連する問題、自動車審議会において予想せられる審議事項とその運営方針、近年激増している鉄道、自

◎船員保険法の一部を改正する法律

(昭三五・七・一九法二二二)

一、提案理由(四月五日)

○内藤(隆)政府委員 ただいま議題となりました船員保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明いたします。

船員の職務上の傷病に対する災害補償につきましては、船員法及び船員保険法に基づいてこれを実施いたしておりますが、船員保険法に規定いたしますところの療養の給付期間である三年を経過してもまだなおらない者に対しましては、その実情等にかんがみ、期間経過後もなお引き続き、なおるまで療養保障を行なうことが必要と考えられますので、今回、本法案を提案いたしました次第であります。

次に、本法案の要点について御説明申し上げます。
第一に、ただいま申し上げました職務上の事由による傷病につきまして、療養の給付期間三年を経過してもなおらない者に対しましては、その傷病がなおるまで、引き続き療養の給付及び傷病手当金の支給を行なうこといたしました。なお、これらの者に対しましては、従来、三年間のうちになおらなかった場合でありましたが、その時点において直ちに廃疾の認定を行なうこととしていた方法を改め、その傷病がなおったときに廃疾の認定を行なうこととしたし

船員保険法の一部を改正する法律

自動車、航空機事故の防止対策、海上保安庁の巡視船、ヘリコプター増強の現状、去る三月十六日に発生した小牧飛行場における事故の賠償責任、戦時中の徴用船舶等に対する補償問題等の諸点であります。その詳細は委員会会議録に譲りたいと存じます。

去る五月十七日の委員会におきまして、質疑を終わり、次いで討論に入りましたところ、自由民主党を代表して増原委員より、本法律案の附則を「この法律は、公布の日から施行する。」と改める旨の修正案が提出せられ、修正部分を除く原案に賛成の旨の発言がありました。かくて討論を終わり、まず増原委員提出の修正案につき採決いたしましたところ、全会一致をもって可決せられ、次いでこの修正部分を除く原案につき採決いたしましたところ、これまた全会一致をもって可決せられました。よって本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

たのであります。

第二に、国庫負担の規定いたしましたし、政令で定めるところにより、職務上の事由による傷病のうち政令で定めるものにつき三年を経過してもなおらない者に対する療養の給付及び傷病手当金の支給に要する費用並びに職務上の事由による障害年金の支給に要する費用のうち、船員法の規定による災害補償に相当する部分を越える分につきましては、その一部を国庫が負担することいたしました。

第三に、経過措置といたしまして、陸上の労働者を対象といたしまして、肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法が適用になりました昭和三十年七月二十九日以後に、職務上の事由に基づく外傷性せき髄障害に關して障害年金の支給を受け、この法律施行の際の外傷性せき髄障害がまだなおっていない船員につきましては、この法律の施行後三カ月以内に届出をいたさずして、この届出を行なった者につきましては、なおるまで障害年金の支給を停止し、そのかわりに療養の給付及び傷病手当金の支給を行なうことといたしました。

なお、国庫負担に関する事項につきましては、将来社会保障に関する制度全般の調整がなされる機会において検討を加えなければならぬ面もありますので、この点に關しましては、そのような機会に検討して必要な措置を講ずることとしたのであります。

以上が本法案を提案いたしました理由及びその概要でございますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い

申し上げる次第であります。

二、衆議院社会労働委員長報告(五月十三日)

(引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律(昭三五―法八二)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院社会労働委員長報告(七月十五日)

○加藤武徳君 ただいま議題となりました船員保険法の一部を改正する法律案並びに身体障害者雇用促進法案について、社会労働委員会における審議の経過並びに結果を報告いたします。

まず、船員保険法の一部を改正する法律案について申し上げますと、本法律案の要旨は、職務上の事由による傷病が療養の給付を受けてから三年を経過してもおならない者に対しては、傷病がおおるまで療養の給付及び傷病手当金の支給を行ない、国庫は、三年経過後のこれらの費用並びに職務上の事由による障害年金支給費用のうち、船員法の規定による災害補償費を超える部分について、政令の定めるところにより、その一部を負担し、また、昭和三十年七月二十九日以後職務上の事由による外傷性脊髄障害のため障害年金の支給を受け、本法施行までに障害がおおらず、本法施行後三カ月以内に届け出た者に対しては、障害のおおるまで、療養の給付及び傷病手当金の支給を行ない、障害年金の支給を停止すること等であり、委員会におきましては、熱心な質疑が行なわれましたが、詳細は

委員会におきましては、熱心な質疑が行なわれましたが、詳細は

◎繊維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律 (昭三五・七・二三法一二二)

一、提案理由(三月十一日)

○池田国務大臣 ただいま提案になりました繊維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

現行繊維工業設備臨時措置法は、繊維工業における著しい設備過剰の事態に対処し、設備の規制を行なうことにより、繊維工業の合理化をはかり、もって繊維製品の輸出の正常な発展を期するため、昭和三十一年に制定され、その後化学繊維の設備規制をも行なう必要が生じたため、昭和三十四年に一部改正が行なわれて、今日に至っております。

しかるに為替貿易の自由化の進展が著しい最近の国際的な趨勢にかんがみまして、政府といたしましてはわが国輸入額の約二割を占める繊維原料の自由化につきまして、慎重に検討を行なって参りました。

繊維原料の輸入自由化は、原料の適時適切な入手によって、一般消費者に対し一そう良質安価な衣料の供給を可能にいたしますとともに、企業の自主責任体制を確立し、繊維工業の体質改善、合理化の促進に役立つという大きい効果が期待されるのであります。従い

繊維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律

会議録によって御承知願いたいと存じます。
質疑を終了し、討論採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、身体障害者雇用促進法案は、身体障害者雇用促進のため、公共職業安定所の業務を充実し、都道府県は、身体障害者の就職を容易にするため、国の補助により適応訓練を実施し、国及び地方公共団体等の任命権者は、政府の定める身体障害者雇用率に従い、身体障害者の採用計画を作成し、民間の一般雇用主についても、その雇用率に従って身体障害者を雇い入れるよう努めることとし、重度障害者に対しては、特定の職種について重度障害者雇用率を定め、その就職促進措置を講ずるほか、これらに関する重要事項の調査審議のため、労働省に身体障害者雇用審議会を設置することなどであり、また、衆議院におきましては、「この法律は、公布の日から施行する。」ことに修正いたしましたのであります。

委員会におきましては、熱心な質疑が行なわれましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次いで徳永委員から、「身体障害者雇用率については逐年これが拡大改善をはかり、すみやかに法定すること等に関して、政府は努力すべきである」との附帯決議を付することの動議が提出され、採決の結果、全会一致をもって可決いたしました次第であります。
以上報告をいたします。

まして、政府は昨年末、原綿、原毛の輸入自由化を明年四月より実施することに決定いたしました。

しかしながら、繊維原料の輸入自由化は、繊維工業はむろんのこと、国民経済各般に影響するところきわめて大きいものがありますので、政府といたしましては、昨年十一月以降、業界関係者、学識経験者及び労働者代表よりなる繊維総合対策懇談会を設け、輸入自由化に関しまして総合的見地から慎重に審議を重ねて参りました。同懇談会は本年一月、政府に対して答申を提出いたして参りました。

この答申によりますと、今日著しい過剰設備をかかえ、常に過当競争の危険にさらされている繊維工業の現状におきまして、原料の輸入自由化を適切な準備体制なしに実施いたしますならば、当然に生産過剰の激化を招き、繊維工業はきわめて不健全な様相を呈することになります。その場合、前に申し述べましたような自由化のよい効果は期待することはできず、むしろ繊維工業のみならず国民経済各般に好ましくない事態を招くおそれが考えられるのであります。

紡績業者はむろんのこと、織布業者等の中小企業者、あるいは繊維品販売業者また、就業労働者等を著しく不安定な状態に陥れ、特にわが国輸出の約三割を占める繊維輸出の減退を招く等、幾多の混乱をもたらすことが予想されるのであります。

繊維総合対策懇談会におきましても、本年一月の答申におきまして、以上のような輸入自由化に伴う混乱を極力是正し、自由化の効

果を十分發揮させるために、諸般の対策を提案いたしておりますが、特に過渡的措置として繊維工業設備臨時措置法の改正によります生産秩序の確立を強く要望いたしております。

政府といたしましては、このような答申の趣旨を十分尊重いたし、最近における繊維工業の事情並びに繊維原料の輸入自由化に対処しまして、近い将来秩序ある自由体制への移行を円滑に実施いたすための過渡的対策といたしまして、一定期間法の有効期間を延長いたし、かつ過剰設備の処理を有効適切に実施し得るよう法を改正し、もって繊維工業の安定的発展を期する所存であります。

次に改正の主要な諸点につきまして、御説明いたします。

第一は、過剰設備の処理に関する共同行為の指示を行なう場合の、参酌事項といたしまして、当該年度の繊維製品の需給状況及び輸出見込みを新たに明文化いたしました点であります。現行法におきましては、過剰設備の処理の共同行為を指示する場合には、目標年度における繊維製品の需給状況並びに現有設備数を基礎とし、必要な資金の額並びに一般消費者及び関連事業者に対する影響その他の事情を参酌することになっておりますが、この参酌事項として当該年度における繊維製品の需給状況、繊維製品の輸出見込みを明文化して加えることとしております。これは、過剰設備の処理に関する指示を行なうにあたっては、設備規制によって繊維工業の合理化をはかるという法目的の達成に遺憾ないことを期しますため、長期的な観点とともに、当面の生産及び需要面の事情あるいは輸出事情を十分考慮する必要があると考えられますが、今般の繊維原料の輸入自

由化に伴い、特にこの点を明確にいたす必要がありますため、所要の改正を行なわんとするものであります。

第二は、過剰設備についての処理命令であります。現行法におきましては、過剰設備の処理は、国の指示による共同行為によって行なうこととなっておりますが、このみでは、共同行為に参加しない者の事業活動により法目的の達成を期し得ない事態が生ずることが予想されます。従来は、繊維原料の外貨割当制度があり、これによりましてかなりの確かな需給調整が可能であり、これが過剰設備処理を十分確保する効果を持っていたわけでありましたが、今後原料輸入が自由化されますと、この面からの調整が全く不可能となりますので、過剰設備処理が、共同行為のみをもってしては、きわめて不十分となる事態が当然予想されるのであります。従いまして、今後、特定の要件が存する場合に、関係全事業者に対しまして、過剰設備を格納等の方法により処理すべきことを命令することができるようにならざるを得ないのであります。

第三は、監督規定の整備であります。本法の順守を確保いたしますため、無登録設備の使用制限に関する規定に違反した者に対しては、期間を限って無登録設備の全部または一部を格納もしくは封印すべきことを命じ得ることとし、また過剰設備の処理命令に違反した者に対しては、設備の全部もしくは一部の使用を停止すべきことを命じ得ることとし、さらにこれらの制裁処分をしたときには、その旨を公表しようとするものであります。特にこの監督規定の整備につきましては、前述いたしました繊維総合対策懇談会におきまして

ても、繊維工業の生産秩序の確立をはかる上に必要な措置として強く要望されたものであります。

第四は、目標年度の変更及び本法の有効期間の延長であります。現行法におきましては、設備の新増設あるいは過剰設備の処理をいたします場合の目標年度を、昭和三十七年度としておりますが、最近における設備の生産性の向上等の事情から、昭和三十七年度におきましては、なお相当程度の設備過剰を呈する見込みであります。従いまして、このような設備過剰を是正し、設備規模の適正化をはかりつつ、繊維原料の輸入自由化による繊維事情の変化に対処いたしますため、本法の目標年度を昭和四十年年度に変更いたし、これに伴いまして本法の有効期間を四年延長いたすことが必要と考えられるのであります。

以上が改正の主要点でありまして、各条につきましては、今後御審議の過程を通じ、詳細に御説明申し上げます。このたびの改正は、これまで申して参りましたように繊維原料の輸入自由化に伴う事態に対処し、また現行法施行後の経緯にかんがみまして、過渡的措置といたしまして、繊維工業の合理化をはかる上にぜひとも必要なものと考えられるのであります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに可決あらんことを切望いたします次第であります。

二、衆議院商工委員長報告(六月十七日)

○中村幸八君 たいま議題となりました繊維工業設備臨時措置法

繊維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律

の一部を改正する法律案外一件につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず、繊維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

貿易自由化の進展に伴い、繊維原料の輸入自由化が明年四月より実施されることになったのは御承知の通りであります。適切な準備態勢を欠いたまま自由化に入るならば、繊維産業のみならず、国民経済各般に好ましくない影響を及ぼすおそれきわめて大きいのであります。繊維総合対策懇談会の答申におきまして、この点が特に強調されているのであります。

本改正案は、繊維原料の輸入自由化に伴う混乱を未然に防止して繊維工業の安定的発展をはかるために提案されたものであります。その内容について申し上げます。

第一は、過剰設備の処理に関する共同行為の指示にあたっては、繊維製品の需給あるいは輸出についての当面の事情をも参酌すべきことを明文化しようとするものであります。

第二は、過剰設備の処理が共同行為のみをもってしては不十分な場合には、関係全事業者に対し設備の処理命令を発することができることといたしております。

第三は、無登録設備の使用禁止規定に違反した者に対する格納もしくは封印命令並びに過剰設備の処理命令に違反した者に対する使用停止命令の規定を新たに設けようとするものであります。

第四は、法律の有効期間を四年延長するとともに、設備の新増設

あるいは過剰設備の処理に関する目標年度を昭和四十年年度に変更することとしたしております。

本案は、三月九日当委員会に付託され、十一日池田通商産業大臣より提案理由の説明を聴取し、四月二十八日より質疑に入り、五月十七日に至り質疑を終了し、次いで自由民主党、日本社会党及び民主社会党共同提案による修正案が提出され、民主社会党武藤武雄君の趣旨説明の後、直ちに採決に付しましたところ、全会一致をもって修正案の通り修正議決すべきものと決定いたしました。

修正点は、過剰設備処理の共同行為の実施に関する苦情の申し出の規定を新たに設けたものであります。

なお、採決後、これも各党共同提案の附帯決議案が提出され、日本社会党東海林稔君の趣旨説明の後、これまた全会一致をもって提案通りの附帯決議を付することに決した次第であります。

次に、石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本改正案は、近來化学工業原料としての天然ガスの地位がますます重要度を加えつつある事態に即応して、生産性の高い構造性ガスの探鉱をも補助金交付の対象として追加するとともに、補助事業が成功した場合における納付金の納付義務者として補助被租賦権者等を追加しようとするものであります。

本案は、四月十四日池田通商産業大臣より提案理由の説明を聴取し、自來、参考人の意見を聞く等、慎重な審議を行なったのであり

ます。

五月十七日、質疑を終了しましたので採決に付しましたところ、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決しました。

なお、採決後、自由民主党、日本社会党及び民主社会党共同提案による附帯決議案が提出され、日本社会党櫻井奎夫君の趣旨説明の後、全会一致をもって提案通りの附帯決議を付することに決した次第であります。

以上、御報告を申し上げます。

三、参議院商工委員長報告(七月十五日)

(石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律(昭三五―法一三八)の委員長報告と一括して掲載)

◎身体障害者雇用促進法

(昭三五・七・二五法一二三)

一、提案理由(三月二日)

○松野国務大臣 たいだいま議題となりました身体障害者雇用促進法案につきまして、その提案理由及び内容の大綱を御説明申し上げます。

最近におけるわが国経済の進展により、雇用情勢は一般に好転しつつあるところではありますが、身体障害者は、その障害のために就職の機会が少なく、一般に比べ多数の者が失業または不完全就労の状態に置かれております。

政府といたしましては、これまで、職業紹介の強化、職業訓練の充実等行政措置の推進をはかり、身体障害者の雇用の促進に努力して参ったのでありますが、なお、その就職は困難な実情にあるのであります。

諸外国の状況を見ますと、現在すでに十数カ国が身体障害者の雇用について立法措置を講じており、また、昭和三十年には、国際労働機関第三十八回総会において身体障害者の職業更生に関する勧告が採択されております。

これら諸般の情勢にかんがみ、労働省は、身体障害者の雇用の促進について根本的対策を講ずる必要を認め、各方面の意見を求めつ

つ鋭意検討を進めて参りましたところ、このたび成案を得るに至りましたので、ここに身体障害者雇用促進法案を提出いたし、御審議を仰ぐこととした次第であります。

次にその内容の概要を御説明申し上げます。本法案は、身体障害者が適当な職業に雇用されることを促進することにより、その職業の安定をはかることを目的としておりますが、その具体的措置として第一に、身体障害者の雇用を促進するため、公共職業安定所は、求人者に対して、求人条件についての指導、雇用に関する技術的事項についての助言を行ない、また、身体障害者に対しては、就職後においても作業の環境に適応させるために必要な指導を行なう等、公共職業安定所の業務をさらに充実することいたしました。

第二に、身体障害者の就職を容易にすることを目的として、都道府県は、事業主に委託して、身体障害者の能力に適した作業の環境に適応させるために適応訓練を実施することとし、これに必要な経費の一部を、国が補助することいたしました。

第三に、国及び地方公共団体等に対しまして、身体障害者雇用率を定め、任命権者はこの率以上であるようにするため、身体障害者の採用計画を作成しなければならぬことといたしました。また、民間の一般雇用主に対しまして、身体障害者雇用率を定め、雇用主は、この率以上であるように身体障害者を雇い入れるように努めなければならないこととし、公共職業安定所長は、必要があると認められる場合には、百人以上の労働者を使用する事業所の雇用主に対し、身体障害者の雇い入れ計画の作成を命ずることができることと

して、その雇用の促進をはかることといたしました。

第四に、通常の職業につくことが特に困難である重度障害者に対しては、その能力にも適合する特定の職種を定め、これについては一般の身体障害者雇用率とは別に重度障害者雇用率を定めることによつて、重度障害者についてもその就職の促進が円滑に行なわれるような措置を講ずることといたしました。

第五に、身体障害者の雇用の促進に関する重要事項を調査審議させるため、労働省に身体障害者雇用審議会を設置することといたしました。

以上のほか、身体障害者の雇用の促進について、政府は国民一般の理解を高めるため必要な措置を講ずるとともに、労働大臣は身体障害者の職業安定に関し必要な事項についての調査研究に努める旨を規定いたしました。

以上、この法律の制定理由並びに法律案の概要を御説明申し上げた次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことを御願ひ申し上げます。

二、衆議院社会労働委員長報告(六月十七日)

○永山忠則君 たいいま議題となりました身体障害者雇用促進法案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

身体障害者の雇用の促進については、従来、政府において、行政措置により職業紹介、職業訓練等の強化をはかつてきたのであります。

ろ、自由民主党齋藤委員外一名より、本法律案の施行期日を公布の日に改める修正案が提出せられたのであります。

次いで、修正案並びに修正部分を除く原案について採決の結果、本法律案は全会一致をもつて修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、各派共同提案により、身体障害者の雇用率の達成、重度障害者の職業確保、内部障害者等の就職促進、身体障害者職業指導官制度の設置、遺児、未亡人の優先雇用等、本法律案の運営に関する附帯決議が提出されたのであります。これまた全会一致をもつて附帯決議を付することに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院社会労働委員長報告(七月十五日)

(船員保険法の一部を改正する法律(昭三五―法一二一)の委員長報告と一括して掲載)

すが、身体障害者は、その障害のために就職の機会が少なく、一般の者に比べて失業または不完全就業の状態に置かれている者が多い状況でありまして、これがため、諸外国においては、現在すでに十数カ国が身体障害者の雇用について立法措置を講じており、また、昭和三十年には、国際労働機関第三十八回総会において、身体障害者の職業更生に関する勧告が採択されているような実情でございます。これら諸般の情勢にかんがみ、身体障害者が適当な職業に雇用されることを促進することにより、その職業の安定をはかることが、本法案提出の理由であります。

そのおもなる内容を申し上げますれば、求人者または身体障害者に対する指導、助言等、公共職業安定所の業務をさらに充実することが第一点であり、適正訓練の実施、身体障害者雇用率、その他、国・地方公共団体等及び一般の雇用主の行なう雇入れ等に関して必要なる事項を定めることが第二点であり、これらに関する重要事項を審議するため身体障害者雇用審議会を設置することが第三点であります。

本法案は、二月十七日本委員会に付託され、三月二日労働大臣より提案理由の説明を聴取した後、特に、身体障害者の雇用率、雇用強制、重度障害者の雇用確保に関する措置等に関し、数回にわたる慎重なる審査を行ない、その間、五月十二日には、日本身体障害者団体連合会事務局長黒木猛俊君外五名を参考人として招致し、その意見を聴取したのであります。

かくて、五月十七日の委員会において質疑を終了いたしましたこと

◎開拓者資金融通法の一部を改正する法

律 (昭三五・七・二五法一二四)

一、提案理由(三月二十二日)

(開拓融資保証法の一部を改正する法律(昭三五―法三八)の提案理由を一括して掲載)

二、衆議院農林水産委員長報告(六月十七日)

(開拓営農振興臨時措置法の一部を改正する法律(昭三五―法一二七)の委員長報告を一括して掲載)

三、参議院農林水産委員長報告(七月十五日)

(開拓営農振興臨時措置法の一部を改正する法律(昭三五―法一二七)の委員長報告を一括して掲載)

◎開拓者資金融通法による政府の貸付金の償還条件の緩和等に関する特別措置法 (昭三五・七・二五法一二五)

一、提案理由(三月二十二日)

(開拓融資保証法の一部を改正する法律(昭三五―法三八)の提案理由を一括して掲載)

二、衆議院農林水産委員長報告(六月十七日)

(開拓営農振興臨時措置法の一部を改正する法律(昭三五―法一二七)の委員長報告を一括して掲載)

三、参議院農林水産委員長報告(七月十五日)

(開拓営農振興臨時措置法の一部を改正する法律(昭三五―法一二七)の委員長報告を一括して掲載)

て御説明申し上げます。

現在、公共工事の発注者が前金払いを行なうことは、前金払いの部分について、保証事業会社の保証を条件としておりまして、この場合、万一請負者が債務を履行しないときは、発注者は請負契約を解除して保証事業会社から保証金を受け取ることができるとなっております。

しかしながら、現在の前金払いのなされている公共工事の請負契約の実情を見ますと、保証事業会社の前払い金の保証がなされていることのほかに、請負者がその債務を履行しないときに請負者にかわつてみずからその工事を完成することを約する工事完成保証人が立てられる場合があります。この場合、もとより発注者は請負者が債務の履行をしないときは、請負契約を解除して保証事業会社から保証金の支払を受けることができますが、また契約を解除しないで工事完成保証人に履行の請求をすることもできるのであります。もし、工事完成保証人が発注者の履行の請求に応じて工事を完成しますと、その結果として、保証事業会社は、工事完成保証人の負担において発注者に対する保証金の支払いを免れることとなるのであります。

よつて、この場合、保証事業会社は、支払いを免れた保証金相当額を限度として、工事完成保証人が請負者に対して求償することができ金額を、工事完成保証人に対して支払うことができるものとなつて致しました。

なお、この場合の支払いの額については、なるべく早期に予定し

◎公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律

(昭三五・七・二五法一二六)

一、提案理由(四月五日)

○国務大臣(村上勇君) たいま議題となりました公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

昭和二十七年、公共工事の前払金保証事業に関する法律が制定されて以来、公共工事に関する前払金は、前払金保証制度の運用によつて適正かつ円滑に実施され、公共工事の適正な施行に顕著な効果をおさめておるのでありますが、現在の前払金保証事業の運営の実情にかんがみまして、前払金保証事業の一その充実をはかる必要がありますので、公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正して、保証事業会社は、発注者の請求に応じ、工事を完成して、保証債務を履行した工事完成保証人に対し、保証金の額に相当する額の範囲内で所定の金額を支払い得るようによることによつて、工事完成保証人の債務履行を容易ならしめ、もつて公共工事の適正な施行を確保するよう所要の整備をはかることといたしました。

以上がこの法律案を提出した理由であります。その要旨につ

ておく実際上の必要が予想されますので、保証事業会社及び工事完成保証人は、協議により、発注者の意見を聞いて、その額をあらかじめ定めることができるものとしております。

以上が、公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

二、参議院建設委員長報告(六月二十日)

○岩沢忠恭君 たいま議題となりました公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案について、建設委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

現行法は、公共工事の前払金の実施を円滑化するため、保証事業会社がこれを保証する制度を創設したのであります。すなわち、請負者が債務を履行しない場合、発注者は請負契約を解除して保証事業会社から保証金を受け取ることができるようになったのであります。しかしながら、公共工事の請負契約の実情を見ますと、前払金について請負者が保証事業会社と保証契約を結ぶことを条件とするほか、請負者側に工事完成保証人を立てることが多いのであります。従つて、請負者の債務不履行に対して、発注者は、契約を解除しないで工事完成保証人に履行の請求をすることもできるのであります。ただ現行法によれば、保証事業会社が保証金を支払うのは請負契約を解除した場合に限られているので、工事完成保証人が請負者にかわつて工事を完成した場合には保証金は支払われないのであ

ります。このため、工事完成保証人は発注者から請負金と前払金の差額しか支払われず、前払金についての保証金相当額は請負者に求償できるとはいいながら、自己の負担となつてしまふことが多いのであります。よつて、今回の改正案においては、この場合、保証事業会社は支払いを免れた保証金相当額を工事完成保証人に対して支払うことができることとし、工事完成保証人の債務履行を容易ならしめたのであります。

委員会におきましては、発注機関の前払金の実情、保証事業会社の実態等について詳細な資料の提出を求め、参考人を招致して意見を聴取する等、慎重な審議をいたしましたのであります。

質疑の主なる点について申し上げますと、保証会社発足当時と今日とは金融状況が変わつており、かつ公共機関の中でこの制度を利用しないものがある実情から見て、保証会社は必要ありやいなやという点、当会社の業務を公共工事のみに限らず一般の建設工事に拡大する意思ありやという点、公共事業の請負契約の片務性の是正に対する政府の見解いかん、さらに工事完成保証人の意義等についてでありまして、その詳細は会議録に譲ることといたします。

かくて質疑を終了、討論に入りましたところ、民主社会党を代表して田上委員から、本案は公共事業の促進対策としては末節の問題と思われるが、一步前進であるから賛成する旨の発言があり、また、日本社会党を代表して田中委員から、本案の背景にある請負契約の実態は片務的であつて、これは双務契約に改めなければならぬ。しかし、政府はこれに対し善処を約しているから、民主的な契

約制度が確立されることを条件として賛成する旨の発言がありました。討論を終結、採決の結果、本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右御報告申し上げます。

三、衆議院建設委員長報告(七月十五日)

○羽田武嗣郎君 たいま議題となりました公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案について、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

公共工事の前払金保証事業に関する法律は、昭和二十七年に制定され、公共工事の前払金の実施に際し保証事業会社がこれを保証する制度を創設して、公共工事の適正かつ円滑なる施工に寄与してきております。

すなわち、本制度は、前払金の保証がなされている公共工事の請負者の債務不履行の場合には、発注者は請負契約を解除して、保証事業会社から保証金を受け取ることができるようになっております。しかしながら、現在の前払金のなされている公共工事の請負契約の実情は、保証事業会社の前払金の保証を条件とするほかに、請負者の債務不履行の場合に、請負者にかわって工事の完成を約する工事完成保証人を立てられる場合があり、万一請負者の債務不履行の場合には、発注者は契約を解除することなく、工事完成保証人に履行の請求をすることもできるのであります。

しかし、現行法によれば、保証事業会社の保証金の支払いは請負

契約の解除の場合のみで、工事完成保証人が発注者の履行請求に応じて工事を完成した場合には保証金は支払われないので、工事完成保証人は、発注者から請負金と前払金の差額を支払われるにすぎず、前払金についての保証金相当額を請負者に求償する権利を有するのみで、自己の負担となる事例が多いのであります。従って、今回、工事完成保証人の債務履行を容易ならしめるため、これらの場合には、保証事業会社が支払いを免れた保証金相当額を限度として、これを工事完成保証人に対して支払うことができることにしようとするのであります。

本法案は、参議院先議のため、去る四月二日日本委員会に予備付託され、六月二十日日本付託となったものであります。審査の内容の詳細は会議録に譲ることいたします。

かくて、七月十二日、討論を省略して直ちに採決いたしましたところ、本法案は全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○開拓営農振興臨時措置法の一部を改正する法律

(昭三五・七・二五法二二七)

一、提案理由(三月二十二日)

(開拓融資保証法の一部を改正する法律(昭三五一法三八)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院農林水産委員長報告(六月十七日)

○吉川久衛君 たいま議題となりました、開拓営農振興臨時措置法の一部を改正する法律案外二件の農林水産委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。まず、その大要を一括御報告いたします。

戦後、食糧の増産、失業人口の吸収等の使命をになつて未開の地に入植した開拓者のうちには、一般農家に比し、ごろも遜色のない営農実績を上げておるものもおりますが、一方には、立地条件の劣悪、投下資本の不足、建設工事の遅延、連続する災害等によつて、十余年を経た今日においても、いまだに経営の基礎が確立せず、不振にあえぐ者が少なくない現状にあることは、否定できないところであります。これがため、昭和三十三年には開拓営農振興臨時措置法が制定され、政府は、この法律に基づき、営農改善計画を立てて、経営の立て直しをはかる不振農家に対し、営農資金の追加

開拓営農振興臨時措置法の一部を改正する法律

供給、建設工事の促進、災害資金の借りかえ等の措置を講じて参つたのであります。しかし、このような開拓営農振興対策の実施にもかかわらず、経済事情の変動、各種償還金の重圧等により、それだけでは不振開拓者の経営を真に安定せしめることが困難であると認められるに至り、ここにこの三法案の提出を見るに至つたのであります。

以下、これらの法案のおもな内容について申し上げます。

まず、開拓営農振興臨時措置法の一部を改正する法律案は、従来、開拓者の災害に対しては、天災融資法に基づき系統金融機関から災害資金を融通して参つたのであります。今後、不振開拓者に対しては、この資金のほか、災害のため営農改善計画の達成ができなくなると認められる場合には、開拓者資金融通特別会計から災害資金の貸付ができるようにすること、及び、開拓営農振興に関する重要事項を調査審議するため農林省に審議会を設置することの二点を骨子としてあります。

次に、開拓者資金融通法の一部を改正する法律案は、この法律による今後の政府の貸付金については、毎年度の貸付金ごとに据置期間を増減して、各資金の償還の始期及び終期を一致させて経理の一本化をはかるようにすること、及び、北海道の不振開拓者に対する振興対策資金の貸付条件は、従来、据置期間三年、償還期間九年でありましたが、これをそれぞれ五年及び十五年に延長することの二点を内容とするのであります。

また、開拓者資金融通法による政府の貸付金の償還条件の緩和等